

官 報 (号外)

5

激的であるかどうかの判定は、供給サイドと需要サイドを比較すべきであつて、政府財貨サービス購入の伸び率が供給の伸び率を上回つてゐる四十五年度予算是明らかに景気刺激的であると言える。法人税の増徴が景気の抑制に効果があると言えうが、所得税の減税分が法人税の増徴分よりも多いし、法人税が物価に転嫁されることを考えれば、これまで景気を刺激することにならないか。今後、国際収支の黒字が増加するに伴い、近い将来、円の切り上げが行なわることになるのではなかいか」などの質疑がありました。

これに対し、福田大蔵大臣及び佐藤経済企画庁長官から、「四十五年度予算是、社会資本整備の要請等から財政規模はふえたが、昨年秋以来の金融引き締め政策に呼応して、財政面から景気を刺激しないより十分配慮を加えている。景気が過熱しないよう、総需要を抑える考え方であるが、金融と財政でなし得ることは設備投資と政府財貨サービス購入の抑制であるので、法人税の増徴や公債発行額の縮減とともに、政府財貨サービス購入の伸び率を経済成長率以下に押えたことで所期の目的を果たせると思う。しかし、需要面と供給面との対比も必要なので、今後は供給能力の測定に力を入れていく考えである。減税の景気への影響については、自然増収という形で巨額の購買力が吸い上げられるので、結果的に見て国民消費にブレーキをかけることになり、他面、法人税の増徴による設備投資の抑制が金融引き締め政策と相まって景気を鎮静させる心理的效果がかなりあると思う。国際収支の黒字増大には、輸入の自由化、関税政策、对外経済援助などの推進で対処していく、円の切り上げは考えるべき時期でもないし、検討もしていない」との答弁がありました。

次に、物価問題につきまして、「政府は物価対策を最重要課題としているが、物価の上昇傾向は最近特に著しくなつており、政府は責任を感じずべきではないか。四十五年度の消費者物価上昇率を政府見通しでは四・八%としているが、今年の二

月、三月の大幅上昇によつて、予算編成の基礎となつた物価水準は、政府見通しを大きく上回ることになる。政府見通しを改訂する考えはないか。新経済社会発展計画では、消費者物価の上昇率を五十年度までの年平均で四・四%、五十年度では三・八%と見ているが、政府はこの目標に確信を持っているか。現在の物価情勢は、貯蓄の伸び率、土地家屋などに対する換物傾向の状況から見て、すでにインフレになつておるのではないかなどの質疑がありました。

これに対し政府側から、「消費者物価の伸び率では、三十年代後半に比べ、四十年代前半は下がつてゐるが、最近また上昇傾向にあるので責任を感じており、物価の安定には最大の努力を払つてゐる。しかし、物価上昇の原因には海外要因と国内要因との両面があり、輸入原材料高から来る海外要因には打つ手がむづかしく、また国内要因も設備投資は何とか抑え得るとしても、旺盛な個人消費は押えにくい。四十五年度の物価見通しについては、二月と三月の値上がりがあとまで影響するとも考えられるが、経済成長率等他の指標も出そろうので、それらとあわせて九月ごろの状況を見えて、必要があれば改訂したい。新経済社会発展計画では平均実質成長率一〇・六%と前計画の八・二%を上回つてゐるが、成長と物価の安定をいかにして両立させるかが最大の課題であるので、今後とも物価の安定に一そらの努力を払いたい。現状をインフレと見るかどうかについては、個々の事例だけで言うべきではなく、経済全体を見て判断すべきものであり、貯蓄性向や保険の契約高等から見て、現在インフレとは考えていない。放置すればその心配があるので、各界各層の協力を得て、今後ともあらゆる政策を動員し、物価の安定に努力していく決意である」との答弁がありました。

次に、農業問題につきまして、「政府は米の生産調整こそ日本農業の自衛措置だと言つてゐるが、その真意は何か。百五十万トンの減產目標に達するのではないか。公害に対する責任を明確にするため、昭和四十五年四月十七日 参議院会議録第十二号 昭和四十五年度一般会計予算外二件

月、三月の大幅上昇によつて、予算編成の基礎となるべきものではないか。日本の社会保障制度についてはどう考えているのか。輸入の自由化、残存輸入制限の撤廃等は、果樹や畜産を圧迫し、総合農政の推進と矛盾すると思うが、国内農業との調整をどうするのか。現行食管法では米の買入れ制限はできないと思うが、政府の統一見解を聞きたい。食管赤字の内容はかなり多様化しているが、古々米処理等による赤字は、売買差損等による赤字とは区別して処理すべきではないかなどの質疑がありました。

これに対し、政府側から、「米はいま余つており、国際価格で売れないので、この際は、施政方針演説でも基本的な問題は明確にしており、決して公害対策を軽視しておるものではない。公害についての基本法は、すでに国で取り上げており、さらに今回厚生省でも広域監視測定網を整備する準備を進めている。食品行政についても、昨年以来、関係各省が集まり、経済企画庁を中心とした食品行政検討会を発足せしめ、行政の一体化に努力している。公害罪については大気汚染、水質汚濁に限定して、次の通常国会に提出できるよう検討中である。日本の社会保障給付水準がおくれているのは、年金部門の未成熟によるところが大きいが、新経済社会発展計画では、年率一九・六%で拡大し、昭和五十年度にはGDPに対する比率を二%程度引き上げる目標を立てておる。老人対策については、今年中に審議会の答申を得て、医療、福祉施設、就職あつせん等総合的な施策を固めていきたい。交通災害については、交通事故の発生している以上、自治体まかせでなく、地域的な対策が必要ではないか。食品公害もまた発生している以上、道路の財源については、新経済社会発展計画の中で交通安全施設の充実に重点を置き、来年度から新たに五カ年計画を発足させ、昭和五十年度までに歩行者事故を半減させたいと考えである。道路の財源については、新経済社会発展計画の中で交通安全全体の問題として

公害罪を新設すべきではないか。日本の社会保障給付の水準は国際的におくれているが、その原因及び対策をどのように考えているか。平均寿命が五十年度までの年平均で四・四%、五十年度では三・八%と見ているが、政府はこの目標に確信を持っているか。現在の物価情勢は、貯蓄の伸び率、土地家屋などに対する換物傾向の状況から見て、すでにインフレになつておるのではないかとの質疑がありました。

これに対し政府側から、「米はいま余つており、国際価格で売れないので、この際は、施政方針演説でも基本的な問題は明確にしており、決して公害対策を軽視しておるものではない。公害についての基本法は、すでに国で取り上げており、さらに今回厚生省でも広域監視測定網を整備する準備を進めている。食品行政についても、昨年以来、関係各省が集まり、経済企画庁を中心とした食品行政検討会を発足せしめ、行政の一体化に努力している。公害罪については大気汚染、水質汚濁に限定して、次の通常国会に提出できるよう検討中である。日本の社会保障給付水準がおくれているのは、年金部門の未成熟によるところが大きいが、新経済社会発展計画では、年率一九・六%で拡大し、昭和五十年度にはGDPに対する比率を二%程度引き上げる目標を立てておる。老人対策については、今年中に審議会の答申を得て、医療、福祉施設、就職あつせん等総合的な施策を固めていきたい。交通災害については、道路の財源については、新経済社会発展計画の中で交通安全全体の問題として交通安全施設の充実に重点を置き、来年度から新たに五カ年計画を発足させ、昭和五十年度までに歩行者事故を半減させたいと考えである。道路の財源については、新経済社会発展計画の中で交通安全全体の問題として

公害罪を新設すべきではないか。日本の社会保障給付の水準は国際的におくれているが、その原因及び対策をどのように考えているか。平均寿命が五十年度までの年平均で四・四%、五十年度では三・八%と見ているが、政府はこの目標に確信を持っているか。現在の物価情勢は、貯蓄の伸び率、土地家屋などに対する換物傾向の状況から見て、すでにインフレになつておるのではないかとの質疑がありました。

これに対し政府側から、「米はいま余つており、国際価格で売れないので、この際は、施政方針演説でも基本的な問題は明確にしており、決して公害対策を軽視しておるものではない。公害についての基本法は、すでに国で取り上げており、さらに今回厚生省でも広域監視測定網を整備する準備を進めている。食品行政についても、昨年以来、関係各省が集まり、経済企画庁を中心とした食品行政検討会を発足せしめ、行政の一体化に努力している。公害罪については大気汚染、水質汚濁に限定して、次の通常国会に提出できるよう検討中である。日本の社会保障給付水準がおくれているのは、年金部門の未成熟によるところが大きいが、新経済社会発展計画では、年率一九・六%で拡大し、昭和五十年度にはGDPに対する比率を二%程度引き上げる目標を立てておる。老人対策については、今年中に審議会の答申を得て、医療、福祉施設、就職あつせん等総合的な施策を固めていきたい。交通災害については、道路の財源については、新経済社会発展計画の中で交通安全全体の問題として

公害罪を新設すべきではないか。日本の社会保障給付の水準は国際的におくれているが、その原因及び対策をどのように考えているか。平均寿命が五十年度までの年平均で四・四%、五十年度では三・八%と見ているが、政府はこの目標に確信を持っているか。現在の物価情勢は、貯蓄の伸び率、土地家屋などに対する換物傾向の状況から見て、すでにインフレになつておるのではないかとの質疑がありました。

これに対し政府側から、「米はいま余つており、国際価格で売れないので、この際は、施政方針演説でも基本的な問題は明確にしており、決して公害対策を軽視しておるものではない。公害についての基本法は、すでに国で取り上げており、さらに今回厚生省でも広域監視測定網を整備する準備を進めている。食品行政についても、昨年以来、関係各省が集まり、経済企画庁を中心とした食品行政検討会を発足せしめ、行政の一体化に努力している。公害罪については大気汚染、水質汚濁に限定して、次の通常国会に提出できるよう検討中である。日本の社会保障給付水準がおくれているのは、年金部門の未成熟によるところが大きいが、新経済社会発展計画では、年率一九・六%で拡大し、昭和五十年度にはGDPに対する比率を二%程度引き上げる目標を立てておる。老人対策については、今年中に審議会の答申を得て、医療、福祉施設、就職あつせん等総合的な施策を固めていきたい。交通災害については、道路の財源については、新経済社会発展計画の中で交通安全全体の問題として

公害罪を新設すべきではないか。日本の社会保障給付の水準は国際的におくれているが、その原因及び対策をどのように考えているか。平均寿命が五十年度までの年平均で四・四%、五十年度では三・八%と見ているが、政府はこの目標に確信を持っているか。現在の物価情勢は、貯蓄の伸び率、土地家屋などに対する換物傾向の状況から見て、すでにインフレになつておるのではないかとの質疑がありました。

これに対し政府側から、「米はいま余つており、国際価格で売れないので、この際は、施政方針演説でも基本的な問題は明確にしており、決して公害対策を軽視しておるものではない。公害についての基本法は、すでに国で取り上げており、さらに今回厚生省でも広域監視測定網を整備する準備を進めている。食品行政についても、昨年以来、関係各省が集まり、経済企画庁を中心とした食品行政検討会を発足せしめ、行政の一体化に努力している。公害罪については大気汚染、水質汚濁に限定して、次の通常国会に提出できるよう検討中である。日本の社会保障給付水準がおくれているのは、年金部門の未成熟によるところが大きいが、新経済社会発展計画では、年率一九・六%で拡大し、昭和五十年度にはGDPに対する比率を二%程度引き上げる目標を立てておる。老人対策については、今年中に審議会の答申を得て、医療、福祉施設、就職あつせん等総合的な施策を固めていきたい。交通災害については、道路の財源については、新経済社会発展計画の中で交通安全全体の問題として

これらのほか、日米織維交渉のいきさつ、北方領土返還問題、沖縄問題、貿易、資本取引自由化の見通し、行政機構改革、サラリーマン減税、教育制度の改革、公害病救済策、非行少年対策、過疎過密対策、土地対策、地震防災対策、言論出版の自由制限問題、その他広範多岐にわたり質疑が行なわれました。

また、この間、日本近海におけるソ連の爆撃演習、万国博覧会場での事故、日航機乗っ取り事件、大阪における地下鉄工事現場のガス爆発など、相次ぐ異常事態が発生したため、これらの問題をめぐり、その経過、原因及び対策等について質疑がなされ、航空機乗っ取り防止のための立法措置を今国会に提出する方針が明らかにされるなど、活発な論議がかわされました。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、本日をもちまして質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木委員が反対、自由民主党を代表して柴田委員が賛成、公明党を代表して矢追委員が反対、民社党を代表して向井委員が反対、日本共产党を代表して岩間委員が反対の旨、それぞれ意見述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和四十五年度予算三案は、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもつて御報告を終わります。(拍手)

○議長(黒川雄三君) 三案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。横川正市君。

【横川正市君登壇、拍手】

○横川正市君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和四十五年度予算三案に対し、反対の討論を行なうものであります。内政重視の年ということで、国民一般は非常に期待をかけていたのであります。でき上がったも

には国際的視野に立ったビジョンもなければ、具現化された公約も少なく、政治感覚から見ても、安易に編成されたものであります。このようない算案を国民に押しつけることには、とうてい賛意を表すことができないのであります。

以上は、基本的な反対理由であります。

まず第一に取り上げたいのは、予算編成に対する政府の基本的態度、姿勢の誤りと無責任さであります。政府は毎年、予算の編成にあたり、前提

となる経済情勢の見通しと基本方針を公表しておりますが、驚くべきことに、過去数年来現実には基本方針は相次いでずれつたあるにもかかわらず、ほとんど同じ内容の項目を繰り返しておられます。たとえば、財政の硬直化が相次いで出ていることであります。たとえば、車の両輪論のたとえ話により、地方財政を国の御都合次第で運営しようとする考え方、地方交付税交付金をめぐる数次にわたる覚え書き無視、市町村民税減税補てん債の償還費にかかる元利の補給と特別事業債の元利の補給打ち切りに見られる国会決議無視、児童手当実現の公約無視等々、枚挙にいとまないほどあるのであります。政府は常に、異例ではあるが、やむを得ない措置であり、法違律反ではないと逃げておるのであります。このような態度は国会審議を軽視し、財政民主主義の原則を政府みずから破る不信行為と言わなければなりません。

次に問題といたしたいのは、政府の立てる長期計画、経済見通しと財政運営との関係であります。政府はこれまで数々の長期計画を策定しておりますが、さいの川原の石積みのようにこれがまた計画と実績に大きな差が生ずるたびにまた

化はどこまで解きほぐされているのでありますよ

うか。総合予算主義は厳格に守られているのであ

りません。私は長期計画や経済見通しが無意味なも

うか。総合予算主義は着実に向上しているのであります。たとえば、財政の硬直化は最も重要な課題とし、国民の福祉向上のための諸施

策を着実に実施するとか、等々の美辞麗句をあつ

かましく毎年繰り返し述べているのであります

が、昭和四十五年度予算の説明を見ましても、全

く同じ内容のものであります。一体、財政の硬直化はどこまで解きほぐされているのでありますよ

うか。総合予算主義は厳格に守られているのであ

ります。私は長期計画や経済見通しが無意味なも

うか。総合予算主義は着実に向上しているのであります。たとえば、財政の硬直化は最も重要な課題とし、国民の福祉向上のための諸施

策を着実に実施するとか、等々の美辞麗句をあつ

かましく毎年繰り返し述べているのであります

が、昭和四十五年度予算の説明を見ましても、全

長はそれ自体に価値があるのでなく、国民福祉の向上、人間性の充実した生活が望まれて初めて価値あるものになることはいまさら言うまでもありません。しかるに、経済があまりに急激に成長した反面、過密過疎現象が全面的に起き、各種公害が次々に拡大され、国民は地方でも、都会でも生活基盤を根底から荒らされるがままになつてゐるのであります。工業生産があふえ、企業は十期連続の高収益を記録しようとしているのに、社会資本の立ちあくれから、国民はいつまでも住宅難、交通難に悩みどうしてあります。社会保障の実質的な伸びは相変わらず低く、着実に統べ物価の上昇によつて、国民党は将来の生活に絶望的にならざるを得ないのであります。経済の高度成長といふ名のもとに、繁栄の虚像と苦難の実像が併存していることは、まことに皮肉と言わなければなりません。G.N.P.の増大のみを誇る考え方は、すでに時代おくれであると思うのであります。これからは、G.N.P.増大よりも、むしろマイナスG.N.P.諸要素の解消に大奮鬥をふるわなければならぬいのに、政府の基本態度にいささかの反省が見られないことは、すべての国民が不満とするところであります。

それというのも、冒頭で指摘いたしましたとおり、四十五年度予算は、練りに練つて民意を反映した施策を盛り込んだ予算ではなく、当座しのぎに急ぎ編成したものであるところに原因があるのです。地方交付税制度、人事院の勧告制度、医療を中心とする社会保障制度や食管制度等々、制度や法律の根源にさかのぼつて改革のメスをふるわなければならないものが山積しているのに、一切未解決のまま組んだのが四十五年度予算案だとすれば、いたずらに財政規模が膨大するだけで、その内容が激動する経済社会の実情にマッチしない結果になるのは、けだし当然と言ふべきを得ないのであります。

昭和四十五年度予算において、国と地方との財源配分について適正な処置がとられなかつたため、過密過疎や、各種公害に対する地方住民の悩みは一そら激化するでありますようし、地方自治体の現実に即した彈力的行動が阻害されることはない明瞭なことです。また、人事院勧告を五%しか見ず、あとは予備費や節約でまかなうといつた四十四年度並みのやり方や、現行食管制度を維持しながら、場当たり的減反休耕政策を強行して、当面糊塗しようとするやり方は、財政体質を悪化させるだけでありまして、またもや総合予算主義下の補正予算という矛盾の結果を約束するものであります。さらにもた、いろいろの矛盾欠陥を生じている現在の社会保障制度の抜本的改革に手を染めずいることは、いたずらに予算金額上から見た社会保障費支出を増加させるだけで、国民一人一人の実感とならないことも明らかなどとあります。

内政の年といううたい文句に最も相反しているのは物価問題に対する政府の取り組み方であります。すでにここ数年来、物価の安定は経済運営の基本態度の中で、最も重点的に扱うと公約しておきながら、卸売り物価は昨年二月以来、十四カ月連勝しておりますし、消費者物価も三十八年以来最

高の伸び率を示し、この二月に改訂したばかりの四十四年度上昇率見通し五・七%を早くも突破しているのであります。また政府は、四十五年度の見通として、卸充り物価で一・九%，消費者物価で四・八%の上昇と発表しておりますが、新年度に入る早々、九月ころにはさらに改訂するかもしれないと言明するほどの自信喪失を示していきます。このような政府の態度では、物価の安定などとうてい望み得べくもなく、インフレはすべて定着したと断じても間違いないと思らるであります。一体、政府は、物価問題が容易ならざる深刻な段階に来ることを的確に認識しているのかどうか、疑わざるを得ないのであります。そもそも物価の上昇は経済政策全体の矛盾がうみとして出てきたものでありますから、個別対策もさることながら、結局は、是非でも物価を安定させるという強固な政府の姿勢を示すことが第一であり、さらに政策全般を徹底的に洗い直し、できるものから実施していく積極的态度が必要なのであります。ところが、政府が物価対策の基本としてあげているものは、総需要の抑制、財政と金融のポリシー・ミックス、輸入政策の活用、流通機構の改善、公共料金の抑制等々、すでに言い古されたことの繰り返しであり、しかも、現実には具体策が伴わない一片の作文に終わっておりまして、どれ一つ物価の抑制に実際の効果をあげているというものはないのであります。政府は、物価安定についてのたび重なる提言や提案に耳をかさず、いまや時代おくれになっている各種の補助金や特別保護策などの整理を見送っているばかりか、行政面に直接あるいは間接に介入して自由競争の環境づくりを政府みずからくずし、予算上一兆円近い物価対策費を計上して、むしろ物価上昇に手をかしているとさえ言えるのであります。また、大資本の圧力に弱い政府は、寡占價格や管理價格の横行に目をつぶり、企業がコストアップを物価に安易に転嫁する行為を許しておなり、その上、強力な物価政策を展開しようにも主

務官庁がなく、ばらばらの縦割り行政のため、施策はいつも後手後手とならざるを得ないのが現状であります。このような消費者不在の生産優先主義がとられている限り、物価の上昇はとどまるところを知らないのは、当然と言わざるを得ません。すでに総需要抑制、したがって、物価抑制の最大手段である予算規模の大幅膨張を阻止し得ず、また、その内容の景気刺激的要素を調整し得なかつたのでありますから、四十五年度予算が執行されるにつれ、物価上昇は定着化し、いわゆる予期されたインフレーションの進行が予見されるのであります。さらに、政府は、予算の運営上において、金融引き締めの政策とタイアップして、公共事業費支出の繰り延べを行なう計画によつて、新年度に入る早々、政策の変更を必要とするような予算編成のしかたは、まことに不見識なことであり、また、過去の実例が物語るように、結局は下請企業や中小商業その他労大衆に犠牲をしわ寄せするようなものになるのでありますし、私は反対せざるを得ないのであります。

自然増収があるのに、所得税減税はわずか二千四百六十億円にとどめ、課税最低限は、物価の上昇分を無視して、二年前の財政審議会の答申の規模をそのまま実現するという、まことに愛情のない措置をとつておきながら、好況期の今日、留保所得に対してもみわざかに一・七五%の引き上げにとどめたり、引き当て金制度の拡充、利子配当優遇措置の微温的手直しで済ませるなど、税制改革に対する政府の態度は、国民的視野から見て、まさに公平を欠くものであると言わなければなりません。税の自然増収は、すみやかに国民に還元すべきであり、時勢に合った課税最低限の引き上げにもっと努力すべきであります。

なお、政府は、公債及び政府保証債をそれぞれ前年度より六百億円減額したことでもって大手柄のようにしておりますが、好況が持続している今日こそ、断固公債依存から脱却すべき時期に来てゐるのに、優柔不断の態度をとつておきながら、例最後に一言したいことは、政府は、予算編成にあたつては十分民意を尊重すると言いながら、例年のことく、与党のみの希望を聞き、わが党の修正案すら、かたくなに拒んで原案を強行する態度は、財政民主主義を踏みにじるものと言わざるを得ません。

以上、反対する理由の要点のみを申し上げましたが、結論的に言って、国民生活を破壊し、国の経済運営にプラスとならない昭和四十五年度予算案三案に對しまして、私は反対の意を表すものであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 吉武恵市君。

[吉武恵市君登壇、拍手]
○吉武恵市君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました昭和四十五年度一般会計

予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算の三案に対し、賛成の意を表するものであります。

わが国経済の発展はまさに目ざましいものがございます。この十年間に国民総生産は、年率にして実質一一%をこえる成長を遂げて、昨年は六十二兆円、すなわち十年前の約三倍に達し、い

ます、その規模においては自由諸国の中でも世界第一位の地位を占めるに至りました。また、一人当たりの国民所得においても、十年前の約十一万円から昨年は四十七万円となり、実に四倍に増大しているのであります。また、国際収支においても、ここ一二年の間に急速に改善され、外貨準備高はいまや四十億ドルに至るとしているのであります。しかしながら、この経済の著しい発展過程において、生活環境の悪化等、いわゆる経済社会との間の矛盾が生み出されてきたのであります。

いりました。経済活動は、年率二〇%をこえる設備投資の増加と輸出の好調に恵まれまして、急速に増大してまいりましたが、同時に、物価も上昇の傾向を示し、景気の動向に懸念すべき現象が講ぜられたのであります。その後の経過を見ますと、引き締めの効果もようやく浸透し、一部には金詰まりの結果、引き締めの緩和を求める声も出ておるところであります。しかし、總需要は相変わらず強く、景気の動向はかなり微妙な段階にあるといふのが実情であります。このよう経済動向でありますから、昭和四十五年度予算是、わが国経済の持続的成長を確保しながら、財政面から景気を刺激しない配慮がなされなければならぬのであります。

第三に強調いたしたいのは、社会資本の充実

がはかられたことであります。且しまして、経済成長の中で、最も悩みとしておりましたことは、社会資本の充実が経済成長に立ちおくれていたこと

であります。このことは、経済の成長そのものを

ばはむ障害となりつつあります。たとえば、交通の

港湾、住宅の不足、下水道、その他生活環境施設

の立地おくれ等、これらは経済成長を妨げるばかりでなく、これを改善しなければ、豊かな社会の

建設も期待することができません。政府は、本年

度予算において、この点を最も重視し、公共事業

関係費に思い切った予算の配分を行なつておるの

であります。すなわち、災害復旧費を除く一般公

共事業費には一兆三千三百億円の予算を計上し、

前年度に対し一八%の伸び率を示しております。

その内容を見ますと、国民の最も要望する住

宅、下水、その他生活環境施設の整備に重点が置かれておるのであります。すなわち、生活環境整備においては、前年度に比し二八・六%の伸び率を示し、住宅対策では二〇・一%の伸びとなり、大

幅な増額が行なわれておるのであります。なお、

新しく道路整備五カ年計画及び海岸事業五カ年計

画をはじめとし、さらに、本州四国連絡橋公園を開設するなど、社会資本の充実に格段の力を入れておるのであります。

なお、これに並行いたしまして、公害対策につ

きましても、一般会計、特別会計、財政投融資を

合わせますと相当思い切った予算を計上し、大

気汚染防止、水質保全等についても格段の配慮が

加えられております。このように社会資本の充実

に重点的な予算の配分が行なわれましたことは、

まさに七〇年代の長期的課題にこたえるものであ

ると言ふことができると思うのであります。

第三にあげなければならないのは、社会保障の

佐藤総理は、先般の施政方針演説の中で、この七〇年代に臨む政治の指針として、第一に内政の充実をはかるなどをあげられました。すなわち、建設をはからなければなりません。これが今後大きな課題であります。今後の十年間、すなわち七〇年代は、これら諸問題を解決して、真に人間性豊かな社会の建設をはからなければなりません。これが今後の大規模は、一般会計において七兆九千四百九十七億円であります。前年度当初予算に比して一七・九%の伸び率を示し、名目経済成長率一五・八%を上回つておるのであります。政府財貨サービスの伸び率は一四・八%であります。この伸び率を示す警戒中立型予算と言ふことができると思ふのであります。さらに、公債及び政府保証債の発行額を、前年度当初予算に対し、それぞれ六百億円減額するとともに、法人税の引き上げを行なうこととして財政面から景気を刺激することのないよう格別の配慮がなされておるのであります。

以下、本年度予算の特色を見ますと、第一にあげなければならないのは減税であります。今回のが減税は、平年度、約三千五十億円にのぼり、かつてない大幅減税を行なつております。なお、地方税におきましても、住民税を中心に負担の軽減が行なわれ、国と地方を合わせると、減税の規模は約三千八百億円にのぼつておるのであります。すなわち、今回の所得税減税により、夫婦子供三人の給与所得者の課税最低限は、年収百三十万円に引き上げられ、公約の所得百万円までの所

得税の非課税が完全に達成されることになったのであります。なお、サラリーマンの税負担を緩和するため、給与所得控除の拡充及び税率の緩和がはかられておるのであります。

第二に強調いたしたいのは、社会資本の充実がはかられたことであります。且しまして、経済成長の中で、最も悩みとしておりましたことは、社会資本の充実が経済成長に立ちおくれていたこと

であります。このことは、経済の成長そのものをばはむ障害となりつつあります。たとえば、交通の港湾、住宅の不足、下水道、その他生活環境施設の立地おくれ等、これらは経済成長を妨げるばかりでなく、これを改善しなければ、豊かな社会の建設も改善しなければなりません。政府は、本年度予算において、この点を最も重視し、公共事業関係費に思い切った予算の配分を行なつておるの

であります。すなわち、災害復旧費を除く一般公共事業費には一兆三千三百億円の予算を計上し、前年度に対し一八%の伸び率を示しております。その内容を見ますと、国民の最も要望する住宅、下水、その他生活環境施設の整備に重点が置かれておるのであります。すなわち、生活環境整備においては、前年度に比し二八・六%の伸び率を示し、住宅対策では二〇・一%の伸びとなり、大幅な増額が行なわれておるのであります。なお、新しく道路整備五カ年計画及び海岸事業五カ年計画をはじめとし、さらに、本州四国連絡橋公園を開設するなど、社会資本の充実に格段の力を入れておるのであります。

なお、これに並行いたしまして、公害対策につきましても、一般会計、特別会計、財政投融資を合わせますと相当思い切った予算を計上し、大気汚染防止、水質保全等についても格段の配慮が加えられております。このように社会資本の充実に重点的な予算の配分が行なわれましたことは、まさに七〇年代の長期的課題にこたえるものであると言ふことができると思うのであります。

第三にあげなければならないのは、社会保障の

全く裏切ったことあります。政府は、今年度の税制改正で、平年度三千五百億円の大幅減税をしましたとか、夫婦子供三人の給与所得者の課税最低限額を百三十万円に引き上げたとか、税制調査会の長期答申を完全実施したなどと大々的に宣伝しております。しかしながら、税調の長期答申は三年も前に出されたもので、古ぼけた台本で演技をしていましたが、そのものと言わざるを得ません。長期答申は、当時の物価、賃金、生活水準等を背景に出されましたので、当時と今日では、これら背景となつた数字が二割から三割のズレを生じております。したがって、三年おくれの課税最低限額は、わが党が主張するどとく、少なくとも百三十万円に引き上げる必要があります。こうした点で、政府の減税はまさに不十分の一語に尽きるのでございまます。

また、今年の税制改正に国民が期待した税負担の不公平是正は、縮小どころか拡大したのであります。資産所得者優遇の現行税制のうち、まず利子所得課税については、総合課税を本則とする源泉分離課税の選択制に改めることをたてまえとしながらも、選択分離の税率を当初構想の四〇%から二五%に不当な切り下げを行なつたり、利子支払い申告書の提出義務を實際にはないに等しいものとするなど、たてまえと実態は全然遊離し、利子の総合課税を行なう姿勢はその片りんを認めることはできません。配当所得課税についても、控除額を五%引き下げただけであります。その上、この両制度の実施を四十六年一月から行なうといふのは、国民大衆軽視と言わざるを得ません。

第四の反対理由を歳入面について二点申し上げます。

第一点は、四十五年度の税の自然増収見積もりが不適であるということであります。本年の税の自然増収は一兆三千七百七十億円で、そ

れを百三十万円に引き上げたとか、税制調査会の長期答申を完全実施したなどと大々的に宣伝しております。しかししながら、税調の長期答申は三年も前に出されたもので、古ぼけた台本で演技をしていましたが、そのものと言わざるを得ません。長期答申は、当時の物価、賃金、生活水準等を背景に出されましたので、当時と今日では、これら背景となつた数字が二割から三割のズレを生じております。したがって、三年おくれの課税最低限額は、わが党が主張するどとく、少なくとも百三十万円に引き上げる必要があります。こうした点で、政府の減税はまさに不十分の一語に尽きるのでございまます。

また、今年の税制改正に国民が期待した税負担の不公平是正は、縮小どころか拡大したのであります。資産所得者優遇の現行税制のうち、まず利子所得課税については、総合課税を本則とする源泉分離課税の選択制に改めることをたてまえとしながらも、選択分離の税率を当初構想の四〇%から二五%に不当な切り下げを行なつたり、利子支払い申告書の提出義務を實際にはないに等しいものとするなど、たてまえと実態は全然遊離し、利子の総合課税を行なう姿勢はその片りんを認めるることはできません。配当所得課税についても、控除額を五%引き下げただけであります。その上、この両制度の実施を四十六年一月から行なうといふのは、国民大衆軽視と言わざるを得ません。

第二点は、公債金收入四千三百億円についてであります。国债依存率引き下げのほんとうの目的は、歳入総額に占める公債金收入の割合を低下させることよりも、むしろ好況時の公共事業はできるだけ税金でまかない、他日景気変動が起きた際に、強力なファイスクアル・ポリシーの政策が実行できる余地を大きくしておくことにあると思うのではありません。やえに、今年のことく景気行き過ぎの心配すらある高度経済成長下では、均衡予算に積極的に戻る姿勢こそ肝要であります。四十五年度四千三百億円という多額の公債を発行することのとすると、たてまえと実態は全然遊離し、利子の総合課税を行なう姿勢はその片りんを認めるることはできません。配当所得課税についても、控除額を五%引き下げただけであります。その上、この両制度の実施を四十六年一月から行なうといふのは、国民大衆軽視と言わざるを得ません。

第三点は、百五十万トンの米の生産調整対策について申し上げます。政府は、八百億円を使って

水田の休耕、転作を推進しようとしておりますが、わが農業の基幹農作物である米にかかる農作物への将来展望もなく、揚当たり的なやり方

いことは、はなはだ残念なことと申さねばなりません。

第四点は、内政の七〇年代を強調されましたが、国民は、六〇年代の経済優先の政策を改め

て、七〇年代こそ国民生活優位の諸施策が強力に実行されることに大きな夢と希望を持っていました

あります。しかるに、四十五年度予算は、遺憾ながら内政の七〇年代の課題に立ち向かうにして

は勇氣も意氣込みも乏しく、六〇年代の惰性と延長の上に編成されたものと批判しなければならぬ

ため、なすすべもなく十五名の人たちは眼前に

空光丸沈没時には、救助用大型ヘリコプターがな

いため、かりよおるにあ丸の沈没のときも、かろうじて米軍捜索機により救助され、また小名浜港外の

救助体制の強化が大きな国民の世論となっておりま

ります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第五点は、社会保障について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第六点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第七点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第八点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第九点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第十点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第十一点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第十二点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第十三点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第十四点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第十五点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第十六点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第十七点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第十八点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第十九点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第二十点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

末の医療費改定のはね返りがおもで、対前年度増

加額一千九百億円の六五%がこれに食われ、生活

保護基準の引き上げ、有害食品、スマシ病などの

国民の生活を守る予算の伸びでは微々たるもので

あります。ここでもまた総理の「内政の七〇年代」の発言がうつるな響きを持つことを禁じ得ないのであります。

第二十一点は、社会保険について申し上げます。佐藤総理が一昨年からその実施を公約してきた児童

保護手当が、またまた実施を見送られたことについては、その政治責任をきびしく追及するもので

あります。四十五年度の社会保障費は一兆円の大

台に乗せたなどと、けつこうすくめの説明を政府は行なつてあります。しかし、その実体は、昨年

まがありません。政府が幾ら人間尊重の麗句を並べても、國民大衆は安心して政治を信頼することのできないことをまことに遺憾に思うものでござります。

以上で私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 向井長年君。

〔向井長年君登壇 拍手〕

○向井長年君 私は民社党を代表して、ただいま議題になりました昭和四十五年度予算三案に反対の討論を行ないます。

すでに御承知のこととく、昭和四十五年度予算は、七〇年代の展望に立ってその第一歩をしるす重要なものです。國民のこれにかける期待はきわめて大きなものがあります。すなわち、七〇年代こそ、住宅、社会保障、生活環境整備、教育の振興、物価安定、大幅減税の推進等、内政の充実をはかつて、眞の高度福祉国家の建設を指向するものでなければなりません。ところが、この予算案は、そのような長期的視野と、その実現へのビジョンを欠くばかりか、ただ漫然と従来の総合的悪弊を踏襲しようとしているのであります。この点きびしく批判されるべきであります。

以上の観点から私が反対する第一の理由は、明年度税制のあり方があまりにも不徹底、かつ不合理に過ぎたことを指摘せざるを得ないのであります。とりわけ、大衆減税については、切実な勤労國民の一一致した要求を裏切り、十万円の課税最低限引き上げにとどまつたのです。しかも、これで今後大幅減税の必要はないと述べておりますが、今日、大幅物価上昇を儀ら名目賃金の上昇は、必然的に税負担の急増を招くものであります。これが救済のためには、大幅減税の措置は緊急の課題といわなければなりません。したがいまして、政府の態度はあまりにも國民の生活実感を無視したものであると断じて何ら差しつかえなかろうと思うのであります。これにひきかえて、大企

業の法人税優遇はどうかと申しますならば、一部

手直しをした程度でお茶を濁すにとどまつたのであります。私は法人税につきましては、現在、販売高、収益高とも大きく伸び、景気上昇期にある

のでありますから、これを昭和四十年の景気後退期直前の状態にまで引き上げるべきであると強調するものであります。その他利子配当課税、交際費課税などの不合理に対しましても、たびたび政

府の姿勢を正しましたが、一向に納得できる回答が得られなかつたことはまことに残念であります。

第二の理由といたしましては、防衛関係費の大幅増加、すなわち、專守防衛について國民合意の確立に努力もせずに、ただ自主防衛の名に隠れ、ひとり政府ペースで勝手に防衛力の增强をはかるうとする態度であります。七〇年代のわが國の進路は、高度福祉国家への道か、防衛力增强による軍事大国への道か、その選択を迫られているのであります。四十五年度予算は、後者の道を歩む芽ばかりか、主客転倒もはなはだしいといわざるを得ないのであります。私が反対する最大の理由はここにあるのであります。

第三の理由は、國民生活の充実、向上に積極的な対策を講じていない点であります。特に社会保険、障害年金等に対する所得保障、不幸な母子家庭、生活保護世帯等に対する対策はなおざりにされ、実質的な社会保険の充実にはなっておりません。また、児童手当制度が明年度も見送られたことは、國民

の不満をますます増大させ、政治に対する信頼を失わしめるものであります。他方、住宅建設につ

いても、みずから五ヵ年計画が達成できないと見るや、これを民間に依存しようとしておりま

す。一世帯一住宅は國民の切なる願いであります。このようにさか立ちした政府の住宅政策に対し、猛省を促してやまないのであります。

第四に掲げる反対理由は、物価安定に対する具體策が明示されなかつたことであります。總理大臣の諸問題とて物価安定会議が設置されてから、数々の政策の提案がなされ、國民の共鳴を得るもののが多かったのであります。たとえば、公共

料金の一定期間の停止、流通機構の合理化、大企業のとき生産性向上部門の製品価格の引き下

げ、農業、中小企業など低生産性部門の近代化促進等がそれであります。しかし、政府は、これら

の基本的提案にどう取り組もうとするのか、どう

実現されようとするのかについて、長い予算委員会の審議を通じては、納得のできる説明がなさ

ります。このことは、明年度だけの偶然のできごとではなく、四十七年度から始まると見られる第

四次防衛計画の伏線であるといわなければなりま

せん。しかも、米軍主体の安保体制を堅持すると

いうのでありますから、自主防衛の名に値しない

ばかりか、主客転倒もはなはだしいといわざるを得ないのであります。このことは、明年度だけの偶然のできごとではなく、四十七年度から始まると見られる第

四次防衛計画の伏線であるといわなければなりま

せん。しかも、米軍主体の安保体制を堅持すると

いうのでありますから、自主防衛の名に値しない

ばかりか、主客転倒もはなはだしいといわざるを得ないのであります。このことは、明年度だけの偶然のできごとではなく、四十七年度から始まると見られる第

四次防衛計画の伏線であるといわなければなりま

せん。しかも、米軍主体の安保体制を堅持すると

いうのでありますから、自主防衛の名に値しない

ばかりか、主客転倒もはなはだしいといわざる得ないのであります。このことは、明年度だけの偶然のできごとではなく、四十七年度から始まると見られる第

のようないわゆる政府の政治姿勢を直ちに改め、泳がせ政を即時中止するより、重ねて要求するものであります。

また、一般会計、財投を含めて五千億円に及ぶ大企業の修復、ラオスのナムダム・ダムの建設やビエトナムチャン空港の拡張などのように、アメリカの侵略戦争に援助の名で加担するものであります。また、サイゴンの病院の改築費や、ラオスの通貨安定基金への出資などは、反共かといらい政権のための安定をはかるものであつて、他国の内政に対する干渉にはなりません。

このようないわゆる巨額の支出に反して、沖縄県に対する援助は、琉球政府の要求をはるかに下回るものであります。その内容も、わが党が主張してきたような、県民の要求に従つて、立地条件に適した新しい産業を開発し、自主的、平和的な経済の発展を保障して、真の復興と県民生活の安定向上をしてアーリカが当然行なうべき財政支出を肩がわりしつゝ、共同声明に基づいて、アメリカの基地の進出の地ならしを目さすものとなつております。

第二は、この予算案が、独占資本の高度成長をさらに推し進めるための大企業本位の予算であり、同時に、他方では、国民生活を犠牲にして頗みない反人民的な予算だといふ点であります。大企業本位の公共事業関係費の規模は、第六次道路整備五カ年計画の発足で、一般会計五千八百六十六億円と、財政投融资計画三千億円余に及ぶ道路整備事業費を中心にして、港湾、空港、工業用水など、実に総額一兆三千三百億円に及び、その増加率は一八・四%にも達しております。また、科学技術振興費の名で、原子力、宇宙、海洋開発、大型工業技術関係費など、総額千百四十億円を計上していますが、これらは単に大企業への奉仕を主としているだけではなく、アメリカの技術に依存して、開発研究の自主性をそこねるきわめて対米従属性の性格の強いものであります。このように、社会開発の名によつて独占資本の高度成長を維持させるための資金には巨額の支出を認めながら、年間約百万の死傷者を出している交通事故に対する対策費は減額さえされるあります。また、生活環境施設の整備費も、一般会計の中ではわずか六百億円余りにしかすぎず、一般道路や河川改修費に対する国庫負担率も引き下げられています。公害対策費は、被害者対策よりも、むしろ加害者の施設費に資金を与える仕組みになつています。七十数名に及ぶ死者と、二百数十名の負傷者を出した最近の大坂ガス爆発の大惨事は、まさに、大資本の利潤追求をすべてに優先させている自民党・佐藤内閣の都市政策の矛盾の典型的なあらわれであります。国民は、また、いつどこで起ころともしれない事故を防ぐすべもなく、怒りと不安の生活をしいられています。

社会保険関係費は、一定の増額はしながらも、当然増がその大半を占め、児童手当は政府みずから公約にさえも反して、ついに履行されませんでした。すでに東京都が実行している老人医療の無料化などは採用しようともせぬ、住民優先の明るい都政、府政に見られるよう、住民優先の施策はその片りんすらうかがい得ません。そして生活保護対象人員は削減され、日雇い健保の改善などが進められています。特に失業対策事業の縮小とともに指摘しなければならないのは、言論出版妨害問題についての正義の追及をすりかえようとする公明党的理不尽な中傷に便乗して、政府が失業対策事業に働く労働者と労働組合の権利に不當きわまる攻撃をかけています。

わが党は、このようないわゆる予算三案に国民とともに反対するものであります。以上。(拍手) ○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。表决は記名投票をもつて行ないます。三案に賛成の諸君は白色投票をして食管制度と農地法の改廃を進めようとしていますが、これはアメリカの不当な要求による農産物輸入の自由化政策とあわせて、日本の農業を危機に追いやり、中小農民の経営と生活を破壊するものであります。

存して、開発研究の自主性をそこねるきわめて対米従属性の性格の強いものであります。このように、社会開発の名によつて独占資本の高度成長を維持させるための資金には巨額の支出を認めながら、年間約百万の死傷者を出している交通事故に対する対策費は減額さえされるあります。また、生活環境施設の整備費も、一般会計の中ではわずか六百億円余りにしかすぎず、一般道路や河川改修費に対する国庫負担率も引き下げられています。公害対策費は、被害者対策よりも、むしろ加害者の施設費に資金を与える仕組みになつています。七十数名に及ぶ死者と、二百数十名の負傷者を出した最近の大坂ガス爆発の大惨事は、まさに、大資本の利潤追求をすべてに優先させている自民党・佐藤内閣の都市政策の矛盾の典型的なあらわれであります。国民は、また、いつどこで起ころともしれない事故を防ぐすべもなく、怒りと不安の生活をしいられています。

社会保険関係費は、一定の増額はしながらも、当然増がその大半を占め、児童手当は政府みずから公約にさえも反して、ついに履行されませんでした。すでに東京都が実行している老人医療の無料化などは採用しようともせぬ、住民優先の明るい都政、府政に見られるよう、住民優先の施策はその片りんすらうかがい得ません。そして生活保護対象人員は削減され、日雇い健保の改悪などが進められています。特に失業対策事業の縮小とともに指摘しなければならないのは、言論出版妨害問題についての正義の追及をすりかえようとする公明党的理不尽な中傷に便乗して、政府が失業対策事業に働く労働者と労働組合の権利に不當きわまる攻撃をかけています。

わが党は、このようないわゆる予算三案に国民とともに反対するものであります。以上。(拍手) ○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。表决は記名投票をもつて行ないます。三案に賛成の諸君は白色投票をして食管制度と農地法の改廃を進めようとしていますが、これはアメリカの不当な要求による農産物輸入の自由化政策とあわせて、日本の農業を危機に追いやり、中小農民の経営と生活を破壊するものであります。

昭和四十五年四月十七日 參議院会議録第十二号

昭和四十五年度一般会計予算外二件（所得に対する
間の条約の締結について承認を求めるの件外一件）

る租税に関する二重課税の回避のための日本国とザンビア共和国との

反対者(青色票)氏名

九十二名

書

武內

五郎君
松永忠二君
横川三刀君

に対する一重課税の回

回避について取り決める

谷口 慶吉君
木島 義夫君
西田 信一君
辰巳 一郎君

春日 岩間 前川 田村
正一君 正勇君 日君 三吉

昭和四十五年四月十四日

長谷川 仁

税に関する二重課税の回避のための日本国と大韓民國との間の条約の締結について承認を求めるの件。
税に関する二重課税の回避のための日本国とサンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件。
日程第二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民國との間の条約の締結について承認を求めるの件。
以上両件を一括して議題とする」ととに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。外務委員長谷川仁君。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とサンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

一、費用
別に費用を要しない。
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とザンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。
昭和四十五年三月二十三日
内閣總理大臣 佐藤 榛作

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とザンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とザンビア共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

右

昭和四十五年三月二十一日

審査報告書
所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とザンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とザンビア共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

(号) 報 告 (外)	
(1) この条約の対象である租税は、次のものとする。	(1) この条約の対象である租税は、次のものとする。
(a) 日本国においては、	(a) 日本国においては、
(b) ザンビアにおいては、	(b) ザンビアにおいては、
(c) 住民税 (以下「日本国の租税」という。)	(c) 住民税 (以下「日本国の租税」という。)
(d) 所得税 (e) 法人税 (f) 人頭税	(d) 所得税 (e) 法人税 (f) 人頭税
(2) この条約は、(1)に掲げる租税と実質的に類似する租税で、この条約の署名の日の後にいずれか一方の締約国において設けられるものについても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の中税法について行なわれた改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知するものとする。	(2) この条約は、(1)に掲げる租税と実質的に類似する租税で、この条約の署名の日の後にいずれか一方の締約国において設けられるものについても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の中税法について行なわれた改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知するものとする。
(3) 第二条	(3) 第三条
(1) この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、	(1) この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、
(2) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に	(2) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に
(b) 「ザンビア」とは、ザンビア共和国をいう。	(b) 「ザンビア」とは、ザンビア共和国をいう。

(1) (1)の規定によつて双方の締約国の居住者となる個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。	(1) (1)の規定によつて双方の締約国の居住者となる個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。
(2) (1)の規定によつて双方の締約国の居住者となる個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。	(2) (1)の規定によつて双方の締約国の居住者となる個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。
(3) 第四条	(3) 第四条
(1) この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所で、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものとす。	(1) この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所で、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものとす。
(2) 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。	(2) 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
(a) 管理所	(a) 管理所
(b) 支店	(b) 支店
(c) 事務所	(c) 事務所
(d) 工場	(d) 工場
(e) 作業場	(e) 作業場
(f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所	(f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所
(g) 建築工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月をこえる期間存続するもの	(g) 建築工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月をこえる期間存続するもの
(3) 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。	(3) 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。
(a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。	(a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。
(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。	(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。
(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら他の企業による加工のため、保有すること。	(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら他の企業による加工のため、保有すること。
(d) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。	(d) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
(e) 企業のためにもつばら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。	(e) 企業のためにもつばら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
(4) 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(5)の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く。が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合には、その者は、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。	(4) 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(5)の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く。が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合には、その者は、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。
(5) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他の独立的地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつてゐるという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされるることはしない。	(5) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他の独立的地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつてゐるという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされるとはならない。
(6) 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国において恒久的施設を通じて、又はこれらに支配されているといふ事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。	(6) 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国において恒久的施設を通じて、又はこれらに支配されているといふ事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。
(7) 第五条	(7) 第五条
(1) 不動産から生ずる所得に對しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。	(1) 不動産から生ずる所得に對しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。
(2) 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附屬する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかどうかを問わない)を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。	(2) 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附屬する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかどうかを問わない)を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

(3) (1)の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他すべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

第六条

(1) 一方の締約国の企業の利得に対しても、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その企業の利得に対し、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、当該恒久的施設が同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒久的施設が取得するとみられる利得が、当該恒久的施設に帰せられるものとする。

(3) 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所で生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

(4) (2)の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行なわれている場合には、その締約国が租税を課さるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に規定する原則に適合するようなものでなければならぬ。

(5) 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。

(6) (1)から(5)までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定するものとする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(7) 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、これらの条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第七条

一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際輸送に運用することによつて取得する利得に対しても、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第八条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国内で生じた利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得について、これらの全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に対してもかかる租税を課することができず、また、当該留保所得に対して留保所得税を課することができない。

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合であつて、そのいずれの場合においても、双方の企業の間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が存在する場合には、その条件がなかつたかを問わず、経費に算入することは認められるものとする。

(4) この条において「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）その他のすべての種類の信託の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

(5) (1)の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の基因となつた株式又は持分と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第六条の規定が適用される。

(6) (1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用されない。この場合には、第六条の規定が適用される。

(7) (1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者に支払われる利子に対する租税を課することができる。

(8) この条において「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）その他のすべての種類の信託の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

(9) (1)の規定は、配当に充てられる利得について

(1) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しても、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(2) (1)の利子に対しても、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十ペーセントをとえないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、一方の締約国内で生ずる利子で、他方の締約国の政府若しくは地方公共団体又はこれらの政府若しくは地方公共団体が所有する機関（金融機関を含む。）に支払われるものについては、当該一方の締約国の租税を免除する。

(10) (1)の規定は、配当に充てられる利得について

(1) 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しても、当該他方の

によつて解決するよう努めるものとする。両

締約国の権限のある当局は、また、この条約に規定されていない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

(4) 両締約国の権限のある当局は、この条約を実施するため、直接相互に通信することができ

る。

第二十六条

この条約の規定は、国際法の一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十七条

(1) この条約は、日本国及びザンビア共和国によりそれぞれの国内法上の手続にて承認されなければならぬ。この条約は、その承認を通知する公文が交換された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

(2) この条約は、その効力が生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用する。

第二十八条
この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後の各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じ他方の締約国に対して書面による終了の通告を行なうことができるものとし、この場合には、この条約は、その終了の通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、この条約に署名した。
千九百七十年二月十九日にルサカで、ひとしく
正文である日本語及び英語により本書一通を作成
した。

日本国のために
木村芳夫

ザンビア共和国のために
E・H・K・ムテンダ

内閣総理大臣 佐藤栄作

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は多數をもつて承認すべきものと議決した。

昭和四十五年四月十四日

参議院議長 重宗 雄三殿 外務委員長 長谷川 仁

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、わが国と大韓民国との間で所得に対する二重課税の回避及び脱税の防止について取り決めることを目的とし、相手国に支店等の恒久的施設を有する企業の利得に対する相手国との課税基準、船舶及び航空機の運用利得に対する相互免税、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減、短期滞在者、教授、学生等の受け取る報酬、手当等に対する課税免除等の措置を定めるとともに、それぞれの国内税法に基づき、二重課税を回避する方法を規定したものである。この条約の締結により両国間の經濟、技術及び文化的の交流は一層促進されるものと期待されるので妥当な措置と認めた。

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右に提出する。
国会に提出する。

昭和四十五年三月二十三日

内閣総理大臣 佐藤栄作

き場合を除くほか、

(a) 「韓国」とは、大韓民国をいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に

は、日本国の租税に関する法令が施行されて

いるすべての領域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、

文脈により、日本国又は韓国をいう。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の社団を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税

に関する法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は韓国の租税をいう。

(g) 「権限のある当局」とは、

日本国については、財務部長官又は権限を

与えられたその代理者をいう。

(h) 「日本国」については、大蔵大臣又は権限を

与えられたその代理者をいう。

(i) 「韓国」については、財務部長官又は権限を

与えられたその代理者をいう。

(j) 「代理人」とは、文脈により、日本国の租税又は韓国の租税をいう。

(k) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(l) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(m) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(n) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(o) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(p) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(q) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(r) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(s) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(t) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(u) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(v) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(w) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(x) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(y) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(z) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(aa) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(bb) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(cc) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(dd) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ee) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ff) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(gg) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(hh) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ii) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(jj) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(kk) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ll) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(mm) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(nn) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(oo) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(pp) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

き場合を除くほか、

(aa) 「韓国」とは、大韓民国をいう。

(bb) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に

は、日本国の租税に関する法令が施行されて

いるすべての領域をいう。

(cc) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、

文脈により、日本国又は韓国をいう。

(dd) 「者」には、個人、法人及び法人以外の社団を含む。

(ee) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税

に関する法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ff) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は韓国の租税をいう。

(gg) 「権限のある当局」とは、

日本国については、財務部長官又は権限を

与えられたその代理者をいう。

(hh) 「日本国」については、大蔵大臣又は権限を

与えられたその代理者をいう。

(ii) 「韓国」については、財務部長官又は権限を

与えられたその代理者をいう。

(jj) 「代理人」とは、文脈により、日本国の租税又は韓国の租税をいう。

(kk) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ll) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(mm) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(nn) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(oo) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(pp) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(qq) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(rr) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ss) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(tt) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(uu) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(vv) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ww) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(xx) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(yy) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(zz) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(aa) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(bb) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(cc) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(dd) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ee) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ff) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(gg) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(hh) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ii) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(jj) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(kk) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ll) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(mm) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(nn) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(oo) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(pp) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(qq) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(rr) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ss) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(tt) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(uu) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(vv) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ww) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(xx) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(yy) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(zz) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(aa) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(bb) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(cc) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(dd) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ee) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ff) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(gg) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(hh) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ii) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(jj) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(kk) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ll) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(mm) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(nn) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(oo) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(pp) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(qq) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(rr) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ss) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(tt) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(uu) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(vv) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ww) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(xx) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(yy) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(zz) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(aa) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(bb) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(cc) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(dd) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ee) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ff) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(gg) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(hh) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ii) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(jj) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(kk) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ll) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(mm) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(nn) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(oo) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(pp) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(qq) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(rr) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ss) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(tt) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(uu) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(vv) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(ww) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(xx) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(yy) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(zz) 「税金」とは、税金を有する団体として取り扱われる団体をいう。

た取扱は、この条約の規定が適用される日から効力を失う。

第八条

(1) 一方の締約国の居住者又は法人で他方の締約国から所得を取得するものが他の者と関連を有する場合において、両者の間で独立の者の間の取決めと異なる取決めが作成され又は独立の者の間の条件と異なる条件が認されるときは、その取決め又は条件がなかつたならばその居住者は又は法人の所得となつたはずである所得でその取決め又は条件のためにその居住者又は法人の所得とならなかつたものは、この条約の適用上その居住者又は法人の所得に算入して、当該他方の締約国において課税することができる。

(2) (a) いづれか一方の者が他方の者の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) それら双方の者の経営、支配若しくは資本に第三者が直接若しくは間接に参加する場合には、いづれの一方の者も、他方の者と関連を有するものとされる。

官報 (号外)

第十一条

(1) 一方の締約国の居住者又は法人が他方の締約国から取得する利子に対し当該他方の締約額の十二パーセントをこえないものとする。

(2) (1)の規定にかかるらず、一方の締約国の政府（地方公共団体を含む）、中央銀行又はこれらのいずれか若しくは双方によつて所有されている機関（金融機関を含む）が他方の締約国内の源泉から取得する利子については、当該他方の締約国において租税を免除する。

(3) (1)の規定は、一方の締約国の居住者又は法人である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、その利子が産業上又は商業上の利得であるものとして、第六条の規定を適用する。

(4) 支払者が第八条に規定する関連を有する者に支払つた利子の金額が、その支払の基準となつた債務に対する公正かつ妥当な対価をこえる場合には、(1)の規定は、当該利子の金額のうちその公正かつ妥当な対価に相当する部分についてのみ適用する。

(5) (a) (b) (i)に定める場合を除くほか、一方の締約国（その地方公共団体を含む）又はその居住者若しくは法人が支払う利子は、当該一方の締約国内の源泉から生じた所得として取り扱う。

設が存在する国の源泉から生じた所得として取り扱う。

第十二条

(1) (a) 一方の締約国の居住者又は法人が他方の締約国内の源泉から取得する使用料に対し当該他方の締約額の十二パーセントをこえないものとする。

(2) (1)の規定は、一方の締約国の居住者又は法人の使用料の総額の十二パーセントをこえないものとする。

(3) (1)の規定は、一方の締約国の居住者又は法人が支払う利子の金額が、その支払の基準となつた債務に対する公正かつ妥当な対価をこえる場合には、(1)の規定は、当該利子の金額のうちその公正かつ妥当な対価に相当する部分についてのみ適用するものとし、これをこえる部分に対しても(3)(b)に規定する財産、権利又は情報の一方の締約国内における使用又は使用的権利について支払われる使用料は、当該一方の締約国内の源泉から生じた所得として取り扱う。ただし、国際運輸に運用される船舶又は航空機の賃貸に係る使用料は、賃借人が居住者又は法人である締約国に適用される規則があるときはこれに従つて、租税を課すことができる。

(4) (3)に規定する財産、権利又は情報の一方の締約国内における使用又は使用的権利について支払われる使用料は、当該一方の締約国内の源泉から生じた所得として取り扱う。ただし、国際運輸に運用される船舶又は航空機の賃貸に係る使用料は、賃借人が居住者又は法人である締約国に適用される規則があるときはこれに従つて、租税を課すことができる。

(5) 支払者が第八条に規定する園連を有する者に支払つた使用料又は所得の金額が、その支払の基準となつた財産、権利又は情報に対する公正かつ妥当な対価をこえる場合には、(1)の規定は、当該使用料又は所得の金額のうちその公正かつ妥当な対価に相当する部分についてのみ適用するものとし、これをこえる部分に対しても(5)に規定する財産、権利又は情報の一方の締約国内における使用又は使用的権利について支払われる使用料は、当該一方の締約国内の源泉から生じた所得として取り扱う。ただし、国際運輸に運用される船舶又は航空機の賃貸に係る使用料は、賃借人が居住者又は法人である締約国に適用される規則があるときはこれに従つて、租税を課すことができる。

れる使用料、賃貸料その他の料金については、適用しない。

第十三条

(1) 第十三条、第十四条、第十五条及び第十六条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその人的役務に關して受け取る報酬に対しては、その報酬が他方の締約国内の源泉から生じたものでない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(2) (a) 個人が使用人として若しくは独立の資格においてその人的役務を提供し又は他の者の人の役務を提供することに關して受け取る所得及び法人がその使用人その他の者の人的役務

(3) 一方の締約国の法人が支払う配当は、当該一方の締約国内の源泉から生じた所得として取り扱う。

(4) (1)、(2)及び(3)の規定は、鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所の經營に關して支払われた債務又はその恒久的施設が受け入れた金額から直接支払う利子であつて、その恒久的施設が自己の用にのみ供するために受け入れた債務又はその恒久的施設が受け入れた金額に係るものは、その恒久的施

- (4) (1) 及び(3)の規定にかかわらず、演劇、映画、
（ii）その居住者が自由職業に従事し、かつ、
（iii）その自由職業について受け取る報酬が三
千合衆国ドル又は日本円若しくは韓国ウォ
ンによるその相当額をこえないものである
場合

(b) (i) (a)の規定にかかわらず、一方の締約国の居
住者又は法人が運用する船舶又は航空機にお
いて提供される人的役務に關する報酬は、そ
の人的役務がその船舶又は航空機の正規の乗
組員によつて提供される場合には、当該一方の
締約国内の源泉から生じた所得として取り
扱う。

(c) (a)の規定にかかわらず、個人が法人の役員
の資格で受け取る報酬は、その個人が役員で
ある法人が一方の締約国の法人である場合に
は、当該一方の締約国内の源泉から生じた所
得として取り扱う。

(3) (1) の規定にかかわらず、一方の締約国の居住
者は、次の場合には、他方の締約国内で提供し
た人的役務によつて取得する所得につき当該他
方の締約国において租税を免除される。
(a) (i) その居住者がその年を通じて合計百八十
三日をこえない期間当該他方の締約国内に
滞在し、
（ii）その人的役務が当該一方の締約国の居住者又
は法人の使用人の役務として提供され
れ、かつ、
（iii）その報酬が当該一方の締約国の居住者又
は法人の利得で当該他方の締約国において
租税を課されるものの算定にあたり報酬と
して控除されない場合
(b) (i) その居住者がその年を通して合計九十日
をこえない期間当該他方の締約国内に滞在
し、
(ii) その居住者が自由職業に従事し、かつ、
（iii）その自由職業について受け取る報酬が三
千合衆国ドル又は日本円若しくは韓国ウォ
ンによるその相当額をこえないものである

ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家、運動家その他の芸能人がこれらの者としての人的役務によつて取得する所得については、その人の役務が行なわれる締約国において租税を免除する。ただし、その所得が当該締約国におけるその者の滞在中一日につき百合衆園ドル若しくは日本円若しくは韓国ウォンによるその相当額をこえる場合又はその所得が合計して三千百合衆園ドル若しくは日本円若しくは韓国ウォンによるその相当額をこえる場合は、この限りでない。

第十三策

- (1) 一方の締約国の政府又は当該一方の締約国に存在する大学その他の公認された教育機関の招請によりその教育機関において教育若しくは研究又はこれらの双方を行なうことを主たる目的として当該一方の締約国を訪れる個人で当該一方の締約国における常住の当初に他方の締約国に到着した日から二年をこえない期間、その教育又は研究によつて取得する所得につき当該一方の締約国において租税を免除される。

(2) この条の規定は、主として特定の者の私的利益のために行なわれる研究から生じた所得については、適用しない。

(ii) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための
海外からの送金

(iii) (c) の交付金、手当又は奨励金

備 当該一方の締約国において提供する人の債務によつて取得する所得であつて年間千八百元に合衆国ドル又は日本円若しくは韓国ウォンによるその相当額をこえないもの

(2) (1) の規定に基づく特典は、滞在の目的を達成するためには合理的又は慣習的に必要とされる期間についてのみ与えられる。ただし、個人は、

第十四条

- (1) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金

(ii) (c) の交付金、手当又は奨励金

(2) (i) 当該一方の締約国において提供する人的労務によつて取得する所得であつて年間千八百合衆国ドル又は日本円若しくは韓国ウォンによるその相当額をこえないもの

(ii) (1)の規定に基づく特典は、滞在の目的を達成するためには慣習的に必要とされる期間についてのみ与えられる。ただし、個人は、いかなる場合にも引き続き五年をこえる期間(1)の規定の特典を与えられることはない。

(3) 一方の締約国を訪れた当初に他方の締約国の居住者である個人であつて、当該他方の締約国の居住者若しくは法人の使用人として又はその居住者若しくは法人との契約に基づき、その居住者は又は法人以外の者から技術上、職業上又は事業上の経験を得ることを主たる目的として一年をこえない期間当該一方の締約国内に滞在するものは、その経験の習得に関連して提供する自己の人的役務に対するその期間の報酬につき当該一方の締約国において租税を免除される。ただし、海外から受け取る金額と当該一方の締約国内で支払われる金額との合計が年間五

第十五条 一方の締約国の居住者に支払われる民間の退職年金及び保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- (第十五条) 一方の締約国の居住者に支払われる民間の退職年金及び保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十六条 (1) 政府の職務の遂行として韓国政府又は韓国の地方公共団体に提供された人件役務に關し、同政府若しくは當該地方公共団体によつて個人に支払われ又は同政府若しくは當該地方公共団体が設立した基金から個人に支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬及び退職年金又はこれに類する給付については、日本國の租税を免除する。ただし、次の場合は、この限りでない。

(2) その個人が、日本國の國民又は永住のため日本國に入國することを許可された者である場合

(3) その個人が、日本國との平和条約の規定によつて千九百五十二年四月二十八日に日本國の国籍を失つた者で千九百四十五年九月二日以前から引き続き日本國に在留しているもの(千九百四十五年九月三日から千九百五十二年四月二十八日までの期間中に日本國において出生したその子を含む。)の在留に關する日

卷之三

(3) められている場合
この条の規定は、一方の締約国又はその地方公共団体が利得を得る目的で行なう営業又は事業に関連して提供された人的役務に対して支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬及び退職年金又はこれに類する給付については、適用しない。

第十七条

第十二条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定のうち二以上の規定に基づく特典を受けける資格のある個人は、自己にとつて最も有利な規定に基づく特典を受けることができる。もつとも、その個人は、いずれの課税年度又は課税期間においても、二以上の規定に基づく特典を受ける権利を有しない。

第十八条

二重課税は、次の方法によつて回避する。
(1) 韓国は、韓国の居住者又は法人につき、日本に納付された又は納付されるべき租税の対応額を韓国の租税から控除する。この対応額は、日本国に納付された又は納付されるべき額に基づくものとするが、日本国内の源泉から生じた所得が韓国の租税を課される全所得のうちにおける割合を韓国の租税の額に乗じて得た額をこえないものとする。
(2) 日本国は、日本国に居住者又は法人につき、日本国以外の国において納付される租税を日本国から控除することに關する日本国法の法令の規定に従い、韓国に納付される租税の対応額を日本国に課税から控除する。

(3) (2)の控除の適用上、次の場合に納付されたはである韓国の租税は、納付者によつて納付されたものとみなす。
(a) 韓国の租税が、第九条(1)、第十条(1)及び第十二条(1)の規定に従い韓国において軽減されなかつたとした場合
(b) 韓国の租税が、韓国の経済開発を促進するための特別の獎勵措置であつてこの条約の署

名の日に実施されているもの又は現行の措置の修正若しくはこれへの追加として韓国の租税に関する法令に将来導入されることがあるものに従い、韓国において輕減され又は免除されなかつたとした場合。ただし、両締約国が前記の措置により納税者に与えられる特典の範囲について合意を行なうことを条件とする。

第十九条

(1) 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることがない。

(2) 一方の締約国の居住者又は法人が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の居住者又は法人に対し課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自國の居住者に対して認める租税上の人的控除、救濟及び撫養を他方の締約国の居住者に対して認めることを義務づけるものと解してはならない。

(3) 一方の締約国の法人で資本の全部又は一部が他方の締約国の法人で資本の全部又は一部が該一方の締約国の法人で資本の全部又は一部が該一方の締約国の類似の他の法人が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

(4) この条において「租税」とは、すべての種類の国税又は地方税をいう。

第二十条

両締約国の権限のある当局は、この条約を実

施するため、直接相互に通信することができるものとし、韓国においては、この条約の解釈又は適用に關して困難又は疑惑が生じた場合には、合意によつてできる限りすみやかにその問題を解決するよう努めるものとする。

第二十一条

(1) 一方の締約国の権限のある当局は、この条約の実施又はこの条約の対象である租税に関する訴訟若しくは脱税の防止に關連する情報を他方の締約国の権限のある当局と交換するものとする。

(2) このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならない。ただし、この条約の対象である租税の賦課若しくは徵收又は当該租税に關する執行若しくは訴えに關する者（裁判所及び行政機関を含む。）に対しては、これを開示することができる。

(3) 情報を要請された締約国の権限のある当局は、次の場合には、情報を交換しないものとする。
(a) その情報が、その締約国の租税に關する法令及び行政上の手続の下において入手することができないものである場合
(b) その情報が、営業上、事業上、産業上又は職業上の秘密を明らかにするようなものである場合

(4) 両締約国の権限のある当局は、第一条(1)に掲げる租税に關する法令の改正及び同条(2)に規定する租税の採用につき、その改正又は新たな法令の文書を少なくとも年一回送付することにより、相互に通知する。

第二十二条

各締約国は、この条約に基づき他方の締約国において認められる免稅又は稅率の輕減がこの

ような特典を受ける権利を有しない者によつて享受されることのないよりにするため、当該他方の締約国において課される租税を徵收するよう努めるものとする。その徵收を行なう締約国は、このようにして徵收した金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

第二十三条

納稅者は、他方の締約国の措置によってこの条約の規定に反する課税を受け又は受けに至ると認められる場合には、自己が居住者又は法人である一方の締約国の権限のある当局に対し、その事案について申立てをすることができる。納稅者の申立てを受けた当該一方の締約国の権限のある当局は、その申立てに理由があると認める場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、当該他方の締約国の権限のある当局と合意に達するよう努めるものとする。

この条約の規定は、國際法の一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官又は領事官の租税上の特權に影響を及ぼすものではない。

第二十四条

(1) この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の効力を生じ、かつ、次のものについて適用する。
(a) 韓国においては、

この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度、各課税期間又は各事業年度において生ずる所得又は収入

(b) 日本国においては、

この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得又は収入

第二十六条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後の各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じ他方の締約国に対して書面による終了の通告を行なうことができるものとし、この場合には、この条約は、次のものについて適用を終止する。

(a) 韓国においては、

その通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度、各課税期間又は各事業年度において生ずる所得又は収入

(b) 日本国においては、

その通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得又は収入

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百七十年三月二日に東京で、英語により本書二通を作成した。

以上は、

日本国のために
愛知県一

これらの条約は、相手国に支店等の恒久的施設がある場合の事業利得に対する相手国の課税基準、船舶、航空機の運用利得に対する課税免除、並びに配当、利子及び使用料に対する課税減免等について定めるとともに、二重課税を排除する方法について規定したものであります。相手国の経済開発を促進するための特別奨励措置等に基づいて相手国で減免された税額は、これを納付したものとみなして、わが国の税額から控除する措置がとられております。

委員会における審議の詳細は会議録によつて御承知願います。

四月十四日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、ザンビアとの条約は全会一致をもつて、また、韓国との条約は多数をもつて、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまで、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とザンビア共和国との間の条約の締結について承認を認めることに賛成の諸君の起立を求めます。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とザンビア共和国との間の条約の締結について承認を認めることを問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

〔賛成者起立〕

大韓民国のために
李厚洛

〔長谷川仁君登壇、拍手〕

○長谷川仁君 ただいま議題となりました二重課税の回避のためのザンビアとの条約及び韓国との条約につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

○副議長(安井謙君) 日程第三、機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案。日程第四、輸出保険法の一部を改正する法律案。

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長村上春藏君。

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上御報告申し上げます。商工委員長村上春藏君。

機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月十四日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

一、委員会の決定の理由

要領書

本法律案は、最近におけるビジネスローンの急速な普及にかんがみ、本保険制度を拡充して、新たに機械類の購入者が金融機関から借り入れる購入資金に係る債務をその機械類の製造業者等が保証する契約についても信用保険を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行に伴う必要経費として、十五億七千二百十九万四千円が、昭和四十五年度機械類信用保険特別会計に計上されている。

機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案

機械類賦払信用保険法(昭和三十六年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案を次のように改める。

機械類信用保険法

第一条中「機械類の割賦販売契約」を「機械類に係る割賦販売契約及び購入資金借入保証契約」に改める。

第二条に次の二項を加える。

3 この法律において「購入資金借入保証契約」とは、政令で定める期間にわたり、かつ、三回以上に分割して償還することを条件として機械類の購入者が銀行その他の金融機関から借り入れる当該機械類の購入資金に係る債務を当該機械類を製造し、又は販売する者が保証する契約をいう。

第三条第一項中「機械類賦払信用保険」を「機械類信用保険」に改め、同条第二項中「機械類賦払信用保険」を「機械類信用保険」に、「機械類の割賦販売契約」を「割賦販売契約又は購入資金借入保証契約」に改め、「代金の額」の下に「又は製造業者等が当該購入資金借入保証契約に基づいて当該債務者に代わって弁済をした金額のうち借入金若しくは遅延利息以外の利息(以下「借入金等」といふ。)であつて当該購入資金借入保証契約に係る販売契約に基づいて機械類を引き渡した後に償還期日若しくは支払期日(以下「償還期日等」といふ。)の到来するものの額」を加え、同条第三項第一号中「当該割賦販売契約」の下に「又は購入資本借入保証契約」を加える。

入率問題等につき質疑が行なわれました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、輸出保険法改正案は、付保対象投資の範囲及び担保危険の拡大等の措置を講ずるため、海外投資元本保険と海外投資利益保険を統合して、新たに海外投資保険を創設しようとするもので、本委員会では、海外投資の目的、経済協力の方、国際貿易と海外投資との関係等につき質疑が行なわれました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(安井謙君) 次に、輸出保険法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第二百六十号)の一部を改正する法律案

第四条第二項中「二百円以上一千円以下」を「四百円以上四千円以下」に改め、同項第一号中「二百円」を「四百円」に改め、「二百円に整数を乗じて得た額」の下に「二千円をこえ四千円未満であるときは五百円に整数を乗じて得た額」を加える。

第十一条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、退職が死亡による場合であつて、当該合算額が納付された掛金の総額に満たないときにおける退職金の額は、納付された掛金の総額に相当する額とする。

第十条第二項第一号中「一倍」を「四倍」に改め、同項第一号中「二百円」を「四百円」に改める。

第八十二条第一項ただし書中「三十六月」の下に「(被共済者が第一号又は第二号イに該当するときは、十二月)」を加える。

別表第一を次のよう改める。

別表第一

月 数 金 額

一一月	一、四四〇円	三六〇円
一二月		
一三月	一、六八〇円	四一〇円
一四月	一、九二〇円	四八〇円
一五月	二、一六〇円	五四〇円
一六月	二、四〇〇円	六〇〇円
一七月	二、六八〇円	六七〇円
一八月	二、九六〇円	七四〇円
一九月	三、二八〇円	八二〇円
二〇月	三、六〇〇円	九〇〇円
二一月	三、九六〇円	九九〇円
二二月	四、三三〇円	一〇八〇円
二三月	四、六八〇円	一一七〇円
二四月	九、六〇〇円	一一四〇〇円
二五月	一〇、〇〇〇円	一一五〇〇円
二六月	一〇、四〇〇円	一一六〇〇円

官 報 (号外)

二七月	一〇、八〇〇円	一、七〇〇円	五三月	一五、〇一〇円	五、九四〇円
二八月	一一、一〇〇円	一、八〇〇円	五四月	一五、六四〇円	六、〇九〇円
二九月	一一、六〇〇円	二、九〇〇円	五五月	一六、二三〇円	六、一三〇円
三〇月	一一、〇〇〇円	三、〇〇〇円	五六月	一六、八二〇円	六、三七〇円
三一月	一一、四〇〇円	三、一〇〇円	五七月	一七、四一〇円	六、五一〇円
三二月	一一、八〇〇円	三、一〇〇円	五八月	一八、〇〇〇円	六、六五〇円
三三月	一一、二〇〇円	三、三〇〇円	五九月	一八、五九〇円	六、七九〇円
三四月	一一、六〇〇円	三、四〇〇円	六〇月	二九、一八〇円	六、九三〇円
三五月	一四、〇〇〇円	三、五〇〇円	六一月	二九、七七〇円	七、〇七〇円
三六月	一五、一六〇円	三、六〇〇円	六二月	三〇、三六〇円	七、二一〇円
三七月	一五、五八〇円	三、七〇〇円	六三月	三〇、九五〇円	七、三五〇円
三八月	一六、〇〇〇円	三、八〇〇円	六四月	三一、五四〇円	七、四九〇円
三九月	一六、四二〇円	三、九〇〇円	六五月	三一、一三〇円	七、六三〇円
四〇月	一六、八四〇円	四、〇〇〇円	六六月	三一、七二〇円	七、七七〇円
四一月	一七、二六〇円	四、一〇〇円	六七月	三一、三九〇円	八、二五〇円
四二月	一七、六八〇円	四、二〇〇円	六八月	三四、〇六〇円	八、〇九〇円
四三月	一八、三六〇円	四、三六〇円	六九月	三四、七四〇円	七、九三〇円
四四月	一九、〇三〇円	四、五二〇円	七月	三五、四一〇円	八、四一〇円
四五月	一九、七一〇円	四、六八〇円	七月	三六、〇八〇円	八、五七〇円
四六月	二〇、三八〇円	四、八四〇円	七月	三六、七六〇円	八、七三〇円
四七月	二一、〇五〇円	五、〇〇円	七月	三七、四七〇円	八、九〇〇円
四八月	二一、七三〇円	五、一六〇円	七月	三八、一九〇円	九、〇七〇円
四九月	二二、四〇〇円	五、三三〇円	七月	三八、九二〇円	九、二四〇円
五〇月	二二、〇七〇円	五、四八〇円	七月	三九、六二〇円	九、四一〇円
五一月	二二、七五〇円	五、六四〇円	七月	四〇、三四〇円	九、五八〇円
五二月	一二四、三八〇円	五、七九〇円			

昭和四十五年四月十七日 参議院会議録第十一号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案外一件

三七八

七九月	四一、八一〇円	九、九三〇円
八〇月	四二、五七〇円	一〇、一一〇円
八一月	四三、三三〇円	一〇、二九〇円
八二月	四四、〇八〇円	一〇、四七〇円
八三月	四五、八四〇円	一〇、六五〇円
八四月	四五、六〇〇円	一〇、八三〇円
八五月	四六、三六〇円	一一、〇一〇円
八六月	四七、一二〇円	一一、一九〇円
八七月	四七、八七〇円	一一、三七〇円
八八月	四八、六三〇円	一一、五五〇円
八九月	四九、三九〇円	一一、七三〇円
九〇月	五〇、一五〇円	一一、九一〇円
九一月	五〇、九九〇円	一一、一一〇円
九二月	五一、八三〇円	一一、三一〇円
九三月	五一、六七〇円	一一、五一〇円
九四月	五三、五二〇円	一一、七一〇円
九五月	五四、三六〇円	一一、九一〇円
九六月	五五、二〇〇円	一一、一〇円
九七月	五六、〇四〇円	一三、三一〇円
九八月	五六、八八〇円	一三、五一〇円
九九月	五七、七三〇円	一三、七一〇円
一〇〇月	五八、五七〇円	一三、九一〇円
一〇一月	五九、四五〇円	一四、二二〇円
一〇二月	六〇、三四〇円	一四、三三〇円
一〇三月	六一、二六〇円	一四、五五〇円
一〇四月	六二、一九〇円	一四、七七〇円

一〇五月		六三、一二〇円		一四、九九〇円
一〇六月		六四、〇四〇円		一五、二一〇円
一〇七月		六四、九七〇円		一五、四三〇円
一〇八月		六五、八九〇円		一五、六五〇円
一〇九月		六六、八二〇円		一五、八七〇円
一一〇月		六七、七五〇円		一六、〇九〇円
一一一月		六八、六七〇円		一六、三一〇円
一一二月		六九、六〇〇円		一六、五三〇円
一一三月		七〇、五三〇円		一六、七五〇円
一一四月		七一、四五〇円		一六、九七〇円
一一五月		七二、三八〇円		一七、一九〇円
一一六月		七三、三一〇円		一七、四一〇円
一一七月		七四、二三〇円		一七、六三〇円
一一八月		七五、一六〇円		一七、八五〇円
一一九月		七六、〇八〇円		一八、〇七〇円
一一〇月		八一、二九〇円		一八、二九〇円
一一一月		八二、二七〇円		一八、五一〇円
一一二月		八三、二四〇円		一八、七三〇円
一一三月		八四、二三〇円		一八、九五〇円
一一四月		八五、二〇〇円		一九、一七〇円
一一五月		八六、一八〇円		一九、三九〇円
一一六月		八七、一六〇円		一九、六一〇円
一一七月		八八、一三〇円		一九、八三〇円
一一八月		八九、一一〇円		一〇、〇五〇円
一一九月		九〇、〇九〇円		一〇、二七〇円
一一〇月		九一、〇七〇円		一一〇、四九〇円

一三一月	九二、〇四〇円	一〇、七一〇円	一五七月	一一〇、一三〇円	一七、〇三〇円
一三二月	九三、〇一〇円	一〇、九三〇円	一五八月	一一一、三八〇円	二七、三一〇円
一三三月	九四、〇四〇円		一五九月	一一一、六一〇円	二七、五九〇円
一三四月	九五、〇七〇円		一六〇月	一一一、八七〇円	二七、八七〇円
一三五月	九六、〇九〇円		一六一月	一一五、一一〇円	二八、一五〇円
一三六月	九七、一〇〇円		一六二月	一一六、三六〇円	二八、四三〇円
一三七月	九八、一三〇円		一六三月	一一七、六〇〇円	二八、七一〇円
一三八月	九九、一六〇円		一六四月	一一八、八四〇円	二八、九九〇円
一三九月	一〇〇、一八〇円		一六五月	一一〇、〇九〇円	二九、二七〇円
一四〇月	一〇一、一〇〇円		一六六月	一一一、三三〇円	二九、五五〇円
一四一月	一〇二、一一〇円		一六七月	一一一、五八〇円	二九、八三〇円
一四二月	一〇三、一二〇円		一六八月	一一三、八三〇円	三〇、一一〇円
一四三月	一〇四、二七〇円		一六九月	一一五、〇七〇円	三〇、三九〇円
一四四月	一〇五、二九〇円		一七〇月	一一六、三一〇円	三〇、六七〇円
一四五月	一〇六、三一〇円		一七一月	一一七、五六〇円	三一、五一〇円
一四六月	一〇七、三三〇円		一七二月	一一八、八〇〇円	三一、二三〇円
一四七月	一〇八、三六〇円		一七三月	一一〇、〇四〇円	三一、九五〇円
一四八月	一〇九、三八〇円		一七四月	一一一、二九〇円	三一、七九〇円
一四九月	一一〇、四〇〇円		一七五月	一一一、五三〇円	三一、〇七〇円
一五〇月	一一一、四一〇円		一七六月	一一三、七八〇円	三一、三五〇円
一五一月	一一二、六七〇円		一七七月	一四五、〇二〇円	三一、六三〇円
一五二月	一一三、九一〇円		一七八月	一四五、二七〇円	三一、九一〇円
一五三月	一一五、一六〇円		一七八月	一四六、二七〇円	三三、一九〇円
一五四月	一一六、四〇〇円		一七九月	一四七、五一〇円	三三、四七〇円
一五五月	一一七、六四〇円		一八〇月	一四八、七六〇円	三三、七五〇円
一五六月	一一八、八九〇円		一八一月	一五〇、〇〇〇円	三四、〇三〇円
一八二月	二六、七五〇円				

官報(号外)	一八三月	一五二、四九〇円	三四、三一〇円	二〇九月	一八七、三八〇円	四一、一六〇円	三八〇
	一八四月	一五三、七八〇円	三四、六〇〇円	二一〇月	一八八、八〇〇円	四二、四八〇円	
	一八五月	一五五、〇七〇円	三四、八九〇円	二一一月	一九〇、二三〇円	四二、八〇〇円	
	一八六月	一五六、三六〇円	三五、一八〇円	二一二月	一九一、六九〇円	四三、一三〇円	
	一八七月	一五七、六四〇円	三五、四七〇円	二二三月	一九三、一六〇円	四三、四六〇円	
	一八八月	一五八、九三〇円	三五、七六〇円	二三四月	一九四、六二〇円	四三、七九〇円	
	一八九月	一六〇、二一〇円	三六、〇五〇円	二二五月	一九六、〇九〇円	四四、一二〇円	
	一九〇月	一六一、五一〇円	三六、三四〇円	二二六月	一九七、五六〇円	四四、四五〇円	
	一九一月	一六二、八〇〇円	三六、六三〇円	二二七月	一九九、〇二〇円	四五、七八〇円	
	一九二月	一六四、〇九〇円	三六、九一〇円	二二八月	一〇〇、四九〇円	四五、一一〇円	
	一九三月	一六五、四二〇円	三七、二三〇円	二二九月	一〇一、〇〇〇円	四五、四五〇円	
	一九四月	一六六、七六〇円	三七、五一〇円	二三〇月	一〇三、五一〇円	四五、七九〇円	
	一九五月	一六八、〇九〇円	三七、八一〇円	二三一月	一〇五、〇一〇円	四六、一三〇円	
	一九六月	一六九、四二〇円	三八、一二〇円	二三二月	一〇六、五三〇円	四六、四七〇円	
	一九七月	一七〇、七六〇円	三八、四二〇円	二三三月	一〇八、〇四〇円	四六、八一〇円	
	一九八月	一七一、〇九〇円	三八、七二〇円	二三四月	一〇九、五六〇円	四五、一五〇円	
	一九九月	一七三、四二〇円	三九、〇一〇円	二三五月	一一一、一一〇円	四五、五〇〇円	
	二〇〇月	一七四、八〇〇円	三九、三三〇円	二三六月	一一一、六七〇円	四五、八五〇円	
	二〇一月	一七六、一八〇円	三九、六四〇円	二三七月	一一四、二二〇円	四八、二〇〇円	
	二〇二月	一七七、五六〇円	三九、九五〇円	二三八月	一一五、七八〇円	四八、五五〇円	
	二〇三月	一七八、九三〇円	四〇、二六〇円	二三九月	一一七、三三〇円	四八、九〇〇円	
	二〇四月	一八〇、三一〇円	四〇、五七〇円	二三〇円	一一八、九三〇円	四九、二六〇円	
	二〇五月	一八一、六九〇円	四〇、八八〇円	二三一月	一一九、五三〇円	四九、九八〇円	
	二〇六月	一八三、一一〇円	四一、二二〇円	二三二月	一一一、二三〇円	五〇、三四〇円	
	二〇七月	一八四、五三〇円	四一、五二〇円	二三三月	一一三、七三〇円	五〇、七〇〇円	
	二〇八月	一八五、九六〇円	四一、八四〇円	二三四月	一一五、三三〇円		

官 報 (号外)

二三五月	一一一六、九三〇円	五一、〇六〇円
二三六月	一一一八、五三〇円	五一、四二〇円
二三七月	一一〇、一八〇円	五一、七九〇円
二三八月	一一一、八二〇円	五一、一六〇円
二三九月	一一三、四七〇円	五一、五三〇円
二四〇月	一一五、一一〇円	五一、九〇〇円
二四一月	一一六、八〇〇円	五三、二八〇円
二四二月	一一八、四九〇円	五三、六六〇円
二四三月	一一〇、一八〇円	五四、〇四〇円
二四四月	一一一、八七〇円	五四、四二〇円
二四五月	一一三、五六〇円	五四、八〇〇円
二四六月	一一五、二四〇円	五五、一八〇円
二四七月	一一六、九八〇円	五五、五七〇円
二四八月	一二八、七一〇円	五六、九六〇円
二四九月	一二五〇、四四〇円	五六、三五〇円
二五〇月	一二五二、一八〇円	五六、七四〇円
二五二月	一二五三、九一〇円	五七、二三〇円
二五三月	一二五五、六四〇円	五七、五二〇円
二五四月	一二五七、四一〇円	五七、九二〇円
二五五月	一二五九、二〇〇円	五八、三三〇円
二五六月	一二六〇、九八〇円	五八、七二〇円
二五七月	一二六一、七六〇円	五九、一二〇円
二五八月	一二六四、五三〇円	五九、五一〇円
二五九月	一二六六、三一〇円	五九、九二〇円
二六〇月	二六九、九六〇円	六〇、七四〇円

二六一月	二七一、七八〇円	六一、一五〇円
二六二月	二七三、六〇〇円	六一、五六〇円
二六三月	二七五、四七〇円	六一、九八〇円
二六四月	二七七、三三〇円	六一、四〇〇円
二六五月	二七九、二〇〇円	六二、八二〇円
二六六月	二八一、〇七〇円	六三、二四〇円
二六七月	二八二、九八〇円	六三、六七〇円
二六八月	二八四、八九〇円	六四、一〇〇円
二六九月	二八六、八〇〇円	六四、五三〇円
二七〇月	二八八、七一〇円	六四、九六〇円
二七一月	二九〇、六二〇円	六六、三九〇円
二七二月	二九一、五八〇円	六六、八三〇円
二七三月	二九四、五三〇円	六六、二七〇円
二七四月	二九六、四九〇円	六六、七二〇円
二七五月	二九八、四四〇円	六七、一五〇円
二七六月	三〇〇、四〇〇円	六七、五九〇円
二七七月	三〇一、四〇〇円	六八、〇四〇円
二七八月	三〇四、四〇〇円	六八、四九〇円
二七九月	三〇六、四〇〇円	六八、九四〇円
二八〇月	三〇八、四〇〇円	六九、三九〇円
二八一月	三一〇、四〇〇円	六九、八四〇円
二八二月	三一二、四〇〇円	七〇、二九〇円
二八三月	三一四、四四〇円	七〇、七五〇円
二八四月	三一六、四九〇円	七一、二二〇円
二八五月	三一八、五三〇円	七一、六七〇円
二八六月	三二〇、六二〇円	七二、一四〇円

二八七月	三一三、七一〇円	七一、六一〇円
二八八月	三三四、八〇〇円	七三、〇八〇円
二八九月	三三六、八九〇円	七三、五五〇円
二九〇月	三三一、〇二〇円	七四、〇三〇円
二九一月	三三三、一六〇円	七四、五一〇円
二九二月	三三三、二九〇円	七四、九九〇円
二九三月	三三五、四二〇円	七五、四七〇円
二九四月	三三七、五六〇円	七五、九五〇円
二九五月	三三九、七三〇円	七六、四四〇円
二九六月	三四一、九一〇円	七六、九三〇円
二九七月	三四四、〇九〇円	七七、四二〇円
二九八月	三四六、二七〇円	七八、九一〇円
二九九月	三四八、四四〇円	七八、四〇〇円
三〇〇月	三五〇、六七〇円	七八、九〇〇円
三〇一月	三五二、八九〇円	七九、四〇〇円
三〇二月	三五五、一一〇円	七九、九〇〇円
三〇三月	三五七、三八〇円	八〇、四一〇円
三〇四月	三五九、六四〇円	八〇、九一〇円
三〇五月	三六一、九一〇円	八一、四三〇円
三〇六月	三六四、一八〇円	八一、九四〇円
三〇七月	三六六、四九〇円	八二、四六〇円
三〇八月	三六八、八〇〇円	八二、九八〇円
三〇九月	三七一、一一〇円	八三、五〇〇円
三一〇月	三七三、四一〇円	八四、〇二〇円
三一一月	三七五、七八〇円	八四、五五〇円
三一二月	三七八、一三〇円	八五、〇八〇円

三一三月	三八〇、四九〇円	八五、六一〇円
三一四月	三八二、八四〇円	八六、一四〇円
三一五月	三八五、二四〇円	八六、六八〇円
三一六月	三八七、六四〇円	八七、二二〇円
三一七月	三九〇、〇四〇円	八八、三〇〇円
三一八月	三九二、四四〇円	八九、四〇〇円
三一九月	三九七、三三〇円	八九、五五〇円
三一十月	三九九、七八〇円	九一、〇六〇円
三一十一月	四〇二、二三〇円	九〇、五〇〇円
三一十二月	四〇四、七一〇円	九一、六二〇円
三一三月	四〇七、二〇〇円	九二、一八〇円
三一四月	四〇九、六九〇円	九三、三一〇円
三一五月	四一四、七六〇円	九三、八九〇円
三一六月	四一七、二九〇円	九四、四六〇円
三一七月	四一九、八二〇円	九五、〇四〇円
三一八月	四二二、四〇〇円	九六、二〇〇円
三一九月	四二四、九八〇円	九六、七八〇円
三一十月	四二七、五六〇円	九七、三七〇円
三一十一月	四三〇、一三〇円	九七、九六〇円
三一十二月	四三二、七六〇円	九八、五五〇円
三一三月	四三五、三八〇円	九九、一五〇円
三一六月	四三八、〇〇〇円	九九、七五〇円
三一七月	四四〇、六七〇円	
三一八月	四四三、三三〇円	

官 報 (号 外)

三三九月	四四六、〇〇〇円	一〇〇、三三五〇円
三四〇月	四四八、七一〇円	一〇〇、九六〇円
三四一月	四五一、四二〇円	一〇一、五七〇円
三四二月	四五四、一三〇円	一〇一、一八〇円
三四三月	四五六、八四〇円	一〇一、七九〇円
三四四月	四五九、六〇〇円	一〇一、四一〇円
三四五月	四六二、三六〇円	一〇四、〇三〇円
三四六月	四六五、一一〇円	一〇四、六五〇円
三四七月	四六七、八七〇円	一〇五、二七〇円
三四八月	四七〇、六七〇円	一〇五、九〇〇円
三四九月	四七三、四七〇円	一〇六、五三〇円
三四〇月	四七六、二七〇円	一〇七、一六〇円
三四一月	四七九、一一〇円	一〇七、八〇〇円
三四二月	四八一、九六〇円	一〇八、四四〇円
三四三月	四八四、八四〇円	一〇九、〇九〇円
三四四月	四八七、七三〇円	一〇九、七四〇円
三四五月	四九〇、六一〇円	一一〇、三九〇円
三四六月	四九三、五六〇円	一一一、〇五〇円
三四七月	四九六、四九〇円	一一一、七一〇円
三四八月	四五九、四二〇円	一一二、三七〇円
三四九月	五〇一、三六〇円	一一三、〇三〇円
三五〇月	五〇五、三三〇円	一一三、七〇〇円
三五〇月	五一八、三一〇円	一一四、三七〇円
三六一月	五一一、二九〇円	一一五、〇四〇円
三六二月	五一四、三一〇円	一一五、七一〇円
三六三月	五一七、三三〇円	一一六、四〇〇円

三六五月	五一〇、三六〇円	一一七、〇八〇円
三六六月	五二三、四二〇円	一一七、七七〇円
三六七月	五二六、四九〇円	一一八、四六〇円
三六八月	五二九、五六〇円	一一九、一五〇円
三六九月	五三三、六七〇円	一二九、八五〇円
三七〇月	五三五、七八〇円	一二〇、五五〇円
三七一月	五四二、〇四〇円	一二一、二五〇円
三七二月	五四八、八九〇円	一二一、九六〇円
三七三月	五四五、二〇〇円	一二二、六七〇円
三七四月	五四八、三六〇円	一二三、三八〇円
三七五月	五四一、五六〇円	一二四、一〇〇円
三七六月	五六七、九六〇円	一二五、五四〇円
三七七月	五六一、二〇〇円	一二六、二七〇円
三七八月	五六四、四四〇円	一二七、〇〇〇円
三七九月	五六七、六九〇円	一二七、七三〇円
三八〇月	五六九、九八〇円	一二八、四七〇円
三八一月	五六一、二七〇円	一二九、二一〇円
三八二月	五六四、二七〇円	一二九、二一〇円
三八三月	五七七、六〇〇円	一二九、九六〇円
三八四月	五八〇、九三〇円	一三〇、七一〇円
三八五月	五八四、二七〇円	一三一、四六〇円
三八六月	五八七、六四〇円	一三一、三一〇円
三八七月	五九一、〇一〇円	一三三、九八〇円
三八八月	五九四、四四〇円	一三三、七五〇円
三八九月	五九七、八七〇円	一三四、五二〇円
三九〇月	六〇一、二九〇円	一三五、二九〇円

三九一月	六〇四、七六〇円	一三六、〇七〇円	四一七月	七〇〇、四四〇円	一五七、六〇〇円
三九二月	六〇八、三二〇円	一三六、八五〇円	四一八月	七〇四、三六〇円	一五八、四八〇円
三九三月	六一一、六九〇円	一三七、六三〇円	四一九月	七〇八、三一〇円	一五九、三七〇円
三九四月	六一五、一六〇円	一三八、四一〇円	四一〇月	七一一、二七〇円	一六〇、二六〇円
三九五月	六一八、六七〇円	一三九、二〇〇円	四一一月	七一六、二七〇円	一六一、一六〇円
三九六月	六二一、一八〇円	一三九、九九〇円	四一二月	七一〇、二七〇円	一六一、〇六〇円
三九七月	六二五、七三〇円	一四〇、七九〇円	四一三月	七一四、三一〇円	一六一、九七〇円
三九八月	六二九、二九〇円	一四一、五九〇円	四一四月	七一八、三六〇円	一六三、八八〇円
三九九月	六三一、八九〇円	一四二、四〇〇円	四一五月	七三一、四〇〇円	一六四、七九〇円
四〇〇月	六三六、四九〇円	一四三、二一〇円	四一六月	七三六、四九〇円	一六五、七一〇円
四〇一月	六四〇、〇九〇円	一四四、〇一〇円	四一七月	七四〇、五八〇円	一六六、六三〇円
四〇二月	六四三、七三〇円	一四五、八四〇円	四一八月	七四四、七一〇円	一六七、五六〇円
四〇三月	六四七、三八〇円	一四五、六六〇円	四一九月	七四八、八四〇円	一六八、四九〇円
四〇四月	六五一、〇七〇円	一四六、四九〇円	四二〇月	七五三、〇二〇円	一六九、四三〇円
四〇五月	六五四、七六〇円	一四七、三二〇円	四二一月	七五七、二一〇円	一七〇、三七〇円
四〇六月	六五八、四四〇円	一四八、一五〇円	四二二月	七六一、三八〇円	一七一、三一〇円
四〇七月	六六一、一八〇円	一四八、九九〇円	四二三月	七六五、六〇〇円	一七一、二六〇円
四〇八月	六六五、九一〇円	一四九、八三〇円	四二四月	七六九、八七〇円	一七三、二二〇円
四〇九月	六六九、六九〇円	一五〇、六八〇円	四二五月	七七四、一三〇円	一七四、一八〇円
四一〇月	六七三、四七〇円	一五一、五三〇円	四二六月	七七八、四四〇円	一七五、一五〇円
四一一月	六七七、二四〇円	一五二、三八〇円	四二七月	七八一、七六〇円	一七六、一一〇円
四一二月	六八一、〇七〇円	一五三、二四〇円	四二八月	七八七、〇七〇円	一七七、〇九〇円
四一三月	六八四、八九〇円	一五四、一〇〇円	四二九月	七九一、四二〇円	一七八、〇七〇円
四一四月	六九一、六二〇円	一五四、九七〇円	四四〇月	七九五、七八〇円	一七九、〇五〇円
四一五月	六九六、五三〇円	一五五、八四〇円	四四一月	八〇〇、一八〇円	一八〇、〇四〇円
四一六月	一五六、七二〇円	一八一、〇三〇円	四四二月	八〇四、五八〇円	一八一、〇三〇円

四一七月	七〇〇、四四〇円	一五七、六〇〇円	四二七月	七〇〇、四四〇円	一五七、六〇〇円
四一八月	七〇四、三六〇円	一五八、四八〇円	四二八月	七〇八、三一〇円	一五九、三七〇円
四一九月	七一〇、二七〇円	一六〇、二六〇円	四二九月	七一四、二七〇円	一六一、一六〇円
四一十月	七一八、三六〇円	一六三、八八〇円	四二十月	七二〇、二七〇円	一六四、七九〇円
四一一月	七三一、四〇〇円	一六六、六三〇円	四二十一月	七三六、四九〇円	一六七、五六〇円
四一二月	七三六、四九〇円	一六八、四九〇円	四二二月	七四〇、五八〇円	一六九、四三〇円
四二三月	七四四、七一〇円	一七〇、三七〇円	四二三月	七四八、八四〇円	一七一、二六〇円
四二四月	七五三、〇二〇円	一七二、二二〇円	四二四月	七五七、二一〇円	一七三、二二〇円
四二五月	七五七、二一〇円	一七四、一八〇円	四二五月	七六一、三八〇円	一七五、一五〇円
四二六月	七六一、三八〇円	一七六、一一〇円	四二六月	七六九、八七〇円	一七七、〇九〇円
四二七月	七六五、六〇〇円	一七八、〇七〇円	四二七月	七七八、四四〇円	一七八、〇七〇円
四二八月	七六九、八七〇円	一七九、〇五〇円	四二八月	七八一、七六〇円	一八〇、〇四〇円
四二九月	七九一、四二〇円	一八一、〇三〇円	四二九月	七八七、〇七〇円	一八一、〇三〇円
四二十月	七九五、七八〇円	一八二、〇五〇円	四二十月	八〇〇、一八〇円	一八二、〇五〇円
四二十一月	八〇四、五八〇円	一八三、〇四〇円	四二十一月	八〇八、二七〇円	一八三、〇四〇円

四四三月	八〇九、〇一〇円	一八二、〇三〇円	四六九月	九三一、一一〇円	二〇九、七五〇円
四四四月	八一三、四七〇円	一八三、〇三〇円	四七〇月	九三七、二九〇円	二一〇、八九〇円
四四五月	八一七、九六〇円	一八四、〇四〇円	四七一月	九四一、三六〇円	二二一、〇三〇円
四四六月	八二二、四四〇円	一八五、〇五〇円	四七二月	九四七、四七〇円	二二三、一八〇円
四四七月	八二六、九八〇円	一八六、〇七〇円	四七三月	九五二、五八〇円	二一四、三三〇円
四四八月	八三一、五一〇円	一八七、〇九〇円	四七四月	九五七、七三〇円	二一五、四九〇円
四四九月	八三六、〇九〇円	一八八、一二〇円	四七五月	九六二、九三〇円	二一六、六六〇円
四五〇月	八四〇、六七〇円	一八九、一五〇円	四七六月	九六八、一三〇円	二一七、八三〇円
四五一月	八四五、二九〇円	一九〇、一九〇円	四七七月	九七三、三八〇円	二一九、〇一〇円
四五二月	八四九、九一〇円	一九一、二三〇円	四七八月	九七八、六二〇円	二二〇、一九〇円
四五三月	八五四、五八〇円	一九二、二八〇円	四七九月	九八三、九一〇円	二二一、三八〇円
四五四月	八五九、二四〇円	一九三、三三〇円	四八〇月	九八九、二〇〇円	二二二、五七〇円
四五五月	八六三、九六〇円	一九四、三九〇円	四八一月	九九四、五三〇円	二二三、七七〇円
四五六月	八六八、六七〇円	一九五、四五〇円	四八二月	九九九、九二〇円	二二四、九八〇円
四五七月	八七三、四二〇円	一九六、五二〇円	四八三月	一〇〇五、二九〇円	二二六、一九〇円
四五八月	八七八、一八〇円	一九七、五九〇円	四八四月	一〇一〇、七一〇円	二二七、四一〇円
四五九月	八八二、九八〇円	一九八、六七〇円	四八五月	一〇一六、一三〇円	二二八、六三〇円
四五〇月	八八七、七八〇円	一九九、七五〇円	四八六月	一〇一一、六〇〇円	二二九、八六〇円
四六一月	八九一、六二〇円	一〇〇、八四〇円	四八七月	一〇一七、一一〇円	二三〇、一〇〇円
四六二月	八九七、五一〇円	一〇一、九四〇円	四八八月	一〇三一、六一〇円	二三一、三四〇円
四六三月	九〇一、四〇〇円	一〇三、〇四〇円	四八九月	一〇三八、一八〇円	二三二、五九〇円
四六四月	九〇七、三三〇円	一〇四、一五〇円	四九〇月	一〇四三、七三〇円	二三三、八四〇円
四六五月	九一一、二七〇円	一〇五、二六〇円	四九一月	一〇四五、九三〇円	二三五、一〇〇円
四六六月	九一七、二四〇円	一〇六、三八〇円	四九二月	一〇四九、三三〇円	二三六、六三〇円
四六七月	九二一、一一〇円	一〇七、五〇〇円	四九三月	一〇六〇、五八〇円	二三七、三六〇円
四六八月	九二七、二〇〇円	一〇八、六二〇円	四九四月	一〇六六、二七〇円	二三九、九一〇円

官報(号外)

四九五月	一、〇七二、〇〇〇円	二四一、一二〇円	五一月	一、一三〇、五八〇円	二七六、八八〇円
四九六月	一、〇七七、七三〇円	二四一、四九〇円	五二月	一、一三七、〇七〇円	一七八、三四〇円
四九七月	一、〇八三、五一〇円	二四三、七九〇円	五三月	一、一四三、六〇〇円	一七九、八一〇円
四九八月	一、〇八九、二九〇円	二四五、〇九〇円	五四月	一、一五〇、一八〇円	一八一、二九〇円
四九九月	一、〇九五、一一〇円	二四六、四〇〇円	五五月	一、一五六、八〇〇円	二八二、七八〇円
五〇〇月	一、一〇〇、九八〇円	二四七、七二〇円	五二六月	一、一六三、四一〇円	二八四、二七〇円
五〇一月	一、一〇六、八四〇円	二四九、〇四〇円	五二七月	一、一七〇、〇九〇円	二八五、七七〇円
五〇二月	一、一一二、七六〇円	二五〇、三七〇円	五二八月	一、一七六、八〇〇円	二八七、二八〇円
五〇三月	一、一一八、六七〇円	二五一、七〇〇円	五二九月	一、一八三、五一〇円	二八八、七九〇円
五〇四月	一、一二四、六二〇円	二五三、〇四〇円	五三〇月	一、一九〇、二七〇円	二九〇、三一〇円
五〇五月	一、一三〇、六一〇円	二五四、三九〇円	五三一月	一、一九七、〇七〇円	二九一、八四〇円
五〇六月	一、一三六、六七〇円	二五五、七五〇円	五三二月	一、三〇三、九一〇円	二九三、三八〇円
五〇七月	一、一四二、七一〇円	二五七、一一〇円	五三三月	一、三一〇、八〇〇円	二九四、九三〇円
五〇八月	一、一四八、八〇〇円	二五八、四八〇円	五三四月	一、三一七、六九〇円	二九六、四八〇円
五〇九月	一、一五四、八九〇円	二五九、八五〇円	五三五月	一、三一四、六二〇円	二九八、〇四〇円
五一〇月	一、一六一、〇二〇円	二六一、二三〇円	五三六月	一、三三一、六〇〇円	二九九、六一〇円
五一〇月	一、一六七、二〇〇円	二六二、六一〇円	五三七月	一、三三八、六二〇円	三〇一、一九〇円
五一〇月	一、一七三、四一〇円	二六四、〇二〇円	五三八月	一、三四五、六四〇円	三〇一、七七〇円
五一〇月	一、一七九、六四〇円	二六五、四二〇円	五四〇月	一、三五二、七二〇円	三〇四、三六〇円
五一〇月	一、一八五、九一〇円	二六六、八三〇円	五四〇月	一、三五九、八二〇円	三〇五、九六〇円
五一〇月	一、一九二、一八〇円	二六八、二四〇円	五四〇月	一、三五九、八二〇円	三〇五、九六〇円
五一〇月	一、一九八、四九〇円	二六九、六六〇円	五四〇月	一、三五九、八二〇円	三〇五、九六〇円
五一〇月	一、二〇四、八四〇円	二七一、〇九〇円	五四〇月	一、三五九、八二〇円	三〇五、九六〇円
五一〇月	一、二一、二四〇円	二七一、五三〇円	五四〇月	一、三五九、八二〇円	三〇五、九六〇円
五一〇月	一、二一七、六四〇円	二七三、九七〇円	五四〇月	一、三五九、八二〇円	三〇五、九六〇円
五一〇月	一、二二四、〇九〇円	二七五、四二〇円	五四〇月	一、三五九、八二〇円	三〇五、九六〇円

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十五年十二月一日から施行する。ただし、第十条第二項にただし書を加える改正規定及び第八十二条の改正規定並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行す

る。 (掛金月額に関する基準措置)	この法律の施行の際現に掛金月額が四百円未満である退職金共済契約については、改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」といふ。)第四条第一項の規定にかかわらず、この法
第一条 この法律は、昭和四十五年十二月一日から施行する。ただし、第十条第二項にただし書を加える改正規定及び第八十二条の改正規定並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行す	月をこえる月に、五四〇円を加算した金額

37

律の施行の日（以下「施行日」という。）から一年間は、その掛金月額を当該四百円未満の額とすることができる。ただし、新法第九条の規定に定する掛金月額が四百円以上の額に増加された日以後においては、この限りでない。

前項の退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の経過後における掛金月額を四百円以上に増加することが著しく困難であると労働大臣が認定したもの（以下「認定契約」という。）については、新法第四条第二項の規定にかかるらず、当該期間の経過後においても、労働省令で定める日までの間は、その掛金月額を前項の四百円未満の額とすることができます。この場合には、同項たゞし書の規定を準用する。

前項の規定による認定に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第一項本文に規定する期間の満了の際現に掛金月額が四百円未満である退職金共済契約（認定契約を除く。）に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、四百円に増加されたものとみなす。

第一項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が四百円未満である認定契約に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、四百円に増加されたものとみなす。

船員法（昭和二十一年法律第百号）の適用を受ける船員である被共済者に係る退職金共済契約に關しては、第二項中「労働大臣」とあるのは、「運輸大臣」と、第三項中「労働省令」とあるのは、「運輸省令」とする。

（退職金に関する経過措置）

第三条 新法第十条第二項たゞし書及び第八十二条第一項たゞし書の規定は、第十条第二項にたゞし書を加える改正規定及び第八十二条の改正規定の施行の日以後に死亡した者に係る退職金について適用し、同日前に死亡した者に係る退職金については、なお従前の例による。

第四条 新法第十条第二項各号及び別表第一の規

第五条 四百円未満の掛金月額により掛金が納付されたことのある退職金共済契約の被共済者であつて、施行日以後に退職した者に係る退職金の額は、新法第十条第二項の規定にかかるわらず、次の各号により計算して得た金額（その金額に「四百円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。」の合算額とする。ただし、退職が死亡による場合であつて、当該合算額が納付された掛け金の総額に満たないときにおける退職金の額は、納付された掛け金の総額に相当する額とする。

一 四百円以下の掛け金月額について、その百円ごとに、掛け金の納付があつた月数に応じ新法別表第一の中欄に定める金額の四分の一の金額（掛け金の納付があつた月数のうちに当該其清算契約者が中小企業者以外の事業主であつた期間に係るものがあるときは、掛け金の納付があつた月数に応じ同表の下欄に定める金額を減じて得た額を加算した金額）

二 四百円を超える掛け金月額について、その百円ごとに、掛け金の納付があつた月数に応じ同表の下欄に定める金額（国の補助に関する経過措置）

第六条 施行日前に退職した者に関する新法第十五条第一号の規定の適用については、同号中「別表第一」とあるのは、「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二号）による改正前の別表第一」とする。

二 前条に規定する者に関する新法第九十五条第一号の規定の適用については、同号中「係るものに限る。以下この号において同じ」とあるのには、「係るものに限る」と、「掛け金納付月数に応じ

別表第一の中欄に定める金額とあるのは「四百円以下の掛金月額について、その百円」とに、その掛金の納付があつた月数（共済契約者が中企業者であつた期間に係るものに限る。以下同じ）。が三十六月以上であるものに關し、掛金の納付があつた月数に応じ別表第一の中欄に定める金額の四分の一の金額」と、「掛金納付月数が」とあるのは「掛金の納付があつた月数が」とする。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月十四日

社会労働委員長 佐野 芳雄

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者 戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、軍人軍属及び準軍属に係る障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、障害年金、遺族一時金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金等の支給範囲を拡大しようとするものであり、また、衆議院において施行期日の一部及び遺族年金等の支給の範囲について修正が行なわれており、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本決施行に要する経費として、昭和四十五年度一般会計予算に約十二億三千七百万円が計上されている。

政府は次の事項について、格段の努力を払うべきである。

一、戦後二十五年を経過した今日、なお戦争犠牲

一、受給者の老令化に対処するための施策について検討すること。
一、動員学徒等準軍属の処遇について、軍人軍属との格差をさらに縮少すること。
一、未帰還者の調査及び遺骨収集を積極的に推進すること。
一、戦傷病者に対する障害年金及びその加給について改善をつとめること。
右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十五年四月十日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田 中

(小字及び一は衆議院修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
(戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のよきに改正する。)
第七条第一項中「(第四款症及び第五款症を除く。以下本条において同じ。)」を削り、「恩給法別表第一号表ノ一に定める」を「恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三(第四款症及び第五款症を除く。次項において同じ。)に定める」に改め、同条第二項中「恩給法別表第一号表ノ二」の下に「及び第一号表ノ三」を加える。
第八条第一項の表を次のよう改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
第一項症	第一項症の年金額に三五四、一〇〇円以内の額を加えた額	五〇六、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円
第二項症		三三九、〇〇〇円	二四八、〇〇〇円
第三項症		一九二、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円
第四項症		一一五、〇〇〇円	一二五二、〇〇〇円
第五項症		一一八八	一一八八
第六項症		一一八八	一一八八
第一款症		一一八八	一一八八
第二款症		一一八八	一一八八
第三款症		一一八八	一一八八
第四款症		一一八八	一一八八
第五款症		一一八八	一一八八

第八条第九項の表を次のように改め、同項を同条第十項とする。

不具廃疾の程度	年	金	額
第一款症	第一項症の年金額に二四七、九四〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、四二九、六〇〇円)	一〇九、六〇〇円	一三七、〇〇〇円
第二款症	第一項症の年金額に二八三、三六〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三一、二〇〇円)	一〇九、六〇〇円	一二七、〇〇〇円
第三款症	第一項症の年金額に三三八、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三五六、八〇〇円)	一〇九、六〇〇円	九六、〇〇〇円
第四款症	第一項症の年金額に三三八、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三〇五、六〇〇円)	一〇九、六〇〇円	七六、〇〇〇円
第五款症	第一項症の年金額に三三八、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二六七、四〇〇円)	一〇九、六〇〇円	六六、〇〇〇円
第六項症	第一項症の年金額に三三八、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二二〇、五〇〇円)	一〇九、六〇〇円	五五、九〇〇円
第七項症	第一項症の年金額に三三八、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一七六、四〇〇円)	一〇九、六〇〇円	四四六、〇〇〇円
第八項症	第一項症の年金額に三三八、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一〇一、六〇〇円)	一〇九、六〇〇円	三八二、〇〇〇円
第九項症	第一項症の年金額に三三八、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七六、八〇〇円)	一〇九、六〇〇円	五三七、〇〇〇円
第一款症	第一項症の年金額に三三八、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五二、一〇〇円)	一〇九、六〇〇円	四二九、六〇〇円
第二款症	第一項症の年金額に三三八、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五二、一〇〇円)	一〇九、六〇〇円	三八二、〇〇〇円
第三款症	第一項症の年金額に三三八、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五二、一〇〇円)	一〇九、六〇〇円	二二五、〇〇〇円
第四款症	第一項症の年金額に三三八、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五二、一〇〇円)	一〇九、六〇〇円	一一五、〇〇〇円
第五款症	第一項症の年金額に三三八、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五二、一〇〇円)	一〇九、六〇〇円	一一八八

第八条第八項の表を次のように改め、同項を同条第九項とする。

第八条第七項前段中「第五項」を「第六項」に改め、同項後段を次のように改め、同項を同条第八項とする。
 この場合において、第二項中「一万二千円」とあるのは「八千四百円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、九千六百円)」と、「七千二百円」とあるのは「五千四十円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五千七百六十円)」と「四千八百円」とあるのは「三千八百四十円」と、第三項中「一万二千円」とあるのは「八千四百円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、九千六百円)」と、第六項中「三万六千円」とあるのは「二万五十一百円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二万八千八百円)」と読み替えるものとする。
 第八条第六項の表を次のように改め、同項を同条第七項とする。

る遺族給与金（同項第二号及び第三号に掲げ利を有するに至つた者（同法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば、当該遺族給与金を受けるべき者を含む。）は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の適用については、同法第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法を適用する場合においては、同法第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び同法第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十五年九月三十日」とする。

3 前項に規定する者に交付する戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十月一日とする。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の次に次の二条を加える。

第十六条の二 昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として前条に規定する扶助料又は遺族年金を受ける者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規

定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十一月一日とする。

第十六条の三 昭和四十二年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母として附則第二条に規定する扶助料を受ける者（当該扶助料を受ける資格を有する者を含む。）又は同

条に規定する遺族年金を受ける者（戦傷病者

戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二十七条）第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするなら

ば当該遺族年金を受けるべき者を含む。）は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の適用につい

ては、同法第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法を適用する場合においては、同法第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び同法第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十五年九月三十日」とする。

3 前項に規定する者に交付する戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十月一日とする。

（附則第十七条第一項中「及び第十四条第三項、前条第二項」を、第十四条第三項及び第十六条第二項に、同条第二項中「前条第一項」を「第十

附則

（施行期日○等）

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。ただし、第三条中戦傷病者特別援護法第二条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

第十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。ただし、第三条中戦傷病者特別援護法第二条第二項の規定による改正後の戦傷病者特別援護法第八条第二項の規定は、昭和四十五年四月一日から適用する。

（遣族援護法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遣族援護法」という。）第四条第四項第二号並びに第七条第一項及び第二項の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七条第一項及び第二項	昭和二十七年四月一日	昭和四十五年十月一日
第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項	昭和二十七年四月一日	昭和四十五年十月一日
第三十三条第二項	昭和二十七年四月一日	昭和四十五年十月一日
第三十八条第三号	昭和二十七年四月一日	昭和四十五年十月一日
第七条第一項及び第二項	同日	昭和四十五年十月一日
第七条第三項及び第四項	昭和二十四年一月一日	昭和四十五年十月一日
第十三条第二号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十五年九月三十日
第三十六条第一項第一号	昭和二十三年十一月三十日	昭和四十五年九月三十日
第三十九条第一項第三号及び第四号	昭和二十四年一月一日	昭和四十五年九月三十日
第十一條第一号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十五年九月三十日
第三十六条第二号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十五年九月三十日
第二十九条第一項第三号及び第四号	昭和二十四年一月一日	昭和四十五年九月三十日
第十三條第一項	昭和二十七年四月	昭和四十五年十月
第十三條第二項	昭和三十四年一月	昭和四十五年十月
第三十条第三項	昭和三十四年一月二日	昭和四十五年十月二日
第二十五条第三項	昭和四十五年十月二日	昭和四十五年十月一日
第三十条第三項	同年同月一日	昭和四十五年十月一日
第三十六条第一項第一号	同年四月二日	昭和四十五年十月二日
第三十六条第二項	昭和二十七年四月二日	昭和四十五年十月二日
第三十八条第三号	昭和二十七年四月二日	昭和四十五年十月二日

の指定、生産の事業を行なう者の登録、配布の際の表示の適正化等に關する措置を定めることにより、優良な種苗の供給を確保し、もつて適正かつ円滑な造林を推進して林業総生産の増大及び林業の安定的發展に資することを目的とする。

に基づきこれらの樹木の使用又は収益をする者があるときは、その者を含む。以下「所有者等」といふ。の意見をきかなければならない。

第七条 特別母樹又は特別母樹林の所有者等は、次の許可を受けた場合は、この限りでない。
これらの樹木を伐採してはならない。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないものとて、農林省令で定めるところにより、農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

5 前項の訴えにおいては、國を被告とする。
(指定の解除)

第二条 この法律において「種苗」とは、林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木(幼苗を含む。以下同じ。)であつて、政令で定める樹種に係るものをいふ。

2
は、関係都道府県知事の意見をきいて、配布の目的のため特に優良な種穂の採取に適する樹木又はその集団を特別母樹又は特別母樹林として指定することができる。

かわらず、同項の許可を受けないでこれらの樹木を伐採することができる。この場合には、当該所有者等は、農林省令で定めるところによつて、その旨を農林大臣に届け出なければならぬ。

3 農林大臣は、第一項又は前項の規定によりその指定に係る指定採取源の指定を解除しようとにより必要が生じたときは、その部分につきその指定に係る指定採取源の指定を解除することができる。

この法律において「生産事業」とは、配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業をいい、「生産事業者」とは、生産事業を行なう者をいい、「配布事業」とは、他の者が採取し、又は育成した種苗を配布する事業をいい、「配布事業者」とは、配布事業を行なう者をいう。

とするときは、学識経験を有する者の意見をきくとともに、その指定をしようとする樹木又はその集團の所有者等の意見をきかなければならぬ。

(指定の公示等)

3 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
二 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
三 その他農林省令で定める場合

4
するときは、関係都道府県知事及び学識経験を有する者の意見をきかなければならぬ。
第五条の規定は、第一項又は第二項の規定による指定採取源の指定の解除について準用する。

(育種母樹、普通母樹等の指定)

若しくは特別母樹林又は育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林（以下「指定採取源」と総称する。）を指定するときは、農林省令で定めるところにより、その旨を公示するとともに、その指定採取源の所有者等に通知しなければならない。

しくは普通木樹林の所有者等は、これらの樹木を伐採しようとするとき（前項第二号に該當する場合には、これらの樹木を伐採したとき。）は、農林省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十条 生産事業を行なおうとする者は、その住所地（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

七号において同じ。)の目的のための優良な種徳の採取に適する樹木又はその集団を、育種により育成されたものにあつては育種母樹又は育種母樹林として、その他のものにあつては普通母樹又は普通母樹林として指定することができる。

2 指定採取源の指定は、前項の規定による公示
によつてその効力を生ずる。

(東洋ガラガラ等についての指定有無)
第八条 国は、特別母樹又は特別母樹林の所有者等に対し、特別母樹又は特別母樹林の指定によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならない。ただし、当該指定が所有者の申請に基づいてされた場合は、この限りでない。

二 生産事業の内容

一 氏名及び住所(法人)にあつては、その名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

で定めるところにより、次に掲げる事項を記載
した申請書を都道府県知事に提出しなければな
らない。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の規定による全国森林計画及び地域森林計画、森林の現況等を参照し、優良な種穂の適切な供給が図られるように配慮しなければならない。
都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、その指定をしようとする樹木又はその集団の所有者(所有権以外の権原

2
わざいことを命ずることができる。
都道府県知事は、育種母樹若しくは育種母樹
林又は普通母樹若しくは普通母樹林の指定目的
を達成するため必要があるときは、その所有者
等に対し、その保護又は管理に關し、必要な處
置を講ずること又は有害な行為を行なわないこ
とを指示することができる。
(指定採取源の伐採の制限)

にこれを請求しなければならない。
農林大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者にこれを通知しなければならない。

前項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から二月以内に、訴訟をもつて補償すべき金額の増額を請求することができ

五 生産事業の開始年月日
六 生産事業に従事する者で次項第三号イの講習会の課程を修了したものとの氏名及び住所
七 その他農林省令で定める事項

都道府県知事は、前項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当する者である場合を除き、政令で定めるところにより、逕済なく、その登録をしなければならない。

一 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 二 第十五条第一項の規定により登録の取消しを受けた日から二年を経過しない者
 三 次に掲げる者以外の者
 イ 都道府県知事が種苗の生産、流通等に関する必要な知識を修得させることを目的として行なう講習会の課程を修了した者
 ロ イに掲げる者以外の者であつて、その生産事業に従事する使用人その他の従業者としてイの講習会の課程を修了した者を置くもの(その置かれる当該講習会の課程を修了した者のすべてが前二号のいずれかに該当するものを除く)
 (講習会の開催及び修了証明書の交付)

第十一条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、毎年一回を常例として、前条第三項第三号イの講習会を開催した場合には、その講習会の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付しなければならない。

(登録証の交付及び備付け等)

第十二条 都道府県知事は、第十一条第一項の登録をしたときは、当該登録を受けた者に対し、次に掲げる事項を記載した登録証を交付しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日
 二 氏名又は名称及び住所
 三 生産事業の内容

五 生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所は、登録証の交付を受けたときは、その生産事業の内容

四 事業所の名称及び所在地

五 生産事業者は、登録証をその住所に備え付けてお

第十三条 生産事業者は、登録証の記載事項に変更を生じたときは、農林省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。
 更の年月日を届け出て、その書替交付を申請しなければならない。
 2 生産事業者は、登録証が滅失し、又は汚損したときは、農林省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。
 3 生産事業者は、農林省令で定めるところにより、第十条第二項各号に掲げる事項(登録証の記載事項に該当するもの及び同項第五号に掲げるものを除く)に変更を生じたときは変更があった事項及び変更の年月日を、生産事業を廃止したときはその旨及び廃止の年月日を都道府県知事に届け出なければならない。

(登録の失效)

第十四条 生産事業者が前条第三項の規定により生産事業を廃止した旨を届け出たときは、その登録は、その効力を失う。

2 前項の規定により登録がその効力を失つたときは、当該登録を受けた者は、運送なく、登録証を都道府県知事に返納しなければならない。

(登録の取消し)

第十五条 都道府県知事は、生産事業者が次の各号の一に該当するときは、その者に係る登録を取り消すことができる。
 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
 二 不正な手段により登録を受けたとき。
 三 第十条第三項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

四 事業所の名称及び所在地

五 生産事業者は、登録証をその住所に備え付けてお

第十六条 都道府県知事は、第十一条第一項の登録をしたとき、第十四条第一項の規定により登録が失効したとき、又は前条第一項の規定により登録を取り消したときは、農林省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告しなければならない。
 (登録に関する公告)

第十七条 配布事業者は、配布事業を開始したときは、その開始の日から三十日以内に、農林省令で定めるところにより、氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。次項において同じ)、事業所の所在地その他農林省令で定める事項をその住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2 配布事業者は、農林省令で定めるところにより、氏名及び住所、事業所の所在地その他農林省令で定める事項に変更を生じたときは変更があつた事項及び変更の年月日を、配布事業を廃止したときはその旨及び廃止の年月日を都道府県知事に届け出なければならない。

(生産事業者及び配布事業者の表示義務等)

第十八条 生産事業者は、その採取又は育成に係る種苗を配布するときは、農林省令で定めるところにより、当該種苗の容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各部位又は各箇所)に次に掲げる事項を表示した書面を当該種苗の配布を受ける者に交付するときは、この限りでない。
 一 配布事業者表示票という文字
 二 配布事業者の氏名又は名称及び住所
 三 前項第二号から第五号までに掲げる事項を表示した書面を当該種苗の配布を受ける者に交付するときは、この限りでない。

(生産事業者表示票の添附されなければならない種苗)

三 生産事業者表示票という文字

四 種苗の樹種

五 その他の農林省令で定める事項

2 配布事業者は、種苗をその容器若しくは包装を開き若しくは変更して配布するとき、容器若しくは包装のない種苗を容器に入れ若しくは包装して配布するとき、又は生産事業者表示票の添附されていない種苗を配布するときは、農林省令で定めるところにより、当該種苗の容器又は包装の外部に次に掲げる事項を表示した配布事業者表示票を添附しなければならない。ただし、農林省令で定める場合において、これらの事項を表示した書面を当該種苗の配布を受ける者に交付するときは、この限りでない。

一 配布事業者表示票という文字
 二 配布事業者の氏名又は名称及び住所
 三 前項第二号から第五号までに掲げる事項

しないときは、その旨)

生産事業者表示票又は配布事業者表示票には、第一項各号又は前項各号に掲げる事項、商標及び商号、荷口番号及び出荷年月日その他農林省令で定める事項以外の事項を表示し、又は虚偽の表示をしてはならない。第一項ただし書及び前項ただし書の書面についても、同様とする。

(表示義務等の違反に対する是正命令)

第十九条 都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者が、前条第一項若しくは第二項の規定に違反して生産事業者表示票若しくは配布事業者表示票(以下「表示票」と総称する)を添附せず若しくは同条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の書面(以下「表示書」という)を交付しないで種苗を配布し、又は同条第三項の規定に違反して表示票若しくは表示書に同項に規定する事項以外の事項を表示し若しくは虚偽の表示をして種苗を配布したときは、当該生産事業者又は配布事業者に対し、その違反に係る種苗につき、表示票を添附し若しくは表示書を交付し、又は表示票若しくは表示書の表示を是正すべきことを命ずることができる。

(指定採取源からの採取に係る種苗の証明)

第二十条 農林大臣又は都道府県知事は、申請があつた場合には、農林省令で定めるところにより、種穂が指定採取源から採取されたものであること又は苗木が指定採取源から採取された種穂から育成されたものであることについての証明をすることができる。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の証明をする場合には、農林省令で定める方法により、その職員に、その証明に係る事実を確認させなければならない。

3 第一項の証明は、農林省令で定めるところにより、その証明をする種苗に農林省令で定める様式の証明書を添附してしなければならない。

(表示票等の不正使用等の禁止)

第二十一条 何人も、表示票若しくは表示書又は前条第三項の証明書(以下「表示票等」という)。

を偽造し、変造し、若しくは不正に使用し、又は配布される種苗につき、偽造し、若しくは変造した表示票等又は表示書等に紛らわしいもの

を添附し、若しくは交付してはならない。

2 他の生産事業者又は配布事業者の氏名、名称、商標若しくは商号又は他の種苗の樹種、銘柄をしてはならない。

の他これに類する事項を表示した容器又は包装は、その表示を消さなければ、何人も、種苗の容器又は包装として種苗を配布するために使用してはならない。

(種穂の採取についての努力義務)

第二十二条 生産事業者は、種穂を採取するときは、指定採取源から採取するように努めなければならない。

(種穂の採取の禁止等)

第二十三条 都道府県知事は、造林の適正かつ円滑な推進を図るために必要があると認めるときは、配布の目的をもつてする種穂の採取に関する農林省令で定めるところにより、採取すべき時期を指定し、又は劣悪な種穂が採取されるおそれのある樹木若しくはその集団からの採取を禁止することができる。

(種苗の配布区域の制限)

第二十四条 農林大臣は、造林の適正かつ円滑な推進を図るために必要があると認めるときは、農林省令で定めるところにより、一定の区域(外国における一定の区域を含む)において

省令で定めるところにより、その事業所ごとに帳簿を備え、種苗を採取し、他の者から配布を受け、又は配布したときは、そのつど、帳簿に、その年月日、樹種、数量その他農林省令で定める事項を記載しなければならない。

(報告の徴収)

第二十五条 政府は、外國産の劣悪な種苗(林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木(幼苗を含む))であつて、第二条第一項の政令で定める樹種以外の樹種に係るもの)を輸入することにより、国内における造林の適正かつ円滑な推進についての著しい支障又は国内における林業の用に供される他の樹木の形質若しくは生育に対する著しい悪影響を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要なときには、種苗の輸入に關し、これらの事態を克服するため相当と認められる措置を講ずるものとする。

2 政府は、種苗の供給量がその需要量に比して著しく不足し、又は不足するおそれがある場合において、国内における造林の適正かつ円滑な推進を図るために必要な優良な種苗の供給を確保するため特に必要があるときは、種苗の輸出に關し、相当と認められる措置を講ずるものとする。

(帳簿の備付け)

第二十六条 生産事業者及び配布事業者は、農林省令で定めるところにより、その事業所ごとに帳簿を備え、種苗を採取し、他の者から配布を受け、又は配布したときは、そのつど、帳簿に、その年月日、樹種、数量その他農林省令で定める事項を記載しなければならない。

(報告の徴収)

第二十七条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定採取源の所有者等からその指定採取源に關し必要な事項の報告を求め、又は生産事業者若しくは配布事業者からその業務に關し必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査等)

第二十八条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定採取源、生産事業者の事業所、配布事業者の事業所その他種穂の採取、苗木の育成、

種苗の配布若しくは保管に關係がある場所に立ち入り、樹木若しくはその集団、種苗、その容器若しくは包装若しくは関係書類を検査させ、関係者に質問させ、又は種苗を分析検査のため必要な最小量に限り、無償で收去させることができること。

2 前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督処分)

第二十九条 農林大臣又は都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、種苗の採取若しくは育成に關し必要な処置を講ずべきことを命じ、又は種苗の配布を制限し、若しくは禁止することができます。

(監督処分)

第二十九条 国及び都道府県は、優良な種苗の供給を確保し、及びその普及を図るために、森林所有者、生産事業者及びこれらの者の組織する団体に對し、必要な助言、指導その他の援助を行なうよう努めるものとする。

(国等に關する特例)

第三十条 国及び都道府県は、優良な種苗の供給を確保し、及びその普及を図るために、森林所有者、生産事業者及びこれらの者の組織する団体に對し、必要な助言、指導その他の援助を行なうよう努めるものとする。

(第三十一条 国が所有者等である指定採取源については第六条の規定、国又は都道府県が行なう生産事業及び配布事業については第十条から第十七条まで、第十九条、第二十六条、第二十九条及び次条から第三十五条までの規定は、適用しない。

2 国の機関が行なう行為については、第七条第一項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その

行為をしようとするときは、あらかじめ、農林大臣に協議しなければならない。

國の機関は、第七条第二項又は第三項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、その旨を農林大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

(罰則) 第三十二条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による命令に従わなかつた者

二 第七条第一項の規定による命令に違反した者

三 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで生産事業を行なつた者又は偽りその他不正の行為によりその登録を受けた者

四 第十八条第一項、第二項又は第三項の規定に違反した者

五 第十九条の規定による命令に従わなかつた者

六 第二十一条第一項の規定に違反して表示票等を不正に使用し、若しくは配布される種苗につき表示票等に紛らわしいものを添附し、若しくは交付した者又は同条第二項の規定に違反した者

七 第二十三条の規定による指定に係る時期以外の時期において配布の目的をもつて当該指定に係る種穂採取した者又は同条第二項の規定による禁止に従わなかつた者

八 第二十四条第二項の規定に違反した者

九 第二十九条の規定による命令、制限又は禁止に従わなかつた者

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項又は第三項の規定に違反した者

三 第二十六条の規定に違反して帳簿を備えず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚

行をしようとするときは、あらかじめ、農林

大臣に協議しなければならない。

る。

過疎地域対策緊急措置法

目次

第一章 総則(第一条～第四条)

第二章 過疎地域振興計画(第五条～第八条)

第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置(第九条～第十二条)

第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置(第十三条～第二十一条)

第五章 雜則(第二十三条～二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、最近における人口の急激な減少により地域社会の基盤が困難となつて、生活水準及び生産機能の維持が困難となつて、生活環境、産業基盤等の整備について、緊急に、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するためには必要な特別措置を講ずることにより、人口の過度の減少を防止するとともに地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与することを目的とする。

第二章 この法律において「過疎地域」とは、次の各号に掲げる要件に該当する市町村の区域をいう。

一 國勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る

昭和四十年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除し

て得た数値が〇・一以上であること。

二 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十

一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十二条の規定によ

り算定した当該市町村の基準財政需要額で除

して得た数値で昭和四十一年度から昭和四十

三年度までの各年度に係るものと合算したも

の三分の一の数値が〇・四未満であること。

三 自治大臣は、過疎地域をその区域とする市町

村(以下「過疎地域の市町村」という。)を公示す

るものとする。

(過疎地域振興のための対策の目標)

第三条 過疎地域振興のための対策は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる目標に

従つて推進されなければならない。

一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備

を図ることにより、過疎地域との他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保するこ

とにより、その旨を農林大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

(罰則) 第三十二条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による命令に従わなかつた者

二 第七条第一項の規定による命令に違反した者

三 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで生産事業を行なつた者又は偽りその他不正の行為によりその登録を受けた者

四 第十八条第一項、第二項又は第三項の規定に違反した者

五 第十九条の規定による命令に従わなかつた者

六 第二十一条第一項の規定に違反して表示票等を不正に使用し、若しくは配布される種苗につき表示票等に紛らわしいものを添附し、若しくは交付した者又は同条第二項の規定に違反した者

七 第二十三条の規定による指定に係る時期以外の時期において配布の目的をもつて当該指定期間に係る種穂採取した者又は同条第二項の規定による禁止に従わなかつた者

八 第二十四条第二項の規定に違反した者

九 第二十九条の規定による命令、制限又は禁止に従わなかつた者

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項又は第三項の規定に違反した者

三 第二十六条の規定に違反して帳簿を備えず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚

行をしようとするときは、あらかじめ、農林

大臣に協議しなければならない。

大

臣

に

協

議

し

ま

る。

と。二、学校、診療所、老人福祉施設、集会施設等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備並びに医療の確保を図ることにより、住民の福祉を向上させること。

三、農道、林道、漁港等の産業基盤施設の整備、農林漁業経営の近代化、企業の導入の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。

四、基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

第五条 国は、第一条の目的を達成するため、前各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

第六条 過疎地域の市町村は、振興方針に基づき、当該市町村の議決を経て市町村過疎地域振興計画（以下「市町村計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

第七条 市町村計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一、振興の基本の方針に関する事項
二、交通通信体系の整備に関する事項
三、教育及び文化に関する施設の整備に関する事項

四、生活環境施設等の厚生に関する施設の整備及び医療の確保に関する事項
五、農林水産業その他産業の振興に関する事項
六、集落の整備に関する事項

第七条 自治大臣は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体について調査を行なうことができる。（助言及び調査）

第八条 自治大臣は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体について調査を行なうことができる。

第九条 市町村計画に基づいて行なう事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかるらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合をこえる国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

第十条 国は、市町村計画に基づいて行なう事業のうち、公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となつた校舎、屋内運動場、寄宿舎、教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

十一、前各号に掲げるもののほか、法令で定める施設

十二、集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

十三、前各号に掲げるもののほか、法令で定める施設

十四、有線電気通信設備

十五、市町村計画に基づいて行なう前項各号に掲げる施設の整備につき過疎地域の市町村が必要とする方法による取得を含む。）を要する経費について、当該事業を行なう過疎地域の市町村に対

十六、過疎地域における集落の整備に関する事項
十七、都道府県知事は、振興方針を作成するに当たつては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の

整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。

四、都道府県知事は、振興方針を定めようとするときは、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。この場合において、自治大臣は、関係行政機関の長と協議するものとする。

五、都道府県計画についてその意見を自治大臣に申し出なければならない。

第六条 過疎地域の市町村は、振興方針に基づき、当該市町村の議決を経て市町村過疎地域振興計画（以下「市町村計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

第七条 市町村計画を変更しようとする場合について、前二項の規定は都道府県計画を変更しようとする場合について準用する。

第八条 自治大臣は、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行なう次の各号に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費について、地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）第五条第一項各号に規定する経費に相当しないものについて、地方債をもつてその財源とすることができる。

第九条 市町村計画に基づいて行なう事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかるらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合をこえる国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

第十条 国は、市町村計画に基づいて行なう事業のうち、公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となつた校舎、屋内運動場、寄宿舎、教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

十一、前各号に掲げるもののほか、法令で定める施設

十二、集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

十三、前各号に掲げるもののほか、法令で定める施設

十四、有線電気通信設備

十五、市町村計画に基づいて行なう前項各号に掲げる施設の整備につき過疎地域の市町村が必要とする方法による取得を含む。）を要する経費について、当該地方債を財源として設置した施設に関する

は、ただちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画又は都道府県計画についてその意見を自治大臣に申し出ることができる。

二、國は、過疎地域の振興を図るために必要なと認めるとときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行なう事業に要する経費の三分の一を補助するものとする。

三、國は、過疎地域振興のための地方債

道府県計画に基づいて行なう事業に要する経費の一部を補助することができる。

四、國は、過疎地域振興のための地方債

道府県計画に基づいて行なう事業に要する経費の一部を補助するものとする。

五、國は、過疎地域振興のための地方債

道府県計画に基づいて行なう事業に要する経費の一部を補助するものとする。

六、國は、過疎地域振興のための地方債

道府県計画に基づいて行なう事業に要する経費の一部を補助するものとする。

七、國は、過疎地域振興のための地方債

道府県計画に基づいて行なう事業に要する経費の一部を補助するものとする。

八、國は、過疎地域振興のための地方債

道府県計画に基づいて行なう事業に要する経費の一部を補助するものとする。

九、國は、過疎地域振興のための地方債

道府県計画に基づいて行なう事業に要する経費の一部を補助するものとする。

十、國は、過疎地域振興のための地方債

道府県計画に基づいて行なう事業に要する経費の一部を補助するものとする。

十一、國は、過疎地域振興のための地方債

道府県計画に基づいて行なう事業に要する経費の一部を補助するものとする。

一号の四中「及び第四号」を「、第四号及び第九号」に改め、同項第一号の五中「及び第四号」を「、第四号及び第九号」に改め、同条第三項中「若しくは中小漁業の經營の近代化」を「、中小漁業の經營の近代化若しくは過疎地域における農林漁業の振興」に改める。

八 中小漁業振興特別措置法（昭和四十一年法
律第五十九号）第五条に規定する資金に該当する資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの

別表第一中

八 中小漁業振興特別措置法（昭和四十一年法 律第五十九号）第五条に規定する資金に該当する資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	年六分五厘	十八年	三年
--	-------	-----	----

八 中小漁業振興特別措置法（昭和四十一年法 律第五十九号）第五条に規定する資金に該当する資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	年六分五厘	十八年	三年
九 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第 一號）第十九条に規定する資金に該當する資金であつて、第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	年五分（据 置期間中 は、年四分 五厘）	八年	に改める。
九 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第 一號）第十九条に規定する資金に該當する資金であつて、第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	年五分（据 置期間中 は、年四分 五厘）	八年	に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

租税特別措置法の一部を次のよう改正する。

第十二条の二第一項第一号中「地区内」の下に「又は過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第一号）第一条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区内」を加える。

第四十五条第一項第一号中「地区内」の下に「又は過疎地域対策緊急措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区内」を加える。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

改正後の租税特別措置法第十二条の二及び第四十五条の規定は、個人又は法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の昭和四十五年五月一日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設した改正後の租税特別措置法第十二条の二第一項又は第四十五条第一項に規定する工業用機械等について適用する。

（自治省設置法の一部改正）

自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

十一の二 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第一号）の施行に關する事務を行なうこと。

第九条中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。
十七 過疎地域対策緊急措置法の施行に關すること。

別表

事業の区分	国の負担割合
義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十 一号）第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校 又は中学校を適正な規模にするため統合したことによつて必 要となつた公立の小学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の 新築又は増築（買収その他これに準する方法による取得を含 む。）	三分の一
児童福祉施設 消防施設	三分の一

本案施行に要する経費としては、平年度約百億円の見込みである。

本案施行に要する経費としては、平年度約百億円の見込みである。
一部を次のように改止する。
第十九条第五号を次のように改める。

五 第七十二条の四十九第一項の規定による課

税標準額の総額の更正若しくは決定又は同条

第三項の規定による分割基準の修正若しくは

決定

第二十三條第二項第四号中「第四十二条の三か
ら第四十二条の六まで」を「第四十二条の四」に

改める。

第二十四条の三第一項中「厚生年金基金契約」

の下に「若しくは国民年金基金の締結した国民年

金法（昭和三十四年法律第四十二号）第二百二十八
条第三項に規定する契約」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十万円」を

「三十二万円」に改める。

地方税法の一部を改正する法律案
〔審査報告書は都合により第十五号末尾に
掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年三月三十日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

地方税法の一部を改正する法律案
〔審査報告書は都合により第十五号末尾に
掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年三月三十日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

書の規定の適用を受けるものに限る。以下本項において同じ。)の第一項の前年度分の都市計画税の課税標準額は、第三項から前項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 昭和四十五年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等 年度の区分に応する次に掲げる額

イ 昭和四十五年度 当該宅地等の昭和四十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格

ロ 昭和四十六年度 イの額を基礎として第

三項第二号の算定方法に準じて算定した額

二 昭和四十六年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等 当該宅地等の昭和四十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を基礎として第五項の算定方法に準じて算定した額

附則第二十八条第一項中「若しくは附則第十九条第一項又は附則第二十五条第一項若しくは附則第二十六条」を「又は附則第十九条第一項」に改め、「及び都市計画税」を削り、同項の表中附則第二十五条第一項の規定の適用を受ける宅地等の項の後に「に限る。」に改める。

附則第二十九条中「昭和四十一年度分の固定資産税」を「昭和四十五年度分の固定資産税(上昇率が二十五倍以上である宅地等に対し課するものに限る。)」に改める。

附則第三十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 次に掲げる製品のうち自治省令で定めるものの製造業を営む者のうち自治省令で定めるものがその事業所において直接その業務の用に使用

する電気に対して課する電気ガス税の税率は、昭和四十五年六月一日から昭和四十七年五月三十一日までの間に限り、第四百九十条の規定に

(昭和四十五年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の還付等)

退職所得割額」という。)をこえる場合には、第五十条の五又は第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書に、それぞれ改正後の道府県民税の退職所得割額又は改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、第十七条の規定による当該過誤納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

の額が、それぞれ当該退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第号）による改正後の所得稅法第三十三条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る第五十条の二の規定によつて課する所得割の額（以下本項において「改正後の道府県民稅の退職所得割額」という。又は当該退職所得の金額に係る第三百一十八条の規定によつて課する所得割の額（以下本項において「改正後の市町村民稅の

2 前項前段に規定する場合には、昭和四十五年
中に支払うべき退職手当等で同年五月一日以後
に支払われるものに係る第五十条の六第一項第
二号若しくは第三百二十八条の六第一項第二号
の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係
る第五十条の八若しくは第三百二十八条の十三
第一項の規定の適用については、次の表の上欄
に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも
のとする。

			第五十条の六第一項第二号及び第五十条の八
第三百二十八条の六第一項第二号及び第三百二十九条の十三第一項	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得の額	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得の額	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得の額
徴収された又は徴 収されるべき分離 課税に係る所得割 の額	徴収された又は徴 収されるべき分離 課税に係る所得割 の額	手当等にあつては、附則第三十七条第一項に規定する改正後の道府県民税の退職所得割額	手当等にあつては、附則第三十七条第一項に規定する改正後の道府県民税の退職所得割額
別表第一及び別表第二を次のように改める。	る改正後の市町村民税の退職所得割額	る改正後の市町村民税の退職所得割額	る改正後の市町村民税の退職所得割額

二十五条第一項の規定の適用を受ける宅地等の項
め、「及び都市計画税」を削り、同項の表中附則第
二十九条中「昭和四十一年度分の固定資
産税」を「昭和四十五年度分の固定資産税（上昇
率が二十五倍以上である宅地等に対して課するも
のに限る。）」に改める。

所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

昭和四十五年四月十七日 参議院会議録第十二号

(外) 賃 金

別表第一 退職所得による道府県民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
6,000円未満		円	50,000円	52,000円	450円	100,000円	102,000円	900円	174,000円	178,000円	1,560円
6,000	8,000	円	52,000	54,000	460	102,000	104,000	910	178,000	182,000	1,600
8,000	10,000	円	54,000	56,000	480	104,000	106,000	930	182,000	186,000	1,650
10,000	12,000	円	56,000	58,000	500	106,000	108,000	950	186,000	190,000	1,670
12,000	14,000	円	58,000	60,000	520	108,000	110,000	970	190,000	194,000	1,710
14,000	16,000	円	60,000	62,000	540	110,000	112,000	990	194,000	198,000	1,740
16,000	18,000	円	62,000	64,000	550	112,000	114,000	1,000	198,000	202,000	1,780
18,000	20,000	円	64,000	66,000	570	114,000	116,000	1,020	202,000	206,000	1,810
20,000	22,000	円	66,000	68,000	590	116,000	118,000	1,040	206,000	210,000	1,850
22,000	24,000	円	68,000	70,000	610	118,000	120,000	1,060	210,000	214,000	1,890
24,000	26,000	円	70,000	72,000	630	120,000	122,000	1,080	214,000	218,000	1,920
26,000	28,000	円	72,000	74,000	640	122,000	124,000	1,090	218,000	222,000	1,960
28,000	30,000	円	74,000	76,000	660	124,000	126,000	1,110	222,000	226,000	1,990
30,000	32,000	円	76,000	78,000	680	126,000	130,000	1,130	226,000	230,000	2,030
32,000	34,000	円	78,000	80,000	700	130,000	134,000	1,170	230,000	234,000	2,070
34,000	36,000	円	80,000	82,000	720	134,000	138,000	1,200	234,000	238,000	2,100
36,000	38,000	円	82,000	84,000	730	138,000	142,000	1,240	238,000	242,000	2,140
38,000	40,000	円	84,000	86,000	750	142,000	146,000	1,270	242,000	246,000	2,170
40,000	42,000	円	86,000	88,000	770	146,000	150,000	1,310	246,000	250,000	2,210
42,000	44,000	円	88,000	90,000	790	150,000	154,000	1,350	250,000	254,000	2,250
44,000	46,000	円	90,000	92,000	810	154,000	158,000	1,380	254,000	258,000	2,280
46,000	48,000	円	92,000	94,000	820	158,000	162,000	1,420	258,000	262,000	2,320
48,000	50,000	円	94,000	96,000	840	162,000	166,000	1,450	262,000	266,000	2,350
50,000	52,000	円	96,000	98,000	860	166,000	170,000	1,490	266,000	270,000	2,390
52,000	54,000	円	98,000	100,000	880	170,000	174,000	1,530	270,000	274,000	2,430

外(号)辨印

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
274,000	278,000	2,460	374,000	378,000	3,360	516,000	522,000	4,640	666,000	672,000	5,990
278,000	282,000	2,500	378,000	382,000	3,400	522,000	528,000	4,690	672,000	678,000	6,040
282,000	286,000	2,530	382,000	386,000	3,430	528,000	534,000	4,750	678,000	684,000	6,100
286,000	290,000	2,570	386,000	390,000	3,470	534,000	540,000	4,830	684,000	690,000	6,150
290,000	294,000	2,610	390,000	396,000	3,510	540,000	546,000	4,930	690,000	696,000	6,210
294,000	298,000	2,640	396,000	402,000	3,560	546,000	552,000	4,910	696,000	702,000	6,260
298,000	302,000	2,680	402,000	408,000	3,610	552,000	558,000	4,960	702,000	708,000	6,310
302,000	306,000	2,710	408,000	414,000	3,670	558,000	564,000	5,020	708,000	714,000	6,370
306,000	310,000	2,750	414,000	420,000	3,720	564,000	570,000	5,070	714,000	720,000	6,420
310,000	314,000	2,790	420,000	426,000	3,780	570,000	576,000	5,130	720,000	726,000	6,480
314,000	318,000	2,820	426,000	432,000	3,830	576,000	582,000	5,180	726,000	732,000	6,530
318,000	322,000	2,860	432,000	438,000	3,880	582,000	588,000	5,230	732,000	738,000	6,580
322,000	326,000	2,890	438,000	444,000	3,940	588,000	594,000	5,290	738,000	744,000	6,640
326,000	330,000	2,930	444,000	450,000	3,990	594,000	600,000	5,340	744,000	750,000	6,690
330,000	334,000	2,970	450,000	456,000	4,050	600,000	606,000	5,400	750,000	756,000	6,750
334,000	338,000	3,000	456,000	462,000	4,100	606,000	612,000	5,450	756,000	762,000	6,800
338,000	342,000	3,040	462,000	468,000	4,150	612,000	618,000	5,500	762,000	768,000	6,850
342,000	346,000	3,070	468,000	474,000	4,210	618,000	624,000	5,560	768,000	774,000	6,910
346,000	350,000	3,110	474,000	480,000	4,260	624,000	630,000	5,610	774,000	780,000	6,960
350,000	354,000	3,150	480,000	486,000	4,320	630,000	636,000	5,670	780,000	788,000	7,020
354,000	358,000	3,180	486,000	492,000	4,370	636,000	642,000	5,720	788,000	796,000	7,090
358,000	362,000	3,220	492,000	498,000	4,420	642,000	648,000	5,770	796,000	804,000	7,160
362,000	366,000	3,250	498,000	504,000	4,480	648,000	654,000	5,830	804,000	812,000	7,230
366,000	370,000	3,290	504,000	510,000	4,530	654,000	660,000	5,880	812,000	820,000	7,300
370,000	374,000	3,320	510,000	516,000	4,590	660,000	666,000	5,940	820,000	828,000	7,380

(号外) 報 告

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額									
828,000	836,000	7,450	1,028,000	1,036,000	9,250	1,228,000	1,236,000	11,050	1,460,000	1,470,000	13,140
836,000	844,000	7,520	1,036,000	1,044,000	9,320	1,236,000	1,244,000	11,120	1,470,000	1,480,000	13,230
844,000	852,000	7,590	1,044,000	1,052,000	9,390	1,244,000	1,252,000	11,190	1,480,000	1,490,000	13,320
852,000	860,000	7,660	1,052,000	1,060,000	9,460	1,252,000	1,260,000	11,260	1,490,000	1,500,000	13,410
860,000	868,000	7,740	1,060,000	1,068,000	9,540	1,260,000	1,268,000	11,340	1,500,000	1,510,000	13,500
868,000	876,000	7,810	1,068,000	1,076,000	9,610	1,268,000	1,276,000	11,410	1,510,000	1,520,000	13,590
876,000	884,000	7,880	1,076,000	1,084,000	9,680	1,276,000	1,284,000	11,480	1,520,000	1,530,000	13,680
884,000	892,000	7,950	1,084,000	1,092,000	9,750	1,284,000	1,292,000	11,550	1,530,000	1,540,000	13,770
892,000	900,000	8,020	1,092,000	1,100,000	9,820	1,292,000	1,300,000	11,620	1,540,000	1,550,000	13,860
900,000	908,000	8,100	1,100,000	1,108,000	9,900	1,300,000	1,310,000	11,700	1,550,000	1,560,000	13,950
908,000	916,000	8,170	1,108,000	1,116,000	9,970	1,310,000	1,320,000	11,790	1,560,000	1,570,000	14,040
916,000	924,000	8,240	1,116,000	1,124,000	10,040	1,320,000	1,330,000	11,880	1,570,000	1,580,000	14,130
924,000	932,000	8,310	1,124,000	1,132,000	10,110	1,330,000	1,340,000	11,970	1,580,000	1,590,000	14,220
932,000	940,000	8,380	1,132,000	1,140,000	10,180	1,340,000	1,350,000	12,060	1,590,000	1,600,000	14,310
940,000	948,000	8,460	1,140,000	1,148,000	10,260	1,350,000	1,360,000	12,150	1,600,000	1,610,000	14,400
948,000	956,000	8,530	1,148,000	1,156,000	10,330	1,360,000	1,370,000	12,240	1,610,000	1,620,000	14,490
956,000	964,000	8,600	1,156,000	1,164,000	10,400	1,370,000	1,380,000	12,330	1,620,000	1,630,000	14,580
964,000	972,000	8,670	1,164,000	1,172,000	10,470	1,380,000	1,390,000	12,420	1,630,000	1,640,000	14,670
972,000	980,000	8,740	1,172,000	1,180,000	10,540	1,390,000	1,400,000	12,510	1,640,000	1,650,000	14,760
980,000	988,000	8,820	1,180,000	1,188,000	10,620	1,400,000	1,410,000	12,600	1,650,000	1,660,000	14,850
988,000	996,000	8,900	1,188,000	1,196,000	10,690	1,410,000	1,420,000	12,690	1,660,000	1,670,000	14,940
996,000	1,004,000	8,960	1,196,000	1,204,000	10,760	1,420,000	1,430,000	12,780	1,670,000	1,680,000	15,030
1,004,000	1,012,000	9,030	1,204,000	1,212,000	10,830	1,430,000	1,440,000	12,870	1,680,000	1,690,000	15,120
1,012,000	1,020,000	9,100	1,212,000	1,220,000	10,900	1,440,000	1,450,000	12,960	1,690,000	1,700,000	15,210
1,020,000	1,028,000	9,180	1,220,000	1,228,000	10,980	1,450,000	1,460,000	13,050	1,700,000	1,710,000	15,300

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額									
1,710,000	1,720,000	15,390	1,960,000	1,970,000	17,640	2,210,000	2,220,000	19,890	2,460,000	2,470,000	22,140
1,720,000	1,730,000	15,480	1,970,000	1,980,000	17,730	2,220,000	2,230,000	19,980	2,470,000	2,480,000	22,230
1,730,000	1,740,000	15,570	1,980,000	1,990,000	17,820	2,230,000	2,240,000	20,070	2,480,000	2,490,000	22,320
1,740,000	1,750,000	15,660	1,990,000	2,000,000	17,910	2,240,000	2,250,000	20,160	2,490,000	2,500,000	22,410
1,750,000	1,760,000	15,750	2,000,000	2,010,000	18,000	2,250,000	2,260,000	20,250	2,500,000	2,510,000	22,500
1,760,000	1,770,000	15,840	2,010,000	2,020,000	18,090	2,260,000	2,270,000	20,340	2,510,000	2,520,000	22,590
1,770,000	1,780,000	15,930	2,020,000	2,030,000	18,180	2,270,000	2,280,000	20,430	2,520,000	2,530,000	22,680
1,780,000	1,790,000	16,020	2,030,000	2,040,000	18,270	2,280,000	2,290,000	20,520	2,530,000	2,540,000	22,770
1,790,000	1,800,000	16,110	2,040,000	2,050,000	18,360	2,290,000	2,300,000	20,610	2,540,000	2,550,000	22,860
1,800,000	1,810,000	16,200	2,050,000	2,060,000	18,450	2,300,000	2,310,000	20,700	2,550,000	2,560,000	22,950
1,810,000	1,820,000	16,290	2,060,000	2,070,000	18,540	2,310,000	2,320,000	20,790	2,560,000	2,570,000	23,040
1,820,000	1,830,000	16,380	2,070,000	2,080,000	18,630	2,320,000	2,330,000	20,880	2,570,000	2,580,000	23,130
1,830,000	1,840,000	16,470	2,080,000	2,090,000	18,720	2,330,000	2,340,000	20,970	2,580,000	2,590,000	23,220
1,840,000	1,850,000	16,560	2,090,000	2,100,000	18,810	2,340,000	2,350,000	21,060	2,590,000	2,600,000	23,310
1,850,000	1,860,000	16,650	2,100,000	2,110,000	18,900	2,350,000	2,360,000	21,150	2,600,000	2,610,000	23,400
1,860,000	1,870,000	16,740	2,110,000	2,120,000	18,990	2,360,000	2,370,000	21,240	2,610,000	2,620,000	23,490
1,870,000	1,880,000	16,830	2,120,000	2,130,000	19,080	2,370,000	2,380,000	21,330	2,620,000	2,630,000	23,580
1,880,000	1,890,000	16,920	2,130,000	2,140,000	19,170	2,380,000	2,390,000	21,420	2,630,000	2,640,000	23,670
1,890,000	1,900,000	17,010	2,140,000	2,150,000	19,260	2,390,000	2,400,000	21,510	2,640,000	2,650,000	23,760
1,900,000	1,910,000	17,100	2,150,000	2,160,000	19,350	2,400,000	2,410,000	21,600	2,650,000	2,660,000	23,850
1,910,000	1,920,000	17,190	2,160,000	2,170,000	19,440	2,410,000	2,420,000	21,690	2,660,000	2,670,000	23,940
1,920,000	1,930,000	17,280	2,170,000	2,180,000	19,530	2,420,000	2,430,000	21,780	2,670,000	2,680,000	24,030
1,930,000	1,940,000	17,370	2,180,000	2,190,000	19,620	2,430,000	2,440,000	21,870	2,680,000	2,690,000	24,120
1,940,000	1,950,000	17,460	2,190,000	2,200,000	19,710	2,440,000	2,450,000	21,960	2,690,000	2,700,000	24,210
1,950,000	1,960,000	17,550	2,200,000	2,210,000	19,800	2,450,000	2,460,000	22,050	2,700,000	2,710,000	24,300

外(号報)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額									
2,710,000	2,720,000	24,390	2,960,000	2,970,000	26,840	3,210,000	3,220,000	30,780	3,460,000	3,470,000	35,280
2,720,000	2,730,000	24,480	2,970,000	2,980,000	26,730	3,220,000	3,230,000	30,960	3,470,000	3,480,000	35,460
2,730,000	2,740,000	24,570	2,980,000	2,990,000	26,820	3,230,000	3,240,000	31,140	3,480,000	3,490,000	35,640
2,740,000	2,750,000	24,660	2,990,000	3,000,000	26,910	3,240,000	3,250,000	31,320	3,490,000	3,500,000	35,820
2,750,000	2,760,000	24,750	3,000,000	3,010,000	27,000	3,250,000	3,260,000	31,500	3,500,000	3,510,000	36,000
2,760,000	2,770,000	24,840	3,010,000	3,020,000	27,180	3,260,000	3,270,000	31,680	3,510,000	3,520,000	36,180
2,770,000	2,780,000	24,930	3,020,000	3,030,000	27,360	3,270,000	3,280,000	31,860	3,520,000	3,530,000	36,360
2,780,000	2,790,000	25,020	3,030,000	3,040,000	27,540	3,280,000	3,290,000	32,040	3,530,000	3,540,000	36,540
2,790,000	2,800,000	25,110	3,040,000	3,050,000	27,720	3,290,000	3,300,000	32,220	3,540,000	3,550,000	36,720
2,800,000	2,810,000	25,200	3,050,000	3,060,000	27,900	3,300,000	3,310,000	32,400	3,550,000	3,560,000	36,900
2,810,000	2,820,000	25,290	3,060,000	3,070,000	28,080	3,310,000	3,320,000	32,580	3,560,000	3,570,000	37,080
2,820,000	2,830,000	25,380	3,070,000	3,080,000	28,260	3,320,000	3,330,000	32,760	3,570,000	3,580,000	37,260
2,830,000	2,840,000	25,470	3,080,000	3,090,000	28,440	3,330,000	3,340,000	32,940	3,580,000	3,590,000	37,440
2,840,000	2,850,000	25,560	3,090,000	3,100,000	28,620	3,340,000	3,350,000	33,120	3,590,000	3,600,000	37,620
2,850,000	2,860,000	25,650	3,100,000	3,110,000	28,800	3,350,000	3,360,000	33,300	3,600,000	3,610,000	37,800
2,860,000	2,870,000	25,740	3,110,000	3,120,000	28,980	3,360,000	3,370,000	33,480	3,610,000	3,620,000	37,980
2,870,000	2,880,000	25,830	3,120,000	3,130,000	29,160	3,370,000	3,380,000	33,660	3,620,000	3,630,000	38,160
2,880,000	2,890,000	25,920	3,130,000	3,140,000	29,340	3,380,000	3,390,000	33,840	3,630,000	3,640,000	38,340
2,890,000	2,900,000	26,010	3,140,000	3,150,000	29,520	3,390,000	3,400,000	34,020	3,640,000	3,650,000	38,520
2,900,000	2,910,000	26,100	3,150,000	3,160,000	29,700	3,400,000	3,410,000	34,200	3,650,000	3,660,000	38,700
2,910,000	2,920,000	26,190	3,160,000	3,170,000	29,880	3,410,000	3,420,000	34,380	3,660,000	3,670,000	38,880
2,920,000	2,930,000	26,280	3,170,000	3,180,000	30,060	3,420,000	3,430,000	34,560	3,670,000	3,680,000	39,060
2,930,000	2,940,000	26,370	3,180,000	3,190,000	30,240	3,430,000	3,440,000	34,740	3,680,000	3,690,000	39,240
2,940,000	2,950,000	26,460	3,190,000	3,200,000	30,420	3,440,000	3,450,000	34,920	3,690,000	3,700,000	39,420
2,950,000	2,960,000	26,550	3,200,000	3,210,000	30,600	3,450,000	3,460,000	35,100	3,700,000	3,710,000	39,600

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
3,710,000	3,720,000	39,780	38,810,000	3,820,000	41,580	3,910,000	3,920,000	43,380	4,000,000円以上		
3,720,000	3,730,000	39,960	38,820,000	3,830,000	41,760	3,920,000	3,930,000	43,560		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.8%を乗じて算出した金額から27,000円を控除した金額	
3,730,000	3,740,000	40,140	38,830,000	3,840,000	41,940	3,930,000	3,940,000	43,740			
3,740,000	3,750,000	40,320	38,840,000	3,850,000	42,120	3,940,000	3,950,000	43,920			
3,750,000	3,760,000	40,500	38,850,000	3,860,000	42,300	3,950,000	3,960,000	44,100			
3,760,000	3,770,000	40,680	3,860,000	3,870,000	42,480	3,960,000	3,970,000	44,280			
3,770,000	3,780,000	40,860	3,870,000	3,880,000	42,660	3,970,000	3,980,000	44,460			
3,780,000	3,790,000	41,040	3,880,000	3,890,000	42,840	3,980,000	3,990,000	44,640			
3,790,000	3,800,000	41,220	3,890,000	3,900,000	43,020	3,990,000	4,000,000	44,820			
3,800,000	3,810,000	41,400	3,900,000	3,910,000	43,200						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の納稅義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表

官 報 (号 外)

外(号)報官

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額									
274,000	278,000	2,460	374,000	378,000	3,690	516,000	522,000	5,610	666,000	672,000	7,640
278,000	282,000	2,500	378,000	382,000	3,750	522,000	528,000	5,690	672,000	678,000	7,720
282,000	286,000	2,530	382,000	386,000	3,800	528,000	534,000	5,770	678,000	684,000	7,800
286,000	290,000	2,570	386,000	390,000	3,860	534,000	540,000	5,850	684,000	690,000	7,880
290,000	294,000	2,610	390,000	396,000	3,910	540,000	546,000	5,940	690,000	696,000	7,960
294,000	298,000	2,640	396,000	402,000	3,990	546,000	552,000	6,020	698,000	702,000	8,040
298,000	302,000	2,680	402,000	408,000	4,070	552,000	558,000	6,100	702,000	708,000	8,120
302,000	306,000	2,720	408,000	414,000	4,150	558,000	564,000	6,180	708,000	714,000	8,200
306,000	310,000	2,780	414,000	420,000	4,230	564,000	570,000	6,260	714,000	720,000	8,280
310,000	314,000	2,830	420,000	426,000	4,320	570,000	576,000	6,340	720,000	726,000	8,370
314,000	318,000	2,880	426,000	432,000	4,400	576,000	582,000	6,420	726,000	732,000	8,450
318,000	322,000	2,940	432,000	438,000	4,480	582,000	588,000	6,500	732,000	738,000	8,530
322,000	326,000	2,990	438,000	444,000	4,560	588,000	594,000	6,580	744,000	750,000	8,610
326,000	330,000	3,050	444,000	450,000	4,640	594,000	600,000	6,660	750,000	756,000	8,690
330,000	334,000	3,100	450,000	456,000	4,720	600,000	606,000	6,750	756,000	762,000	8,770
334,000	338,000	3,150	456,000	462,000	4,800	606,000	612,000	6,830	762,000	768,000	8,850
338,000	342,000	3,210	462,000	468,000	4,880	612,000	618,000	6,910	762,000	768,000	8,930
342,000	346,000	3,260	468,000	474,000	4,960	618,000	624,000	6,990	774,000	780,000	9,010
346,000	350,000	3,320	474,000	480,000	5,040	624,000	630,000	7,070	774,000	780,000	9,090
350,000	354,000	3,370	480,000	486,000	5,130	630,000	636,000	7,150	780,000	786,000	9,180
354,000	358,000	3,420	486,000	492,000	5,210	636,000	642,000	7,230	788,000	794,000	9,280
358,000	362,000	3,480	492,000	498,000	5,290	642,000	648,000	7,310	796,000	804,000	9,390
362,000	366,000	3,530	498,000	504,000	5,370	648,000	654,000	7,390	804,000	812,000	9,520
366,000	370,000	3,590	504,000	510,000	5,450	654,000	660,000	7,470	812,000	820,000	9,660
370,000	374,000	3,640	510,000	516,000	5,530	660,000	666,000	7,560	820,000	828,000	9,810

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
838,000	836,000	円 9,950	1,028,000	1,036,000	円 13,550	1,228,000	1,236,000	円 17,150	1,460,000	1,470,000	円 21,500
836,000	844,000	10,090	1,036,000	1,044,000	13,690	1,236,000	1,244,000	17,290	1,470,000	1,480,000	21,820
844,000	852,000	10,240	1,044,000	1,052,000	13,840	1,244,000	1,252,000	17,440	1,480,000	1,490,000	22,050
852,000	860,000	10,380	1,052,000	1,060,000	13,980	1,252,000	1,260,000	17,580	1,490,000	1,500,000	22,270
860,000	868,000	10,530	1,060,000	1,068,000	14,130	1,260,000	1,268,000	17,730	1,500,000	1,510,000	22,500
868,000	876,000	10,670	1,068,000	1,076,000	14,270	1,268,000	1,276,000	17,870	1,510,000	1,520,000	22,720
876,000	884,000	10,810	1,076,000	1,084,000	14,410	1,276,000	1,284,000	18,010	1,520,000	1,530,000	22,950
884,000	892,000	10,960	1,084,000	1,092,000	14,560	1,284,000	1,292,000	18,160	1,530,000	1,540,000	23,170
892,000	900,000	11,100	1,092,000	1,100,000	14,700	1,292,000	1,300,000	18,300	1,540,000	1,550,000	23,400
900,000	908,000	11,250	1,100,000	1,108,000	14,850	1,300,000	1,310,000	18,450	1,550,000	1,560,000	23,620
908,000	916,000	11,390	1,108,000	1,116,000	14,990	1,310,000	1,320,000	18,630	1,560,000	1,570,000	23,850
916,000	924,000	11,530	1,116,000	1,124,000	15,130	1,320,000	1,330,000	18,810	1,570,000	1,580,000	24,070
924,000	932,000	11,680	1,124,000	1,132,000	15,280	1,330,000	1,340,000	18,990	1,580,000	1,590,000	24,300
932,000	940,000	11,820	1,132,000	1,140,000	15,420	1,340,000	1,350,000	19,170	1,590,000	1,600,000	24,520
940,000	948,000	11,970	1,140,000	1,148,000	15,570	1,350,000	1,360,000	19,350	1,600,000	1,610,000	24,750
948,000	956,000	12,110	1,148,000	1,156,000	15,710	1,360,000	1,370,000	19,530	1,610,000	1,620,000	24,970
956,000	964,000	12,250	1,156,000	1,164,000	15,850	1,370,000	1,380,000	19,710	1,620,000	1,630,000	25,200
964,000	972,000	12,400	1,164,000	1,172,000	16,000	1,380,000	1,390,000	19,890	1,630,000	1,640,000	25,420
972,000	980,000	12,540	1,172,000	1,180,000	16,140	1,390,000	1,400,000	20,070	1,640,000	1,650,000	25,650
980,000	988,000	12,690	1,180,000	1,188,000	16,290	1,400,000	1,410,000	20,250	1,650,000	1,660,000	25,870
988,000	996,000	12,830	1,188,000	1,196,000	16,430	1,410,000	1,420,000	20,470	1,660,000	1,670,000	26,100
996,000	1,004,000	12,970	1,196,000	1,204,000	16,570	1,420,000	1,430,000	20,700	1,670,000	1,680,000	26,320
1,004,000	1,012,000	13,120	1,204,000	1,212,000	16,720	1,430,000	1,440,000	20,920	1,680,000	1,690,000	26,550
1,012,000	1,020,000	13,260	1,212,000	1,220,000	16,860	1,440,000	1,450,000	21,150	1,690,000	1,700,000	26,770
1,020,000	1,028,000	13,410	1,220,000	1,228,000	17,010	1,450,000	1,460,000	21,370	1,700,000	1,710,000	27,000

(外) 報 紙

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
1,710,000	1,720,000	27,220	1,960,000	1,970,000	32,350	2,210,000	2,220,000	39,420	2,460,000	2,470,000	46,170
1,720,000	1,730,000	27,480	1,970,000	1,980,000	33,070	2,220,000	2,230,000	39,680	2,470,000	2,480,000	46,440
1,730,000	1,740,000	27,670	1,980,000	1,990,000	33,300	2,230,000	2,240,000	39,960	2,480,000	2,490,000	46,710
1,740,000	1,750,000	27,900	1,990,000	2,000,000	33,520	2,240,000	2,250,000	40,280	2,490,000	2,500,000	46,980
1,750,000	1,760,000	28,120	2,000,000	2,010,000	33,750	2,250,000	2,260,000	40,500	2,500,000	2,510,000	47,250
1,760,000	1,770,000	28,350	2,010,000	2,020,000	34,020	2,260,000	2,270,000	40,770	2,510,000	2,520,000	47,520
1,770,000	1,780,000	28,570	2,020,000	2,030,000	34,290	2,270,000	2,280,000	41,040	2,520,000	2,530,000	47,790
1,780,000	1,790,000	28,800	2,030,000	2,040,000	34,560	2,280,000	2,290,000	41,310	2,530,000	2,540,000	48,060
1,790,000	1,800,000	29,020	2,040,000	2,050,000	34,830	2,290,000	2,300,000	41,580	2,540,000	2,550,000	48,330
1,800,000	1,810,000	29,250	2,050,000	2,060,000	35,100	2,300,000	2,310,000	41,850	2,550,000	2,560,000	48,600
1,810,000	1,820,000	29,470	2,060,000	2,070,000	35,370	2,310,000	2,320,000	42,120	2,560,000	2,570,000	48,870
1,820,000	1,830,000	29,700	2,070,000	2,080,000	35,640	2,320,000	2,330,000	42,390	2,570,000	2,580,000	49,140
1,830,000	1,840,000	29,920	2,080,000	2,090,000	35,910	2,330,000	2,340,000	42,660	2,580,000	2,590,000	49,410
1,840,000	1,850,000	30,150	2,090,000	2,100,000	36,180	2,340,000	2,350,000	42,930	2,590,000	2,600,000	49,680
1,850,000	1,860,000	30,370	2,100,000	2,110,000	36,450	2,350,000	2,360,000	43,200	2,600,000	2,610,000	49,950
1,860,000	1,870,000	30,600	2,110,000	2,120,000	36,720	2,360,000	2,370,000	43,470	2,610,000	2,620,000	50,220
1,870,000	1,880,000	30,820	2,120,000	2,130,000	36,990	2,370,000	2,380,000	43,740	2,620,000	2,630,000	50,490
1,880,000	1,890,000	31,050	2,130,000	2,140,000	37,260	2,380,000	2,390,000	44,010	2,630,000	2,640,000	50,760
1,890,000	1,900,000	31,270	2,140,000	2,150,000	37,530	2,390,000	2,400,000	44,280	2,640,000	2,650,000	51,030
1,900,000	1,910,000	31,500	2,150,000	2,160,000	37,800	2,400,000	2,410,000	44,550	2,650,000	2,660,000	51,300
1,910,000	1,920,000	31,720	2,160,000	2,170,000	38,070	2,410,000	2,420,000	44,820	2,660,000	2,670,000	51,570
1,920,000	1,930,000	31,950	2,170,000	2,180,000	38,340	2,420,000	2,430,000	45,090	2,670,000	2,680,000	51,840
1,930,000	1,940,000	32,170	2,180,000	2,190,000	38,610	2,430,000	2,440,000	45,360	2,680,000	2,690,000	52,110
1,940,000	1,950,000	32,400	2,190,000	2,200,000	38,880	2,440,000	2,450,000	45,630	2,690,000	2,700,000	52,380
1,950,000	1,960,000	32,620	2,200,000	2,210,000	39,150	2,450,000	2,460,000	45,900	2,700,000	2,710,000	52,650

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額									
2,710,000	2,720,000	52,920	2,960,000	2,970,000	59,670	3,210,000	3,220,000	67,360	3,460,000	3,470,000	75,240
2,720,000	2,730,000	53,190	2,970,000	2,980,000	59,940	3,220,000	3,230,000	67,680	3,470,000	3,480,000	75,550
2,730,000	2,740,000	53,460	2,980,000	2,990,000	60,210	3,230,000	3,240,000	67,990	3,480,000	3,490,000	75,870
2,740,000	2,750,000	53,730	2,990,000	3,000,000	60,480	3,240,000	3,250,000	68,310	3,490,000	3,500,000	76,180
2,750,000	2,760,000	54,000	3,000,000	3,010,000	60,750	3,250,000	3,260,000	68,620	3,500,000	3,510,000	76,500
2,760,000	2,770,000	54,270	3,010,000	3,020,000	61,060	3,260,000	3,270,000	68,940	3,510,000	3,520,000	76,810
2,770,000	2,780,000	54,540	3,020,000	3,030,000	61,380	3,270,000	3,280,000	69,250	3,520,000	3,530,000	77,130
2,780,000	2,790,000	54,810	3,030,000	3,040,000	61,690	3,280,000	3,290,000	69,570	3,530,000	3,540,000	77,440
2,790,000	2,800,000	55,080	3,040,000	3,050,000	62,010	3,290,000	3,300,000	69,880	3,540,000	3,550,000	77,760
2,800,000	2,810,000	55,350	3,050,000	3,060,000	62,320	3,300,000	3,310,000	70,200	3,550,000	3,560,000	78,070
2,810,000	2,820,000	55,620	3,060,000	3,070,000	62,640	3,310,000	3,320,000	70,510	3,560,000	3,570,000	78,390
2,820,000	2,830,000	55,890	3,070,000	3,080,000	62,950	3,320,000	3,330,000	70,830	3,570,000	3,580,000	78,700
2,830,000	2,840,000	56,160	3,080,000	3,090,000	63,270	3,330,000	3,340,000	71,140	3,580,000	3,590,000	79,020
2,840,000	2,850,000	56,430	3,090,000	3,100,000	63,580	3,340,000	3,350,000	71,450	3,590,000	3,600,000	79,330
2,850,000	2,860,000	56,700	3,100,000	3,110,000	63,900	3,350,000	3,360,000	71,770	3,600,000	3,610,000	79,650
2,860,000	2,870,000	56,970	3,110,000	3,120,000	64,210	3,360,000	3,370,000	72,990	3,610,000	3,620,000	79,960
2,870,000	2,880,000	57,240	3,120,000	3,130,000	64,530	3,370,000	3,380,000	72,400	3,620,000	3,630,000	80,280
2,880,000	2,890,000	57,510	3,130,000	3,140,000	64,840	3,380,000	3,390,000	72,720	3,630,000	3,640,000	80,590
2,890,000	2,900,000	57,780	3,140,000	3,150,000	65,160	3,390,000	3,400,000	73,030	3,640,000	3,650,000	80,910
2,900,000	2,910,000	58,050	3,150,000	3,160,000	65,470	3,400,000	3,410,000	73,350	3,650,000	3,660,000	81,220
2,910,000	2,920,000	58,320	3,160,000	3,170,000	65,790	3,410,000	3,420,000	73,660	3,660,000	3,670,000	81,540
2,920,000	2,930,000	58,590	3,170,000	3,180,000	66,100	3,420,000	3,430,000	73,980	3,670,000	3,680,000	81,850
2,930,000	2,940,000	58,860	3,180,000	3,190,000	66,420	3,430,000	3,440,000	74,290	3,680,000	3,690,000	82,170
2,940,000	2,950,000	59,130	3,190,000	3,200,000	66,730	3,440,000	3,450,000	74,610	3,690,000	3,700,000	82,480
2,950,000	2,960,000	59,400	3,200,000	3,210,000	67,050	3,450,000	3,460,000	74,920	3,700,000	3,710,000	82,800

官 報 (号 外)

(注) との義において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した金額をいう。

「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の納稅義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額	
以	上	未	満	税	額	以	上
3,710,000	円	3,720,000	円	3,910,000	円	89,410	円
3,720,000		3,730,000		3,920,000		89,730	
3,730,000		3,740,000		3,930,000		90,040	
3,740,000		3,750,000		3,940,000		90,360	
3,750,000		3,760,000		3,950,000		90,670	
3,760,000		3,770,000		3,960,000		90,990	
3,770,000		3,780,000		3,970,000		91,300	
3,780,000		3,790,000		3,980,000		91,620	
3,790,000		3,800,000		3,990,000		91,930	
3,800,000		3,810,000		4,000,000		12,000,000	
3,810,000		3,820,000		4,000,000		20,000,000	
3,820,000		3,830,000		5,000,000		60,000,000	
3,830,000		3,840,000		5,000,000		100,000,000	
3,840,000		3,850,000		5,000,000		100,000,000	
3,850,000		3,860,000		5,000,000		100,000,000	
3,860,000		3,870,000		5,000,000		100,000,000	
3,870,000		3,880,000		5,000,000		100,000,000	
3,880,000		3,890,000		5,000,000		100,000,000	
3,890,000		3,900,000		5,000,000		100,000,000	
3,900,000		3,910,000		5,000,000		100,000,000	
3,910,000		89,100		89,100		89,100	

により、当該市町村又は都道府県の吏員のうちから建築監視員を命じ、前条第七項及び第十項に規定する特定行政庁の権限を行なわせることができる。

(違反建築物の設計者等に対する措置)

第九条の三 特定行政庁は、第九条第一項又は第十項の規定による命令をした場合(建築監視員が同条第十項の規定による命令をした場合を含む。)においては、建設省令で定めるところにより、当該命令に係る建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人(請負工事の下請人を含む。次項において同じ。)又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所その他建設省令で定める事項を、建築士法、建設業法(昭和二十四年法律第二百号)又は宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十六号)の定めるところによりこれらの者を監督する建設大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた場合は、逓減なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による免許又は登録の取消し、業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を同項の規定による通知をした特定行政庁に通知しなければならない。

第十条第一項中「前条」を「第九条」に、「第十一項」を「第十一項から第十四項まで」に改める。

第十二条第一項中「又は建築士に調査させて」を「建築士又は建設大臣が定める資格を有する者に調査させて、」に改め、同条第二項中「建築主事

又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員の検査を受け」を「建築士又は建設大臣が定める資格を有する者の検査を受け、その結果を特定行政庁に報告し」に改め、同項後段を削り、

同条第三項中「又は建築主事」を「建築主事又は建築監視員」に改め、同条第四項中「又は特定行政庁」を「若しくは特定行政庁」に、「吏員は、」を「吏員が」に、「若しくは第十項」を「第十項若しくは第十三項」に、「又は前条第一項」を「若しくは第十九項」に改め、同項を同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項ただし書中「適当な換気装置があつて衛生上支障がない」を政令で定める技

術的基準に従つて換気設備を設けた」に改め、同

項の次に次の一項を加える。

3 別表第一(い欄)項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は建築物の調理室、浴室その他之でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの(政令で定めるものを除く。)には、政令で定める技術的基準に従つて、換気設備を設けなければならない。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(長屋又は共同住宅の各戸の界壁)

第三十三条の二 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、政令で定める技術的基準に従つて、(音響上)有効な構造としなければならない。

第三十四条に次の二条を加える。

2 高さ三十一メートルをこえる建築物(政令で定めるものを除く。)には、非常用の昇降機を設けなければならない。

第三十五条中「第二十八条第一項ただし書に規定する居室」を「政令で定める窓その他の開口部を有しない居室」に改め、「消火設備」の下に「排煙設備、非常用の照明装置及び進入口」を加える。

第三十五条の二中「高さ三十一メートルをこえ

る建築物又は第二十八条第一項ただし書に規定す

る居室」を「階数が三以上である建築物、政令で定

める窓その他の開口部を有しない居室を有する建

築物、延べ面積が千平方メートルをこえる建築物

又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、

建筑物に改め、「その他の建築物にあつては十

分の一以上」を削り、同項ただし書中「映画館の客

席、」を削り、「行う」を「行なう」に改め、同条第

三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第

四項とし、同条第二項ただし書中「適当な換気裝

置があつて衛生上支障がない」を政令で定める技

術的基準に従つて換気設備を設けた」に改め、同

項の次に次の二条を加える。

3 别表第一(い欄)項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は建築物の調理室、浴室その他之でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたものに改める。

第三十五条の三中「第二十八条第一項ただし書に規定する居室で同項本文の規定に適合しないも

の」を「政令で定める窓その他の開口部を有しない

居室」に改める。

第三十七条中「及び主要構造部」を「主要構造

部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政

令で定める部分」に改め、「日本工業規格」の下に

「又は日本農林規格」を加える。

第三十二条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第三十三条第二項中「第三十五条に規定する建

築物又は自動車車庫若しくは自動車修理工場」を

「特殊建築物、階数が二三以上である建築物、政令

で定める窓その他の開口部を有しない居室を有す

る建築物又は自動車車庫若しくは自動車修理工場」に「因り

る」を「より」に改める。

第三十四条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第三十五条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第三十六条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第三十七条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第三十八条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第三十九条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第四十条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第四十一条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第四十二条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第四十三条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第四十四条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第四十五条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第四十六条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第四十七条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第四十八条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第四十九条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第五十条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第五十一条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第五十二条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第五十三条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第五十四条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第五十五条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第五十六条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第五十七条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第五十八条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第五十九条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第六十条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第六十一条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第六十二条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第六十三条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第六十四条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第六十五条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第六十六条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第六十七条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第六十八条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第六十九条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第七十条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第七十一条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第七十二条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第七十三条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第七十四条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第七十五条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第七十六条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第七十七条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第七十八条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第七十九条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第八十条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第八十一条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第八十二条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第八十三条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第八十四条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第八十五条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第八十六条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第八十七条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第八十八条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第八十九条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第九十条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第九十一条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第九十二条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第九十三条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第九十四条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第九十五条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第九十六条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第九十七条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第九十八条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第九十九条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百一条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百二条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百三条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百四条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百五条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百六条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百七条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百八条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百九条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百十条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百一十条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百一十一条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百一十二条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百一十三条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

第一百一十四条第一項第五号中「道」を「政令で定め

る基準に適合する道」に改める。

(4)項に掲げる建築物は、建築してはならない。

ただし、特定行政庁が中高層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

3 住居地域内においては、別表第二(4)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が住居の環境を害するおそれないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

4 近隣商業地域内においては、別表第二(4)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行なうことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

5 商業地域内においては、別表第二(4)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

6 準工業地域内においては、別表第二(4)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

7 工業地域内においては、別表第二(4)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

8 工業専用地域内においては、別表第二(4)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

官報(号外)

9 特定行政庁は、第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書又は前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による聴聞を行なう場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに聴聞の期日及び場所を期日の三日前までに公告しなければならない。

10 特定行政庁は、前項の規定による聴聞を行なう場合においては、その許可しようとする建築物を有する者の出頭を求めて公開による聴聞を行なう場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに聴聞の期日及び場所を期日の三日前までに公告しなければならない。

第四十九条から第五十一条までを削る。

第五十二条第一項中「第四十九条第一項から第四項まで及び第五十条の規定を「前条第一項から第八項まで」に「除く外」を「除くほか」に改め、同条第二項中「第四十九条第一項から第四項まで又は第五十条」を「前条第一項から第八項まで」に改め、同条を第四十九条とする。

第五十三条中「住居地域」を「第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域に、「若しくは工業地域」を「工業地域若しくは工業専用地域」に改め、「第五十五条第一項において」といふ。第五十一条を第五十一条とする。

第五十三条中「住居地域」を「第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域に、「若しくは工業地域」を「工業地域若しくは工業専用地域」に改め、同条第二項中「第四十九条第一項から第八項まで」に「除く」を削り、同条を第五十条とし、第五十四条を第五十一条とする。

第三章第四節中第五十五条の前に次の三条を加える。

(延べ面積の敷地面積に対する割合)

第五十二条 建築物の延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下この節において同じ。)の敷地面積に対する割合は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる数値をこえてはならない。

一 第一種住居専用地域内の建築物 十分の三、十分の四、十分の五又は十分の六のうち当該地域

二 第二種住居専用地域、住居地域、十分の六

準工業地域、工業地域又は工業専用地域

の数値に十分の六を乗じたもの以下でなければならぬ。

一 第一種住居専用地域内の建築物 十分の五、十分の六、十分の八、十分の十、十分の十五又は十分の二十、十分の三十又は十分の四十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

二 第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域内の建築物 十分の二十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

三 商業地域内の建築物 十分の四十、十分の五十、十分の六十、十分の七十、十分の八十、十分の九十又は十分の百のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

四 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の四十、十分の四十、十分の六十、十分の七十、十分の八十、十分の九十又は十分の百のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

五 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の四十、十分の五十、十分の六十、十分の七十、十分の八十、十分の九十又は十分の百のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

六 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の四十、十分の五十、十分の六十、十分の七十、十分の八十、十分の九十又は十分の百のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

七 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の四十、十分の五十、十分の六十、十分の七十、十分の八十、十分の九十又は十分の百のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

八 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の四十、十分の五十、十分の六十、十分の七十、十分の八十、十分の九十又は十分の百のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

九 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の四十、十分の五十、十分の六十、十分の七十、十分の八十、十分の九十又は十分の百のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物

二 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物

三 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつて、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物

四 第四十四条第二項の規定は、前二項の規定による許可をする場合に準用する。

(建築面積の敷地面積に対する割合)

第五十三条 建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計。第五十九条第一項を除き、以下この節において同じ。)の敷地面積に対する割合は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に

五 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の三、十分の四、十分の五又は十分の六のうち当該地域

六 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の六

七 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の六

八 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の六

九 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の六

一 第一種住居専用地域内の建築物 十分の三、十分の四、十分の五又は十分の六のうち当該地域

二 第二種住居専用地域、住居地域、十分の六

準工業地域、工業地域又は工業専用地域 十分の六

別表第一の項を同表(イ)項とし、同表(イ)項第一号中「(イ)項」を「(イ)項」に改め、同項を同表(イ)項とし、同項の前に次のように加える。

近隣商業地域内に建築してはならない建築物	一 (イ)項に掲げるもの 二 劇場、映画館、演芸場又は錠覧場 三 待合、料理店、キャバレー、舞踏場その他これらに類するもの 四 個室付浴場業に係る公衆浴場
号中(イ)の次に次のように加える。 別表第二の項第一号中「(イ)項及び(イ)項」を「(イ)項」に改め、同項第三号(イ)中「印刷」を削り、同項第六号とし、同項を同表(イ)項とし、同項の前に次のように加える。	五 合成樹脂の射出成形加工 六 出力の合計が十キロワットをこえる原動機を使用する金屬の切削 七 原動機の出力の合計が一・五キロワットをこえる空気圧縮機を使用する作業 八 印刷機を使用する印刷

別表第二の項第一号中「(イ)項及び(イ)項」を「(イ)項」に改め、同項第六号とし、同項を同表(イ)項とし、同項の前に次のように加える。

(イ)	一 住宅 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 学校（大学、高等専門学校及び各種学校を除く。）、図書館その他のこれらに類するもの 五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 六 施設院、託児所その他これらに類するもの 七 公衆浴場（風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四条の四第一項の個室付浴場業（以下この表において「個室付浴場業」といふ。）に係るもの）に係るものを除く。） 八 診療所 九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 十 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。） 十一 第二種住居専用地域内に建築してはならない建築物 一二 ポーリング場、スケート場又は水泳場 三四 まあじやん屋、ぱらんこ屋、射的場その他これらに類するもの 五六 ホテル又は旅館 七八 政令で定める規模の畜舎
-----	--

別表第二に次のように加える。

工業地域内に建築してはならない建築物	一 ホテル又は旅館 二 待合、料理店、キャバレー、舞踏場その他これらに類するもの 三 個室付浴場業に係る公衆浴場 四 劇場、映画館、演芸場又は錠覧場 五 学校 六 病院
--------------------	---

工業専用地域内に建築してはならない建築物	一 (イ)項に掲げるもの 二 住宅 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 物品販売業を営む店舗又は飲食店 五 図書館、博物館その他これらに類するもの 六 ボーリング場、スケート場又は水泳場 七 まあじやん屋、ぱらんこ屋、射的場その他これらに類するもの
----------------------	---

別表第三、別表第四及び別表第五を削る。

附則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

政府は、建築基準法の規定による工事の施工の停止命令等の履行を確保するための措置について検討を加えるものとする。

(地方自治法の一部改正)

地方政府は、建築基準法の規定による工事の施工の停止命令等の履行を確保するための措置について検討を加えるものとする。

(都市計画法の一部改正)

この法律は、公布の日から起算して一年を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都市計画法の一部改正)

この法律は、公布の日から起算して一年を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都市計画法の一部改正)

この法律は、公布の日から起算して一年を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

この法律は、公布の日から起算して一年を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都市計画法の一部改正)

部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「第四十九条の規定並びに都市計画法第八条第一項第二号の地域地区に關する都市計画に係る同法の規定及び建築基準法第五十条」を「第四十八条及び第四十九条」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第六 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十号中「住居地域」を「第一種住居専用地域、第二種住居専用地域又は住居地域」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第七 土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第二項中「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

(駐車場法の一部改正)

第八 駐車場法（昭和三十一年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「商業地域（以下「商業地域」という。）内」の下に「若しくは同号の近隣商業地域

同法第五十二条及び第五十三条の規定に基づく条例の規定の準用に関する部分に限る。)、第九十九条第一項(同法第四十九条第一項から第四項まで、第五十条、第五十五条第一項、第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条第一項並びに第五十九条の二第一項及び第四項の規定に関する部分に限る。)及び第一百二条(同法第五十二条第一項及び第五十三条(同法第八十七条第一項二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく条例に関する部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

この法律の施行の際現に改正前の都市計画法第二章の規定による都市計画において定められている用途地域、住居専用地区若しくは工業専用地区又は空地地区若しくは容積地区に関する規定は、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次各号に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

一 屋外広告物法

二 港湾法

三 土地収用法

四 駐車場法

五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律

六 新住宅市街地開発法

七 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律

八 流通業務市街地の整備に関する法律

九 都市計画法

18 都市計画法施行法(昭和四十三年法律第一百一号)

号) 第七条第一項の規定によりなお從前の例によるものとされる住宅地造成事業に関しては、

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第二百六十号)第八条第一項第二号中「工業地城」とあるのは、「工業地域又は工業専用地域」とする。ただし、この法律の施行の際現に改正前の都市計画法第二章の規定による都市計画に

同法第五十二条及び第五十三条の規定に基づく条例の規定の準用に関する部分に限る。)、第九十九条第一項(同法第四十九条第一項から第四項まで、第五十条、第五十五条第一項、第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条第一項並びに第五十九条の二第一項及び第四項の規定に関する部分に限る。)及び第一百二条(同法第五十二条第一項及び第五十三条(同法第八十七条第一項二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく条例に関する部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

この法律の施行の際現に改正前の都市計画法第二章の規定による都市計画において定められている用途地域、住居専用地区若しくは工業専用地区又は空地地区若しくは容積地区に関する規定は、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次各号に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

一 屋外広告物法

二 港湾法

三 土地収用法

四 駐車場法

五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律

六 新住宅市街地開発法

七 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律

八 流通業務市街地の整備に関する法律

九 都市計画法

18 都市計画法施行法(昭和四十三年法律第一百一号)

号) 第七条第一項の規定によりなお從前の例によるものとされる住宅地造成事業に関しては、

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第二百六十号)第八条第一項第二号中「工業地城」とあるのは、「工業地域又は工業専用地域」とする。ただし、この法律の施行の際現に改正前の都市計画法第二章の規定による都市計画に

おいて定められている工業地域に関する部分に限る。)、この限りでない。前項に規定する日までの間は、この限りでない。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。附則第十六項に規定する都市計画区域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分について、同項に規定する日までの間にした行為に対する同日後における罰則の適用についても、同様とする。

〔大和与一君登壇、拍手〕

○大和与一君 ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

本案は、最近の経済成長に伴う都市構造の変化に対処するため、都市計画と一体の関係にある建築物の集団規制と建築基準行政の執行体制について改訂を行なうとするものであります。それぞれの地域における規制の基準を整備すること。

第一は、都市における建築物の用途の純化をはかるため、用途地域を八種類に改めるとともに、おもな内容は次のとおりであります。

第二は、土地の高度利用を促進するため、建築物の高さの制限を原則として廃止し、容積率による制限を採用するとともに、良好な居住環境を確保するため、住居専用地域について新たに北側斜線制限を設けること。

第三は、建築物についての防災対策を推進するため、建築物の内装制限を強化するとともに、新たに排煙設備等の設置基準を設けること。

第四は、建築基準行政の適正な執行を確保するため、人口二十五万以上の市に建築主事の設置義務づけるとともに、違反建築取り締まりのため建築監視員の制度を設けるなど、法の執行体制を整備することです。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月一日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田 中

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第十九条の二の規定は、昭和四十五年度から適用する。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に

掲載〕

物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月十日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田 中

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第十九条の二の規定は、昭和四十五年度から適用する。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に

掲載〕

附則第四条第三項に規定する物品	昭和四三年四月一日から昭和四年五月一日まで	昭和四五年五月一日から昭和六年三月三一日まで
附則第三条第一号に掲げる物品	昭和四六年四月一日	一〇〇個

附則第十一条第一項の表中附則第三条第一号に掲げる物品の項を次のように改める。	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
附則第三条第一号に掲げる物品	昭和四六年四月一日	一〇〇個	五%

附則第四条に規定する法律の一部改正	昭和四五年五月一日	一〇〇個	五%
附則第四条に規定する法律の一部改正	昭和四六年四月一日	一〇〇個	五%

2 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに課されるべき物品税の税率は、新別表の定めにかわらず、それぞれ次の表の税率欄に掲げる税率とする。

物 品 名	期	間	稅 率
前条各号に掲げる物	昭和四五年五月一日から昭和四六年三月三一日まで		五%
前項第一号、第二号及び第四号に掲げる物品	昭和四六年四月一日から昭和四七年三月三一日まで		一〇%
	昭和四五年五月一日から昭和四六年三月三一日まで		一〇%

附則第五条中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

附則第六条第一項中「準用する場合を含む」の下に「第三項において同じ」を加え、「次条」を

規定する物品の項を次のように改める。

附則第四条第一項に掲げる物品	適用日から昭和四五年四月三〇日まで	昭和四五年五月一日	一五%

附則第十一条第一項中「以外の場所」の下に「（第八項の規定により製造場とみなされる場所を含む。）」を加え、「当該物品については」を「当該物品（同項の確認を受けた所持するものを除く。）については」に改め、同項の表中「受像機をいい、附則第三条第一号に掲げるものを除く。次条第

2 附則第五条に規定する物品のうち、前項各号に掲げるもので施行日から昭和四十六年三月三十一日までの間に購入され、又は引き取られたものについて、同年四月一日以後に当該各号に掲げる法律に該当することとなつた場合に当該物品に係る物品税の課税標準は、物品税法第十九条及び第十三条の規定により計算した金額とする。

附則第七条に次の二項を加える。

3 前条に規定する物品のうち施行日から昭和四十六年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出されるもので、物品税法第十七条第三項又は租税特別措置法第八十八条の二第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る期限が同年四月一日以後に到来するものに限る。）について、当該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合及び前条に規定する物品のうち、前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて施行日から同年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、同年四月一日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の課税標準は、物品税法第十二条及び第十三条の規定により計算した金額とする。

附則第三条第一項第一号に掲げる物品		附則第三条第二号に掲げる物品		附則第三条第一号で新別表に掲げる物品		二種第一〇号に掲げる物品に該当するもの		二種第一〇号に掲げる物品で、新別表に掲げる物品に該当するもの	
適用日から昭和四六年三月三一日まで	昭和四六年四月一日	昭和四五年五月一日から昭和四六年三月三一日まで	昭和四七年四月一日	昭和四五年五月一日から昭和四六年三月三一日まで	昭和四七年三月三一日から昭和四八年四月一日	昭和四五年五月一日から昭和四六年三月三一日まで	昭和四七年三月三一日から昭和四八年四月一日	昭和四五年五月一日から昭和四六年三月三一日まで	昭和四七年三月三一日から昭和四八年四月一日
一五%	一〇%	一五%	一〇%	一五%	一〇%	一五%	一〇%	一五%	一〇%

七

二項第二号において同じ。」を「受像機をいう。以下この表及び次表第二項第二号において同じ。」で附則第三条第一号に掲げる物品以外のものに改め、同表中附則第四条第一号に掲げる物品の項を次のよう改める。

附則第四条第一項第一号に掲げる る物品	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
附則第三条第一号に掲げる物品	昭和四五五年五月一日	一〇〇個	五%
附則第三条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号1に掲げる物品に該当するもの	昭和四五五年五月一日	二〇〇個	二〇%
附則第三条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号2に掲げる物品に該当するもの	昭和四五五年五月一日	一一〇個	一五%
附則第三条第一号に掲げる物品	昭和四五五年五月一日	一一〇個	一五%

卷

七

改め、同条第六項中「第二項、第三項」を「第三項、第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項又は」を「第三項又は」に、「第二項の規定に準じ」を「第三項の規定に準じ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 附則第五条に規定する物品のうち次の各号に掲げるものについて昭和四十六年四月一日に前項の規定が適用される場合における当該物品に係る物品税の課税標準は、物品税法第十二条及び第十三条の規定にかかるらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 附則第三条第一号に掲げる物品 その価格に附則第五条に規定する政令で定める金額に相当する金額を加算した金額

二 附則第四条第一項第一号に掲げる物品 その価格に附則第五条に規定する政令で定める金額の二倍に相当する金額を加算した金額

三 前二号に掲げる物品以外のもの 附則第五条に規定する政令で定める金額に相当する金額

附則第十条に次の二項を加える。

8 第二項に規定する者うち、昭和四十五年五月一日に同項の規定に該当する物品で附則第三条各号に掲げるものを所持する者が、政令で定めるところにより、当該物品が輸出する目的その他政令で定める目的に充てるべきものであることにつき当該物品の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長の確認を受けた場合には、当該確認に係る物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなす。当該物品の貯蔵場所を当該物品の製造場所とみなす。

附則第十一条第一項第三号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、同条第二項第二号中「カラーテレビジョン受像機」の下に「で附則第三条第一号に掲げる物品以外のもの」を加え、同項第三号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

附 則
この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

関税定率法等の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月十日

參議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田 中

別表第三九・〇一号中

五 第五九類の注 ¹ に規定する紡織用織維の織物類に塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したもの	三〇%
六 その他のもの	三〇%
(一) フェノール樹脂のもの	三〇%
(二) ポリエスチル樹脂のもの	三〇%
(三) シリコーンのもの	三〇%
四 その他のもの	三〇%
改める。	
五 その他のもの	三〇%
(一) ポリエチレンのもの	三〇%
(二) ふつ素樹脂のもの	三〇%
(三) ポリスチレンのもの	三〇%
四 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	三〇%
A 塩化ビニル樹脂の組物材料(しんにとう)を用いたものに限る。)	三〇%
を	三〇%
に	三〇%
を	三〇%

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「勝賣しているとき」を「勝賣し、又は勝賣するおそれがあると認められるとき」に改める。

第十四条第三号の二中「物品」の下に「及びこれらの機関によつて製作された教育的、科学的又は文化的なフィルム、スライド、録音物その他これらに類する物品」を加え、同条に次の二号を加える。

十七 ニュース映画用のフィルム(撮影済みのものに限る)及びニュース用のテープ(録画済みのものに限る)。ただし、内容を同じくするものについては、そのうちの二本以内に限る。

第十七条第一項第六号の二中「機器」を「物品」に改める。

第十九条第五項中「燃料」の下に「(当該輸出貨物の製造に加熱用として直接使用される蒸気、温水その他これらに類するものを得るために直接使用される燃料を含む。)」を加える。

五 第五九類の注1に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したもの	(イ) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	六 その他のもの	B その他のもの
(ロ) その他のもの	(ロ) その他のもの	(ハ) ポリエチレンのもの	(ハ) アクリル樹脂のもの
(ハ) フッ素樹脂のもの	(ハ) ポリスチレンのもの	(ハ) ポリエチレンのもの	(ハ) その他のもの
(ロ) アクリル樹脂のもの	(ロ) その他のもの	(ロ) ポリエチレンのもの	(ロ) その他のもの
四 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	A 塩化ビニル樹脂の組材料(しんじとうを用いたものに限る。)	三〇% 三〇% 三〇% 三〇%	一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
(内) その他のもの	B その他のもの	三〇% 三〇% 三〇% 三〇%	一一〇% 一一〇% 一一〇% 一一〇%
改め、同表第八〇・〇-1号の税率の欄中「五%」を「無税」に改める。	(関税暫定措置法の一部改正)	二	一
第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のとおりに改正する。	第一条から第七条までの規定中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。	二 原料油(関税法第五十六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税作業により原油等から製造されたものに限る。)当該原料油を原料とする低いおも燃料油の製造	一 原油及び関税定率法別表第二七・一〇号の一の四に掲げる粗油で、政令で定めるもの(次号において「原油等」という。)当該原油等から製造される原料油を原料とする低いおも燃料油の製造(政令で定めるところにより行なわれるものに限る。次号において同じ。)
第二条から第七条までの規定中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。	第七条の八 次の各号に掲げる物品で昭和四十六年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内において税關長の指定する期間内に、税關長の承認を受けた製造工場で当該各号に掲げる低いおも燃料油の製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、当該製造の際に水素添加脱硫装置に投入される原料油(常圧蒸留残油、減圧蒸留出油及びこれらのいずれかに政令で定めるところにより常圧蒸留重質軽油を混合したもの)をいふ。以下この条において同じ。)の数量に一千リットルにつき三百円の割合を乗じて算出した金額に相当する関税を軽減する。		
第七条の二(第一項及び第二項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、同月一日から同月三十日まで)を「昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで」に、「指定期間」を「昭和四十五年度」に改める。	第七条の三及び第七条の四第一項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。	三 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に該当することとなつた者から、当該各号に掲げる物品の数量について第一項の規定により軽減した関税を、直ちに徴収する。この場合においては、第七条第三項の規定を準用する。	二 第一項に規定する期間内に同項各号に掲げる低いおも燃料油の製造を終えなかつたとき(第十一条の規定により税關長の承認を受けた製造工場以外の場所で同項各号に掲げる低いおも燃料油の製造(同項第一号に規定する原料油の製造を含む。)を行ない、又は前項において準用する第七条第五項の規定による届出をしなかつたときを含む。)当該製造を終えず、又は届出をしなかつた物品
第七条の五第一項中「指定期間において税關長」を「昭和四十五年度において税關長」に、「指定期間においてその事業」を「同年度においてその事業」に改める。	二 第一項の規定により税關長の承認を受けた製造工場以外の場所で同項各号に掲げる低いおも燃料油の製造(同項第一号に規定する原料油の製造を含む。)を行ない、又は前項において準用する関税定率法第十三条第四項の規定に違反して当該製造を行なつたとき。当該製造に供した物品	三 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に該当することとなつた者から、当該各号に掲げる物品の数量について第一項の規定により軽減した関税を、直ちに徴収する。この場合においては、第七条第三項の規定を準用する。	一 第一項に規定する期間内に同項各号に掲げる低いおも燃料油の製造を終えなかつたとき(第十一条の規定により税關長の承認を受けた製造工場以外の場所で同項各号に掲げる低いおも燃料油の製造(同項第一号に規定する原料油の製造を含む。)を行ない、又は前項において準用する第七条第五項の規定による届出をしなかつたときを含む。)当該製造を終えず、又は届出をしなかつた物品
第七条の六第一項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「プラストサイシン・エスの製造」の下に「イタコン酸の製造」を加える。	二 昭和四十六年一月一日から同年三月三十一日(関税定率法別表第一〇・〇五号に掲げるところによれば、昭和四十八年三月三十一日)まで別表の税率の欄の下欄	二 第一項の規定により税關長の承認を受けた製造工場以外の場所で同項各号に掲げる低いおも燃料油の製造(同項第一号に規定する原料油の製造を含む。)を行ない、又は前項において準用する関税定率法第十三条第四項の規定に違反して当該製造を行なつたとき。当該製造に供した物品	二 第一項第一号中「昭和四十四年四月一日」を「昭和四十五年五月一日」に改め、同項第一号を次のように改める。
第七条の七中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、同条の表第八四・六二号の二の項の次に次のように加える。	二 昭和四十六年一月一日から同年三月三十一日(関税定率法別表第一〇・〇五号に掲げるところによれば、昭和四十八年三月三十一日)まで別表の税率の欄の下欄	二 第一項第一号中「昭和四十四年四月一日」を「昭和四十五年五月一日」に改め、同項第一号を次のように改める。	二 第一項第一号中「昭和四十四年四月一日」を「昭和四十五年五月一日」に改め、同項第一号を次のように改める。
第八五・一五号の二 テレビジョン受像機(シャシを含む。)	二 第一項第一号中「昭和四十四年四月一日」を「昭和四十五年五月一日」に改め、同項第一号を次のように改める。	二 第一項第一号中「昭和四十四年四月一日」を「昭和四十五年五月一日」に改め、同項第一号を次のように改める。	二 第一項第一号中「昭和四十四年四月一日」を「昭和四十五年五月一日」に改め、同項第一号を次のように改める。
第七条の七の表第八五・二一号の二の項製品の欄中「及びシリコンダイオード」を「シリコンダイオード及び半導体集積回路」に改め、同表第八五・二一号の三の項の次に次のように加える。	二 第一項第一号中「若しくは第七条の三の規定により関税の免除を受け、若しくは第七条の六第一項」を	二 第一項第一号中「若しくは第七条の三の規定により関税の免除を受け、若しくは第七条の六第一項」を	二 第一項第一号中「若しくは第七条の三の規定により関税の免除を受け、若しくは第七条の六第一項」を

第七条の七の次に次の二条を加える。
 (低いおも燃料油製造用原油等の減税)
 第七条の八 次の各号に掲げる物品で昭和四十六年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内において税關長の指定する期間内に、税關長の承認を受けた製造工場で当該各号に掲げる低いおも燃料油の製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、当該製造の際に水素添加脱硫装置に投入される原料油(常圧蒸留残油、減圧蒸留出油及びこれらのいずれかに政令で定めるところにより常圧蒸留重質軽油を混合したもの)をいふ。以下この条において同じ。)の数量に一千リットルにつき三百円の割合を乗じて算出した金額に相当する関税を軽減する。

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のとおりに改正する。

第一条から第七条までの規定中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

第七条の二(第一項及び第二項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、同月一日から同月三十日まで)を「昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで」に、「指定期間」を「昭和四十五年度」に改める。

第七条の三及び第七条の四第一項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「指定期間において税關長」を「昭和四十五年度において税關長」に、「指定期間においてその事業」を「同年度においてその事業」に改める。

第七条の六第一項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「プラストサイシン・エスの製造」の下に「イタコン酸の製造」を加える。

第七条の七中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、同条の表第八四・六二号の二の項の次に次のように加える。

第八五・一五号の二 テレビジョン受像機(シャシを含む。)

第七条の七の表第八五・二一号の二の項製品の欄中「及びシリコンダイオード」を「シリコンダイオード及び半導体集積回路」に改め、同表第八五・二一号の三の項の次に次のように加える。

第九条中「若しくは第七条の三の規定により関税の免除を受け、若しくは第七条の六第一項」を

「第七条の三、第七条の六第一項若しくは第七条の八第一項」に、「第七条第一項の規定により関税の免除を受け、又は第七条の六第一項の規定により関税の軽減若しくは」を「第七条第一項、第七条の六第一項又は第七条の八第一項の規定により関税の軽減又は」に、「免除若しくは軽減」を「軽減若しくは免除」に改める。

第十条第一号中「又は第七条の三の規定により関税の免除を受けた物品については、その」を「、第七条の三、第七条の六第一項又は第七条の八第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、その軽減又は」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第十一条第一項中「若しくは第七条の三の規定により関税を」を「、第七条の三、第七条の六第一項若しくは第七条の八第一項の規定により関税を軽減し、若しくは」に改め、「、第七条の六第一項の規定により関税を軽減し、若しくは免除した場合」を削る。

別表

別表の番号	品名	関税税率法		税率
		昭和四五年以前	昭和四六年以後	
○一・〇二	家きん(鶏、あひる、がちょよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きていないものに限る。)及びその食用のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くず肉にあつては、肝臓を除く。)のうち	一七%	一六%	一〇・五%
○一・〇四	七面鳥(羽毛、内臓、頭又は脚がついているかどうかを問わないものとし、断片にしたものと除く。)その他の肉及び食用のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	一七%	一六%	一〇・五%
○一・〇六	肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。)	七%	六%	一〇・五%
○一・〇一	二 その他もの くらげ又はうに(卵を含むが)のもの 魚(生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	一〇%	一〇%	一〇・五%
○一・〇一	一 飼育用のもの 二 その他のもの D その他のもの	七%	六%	一〇・五%
○一・〇一	B その他もの 魚(塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限る。)	七%	六%	一〇・五%
○一・〇一	一 魚卵のうち にじん(クルペア属の魚)又はたら(ガドウス属、テラグラ属及びメルルシウス)	七%	六%	一〇・五%
○一・〇一	一 甲殻類及び軟体動物(殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。)並びに単に水煮した殻付きの甲殻類	一七%	一六%	一〇・五%
○一・〇一	一 えび 二 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもののうち (1) 生きているもの (2) その他のもの	一七%	一六%	一〇・五%
○一・〇一	二 その他のもの (1) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもののうち はまぐり (2) その他のもの はまぐり(塩蔵又は塩水づけのものに限る。)	一七%	一六%	一〇・五%
○一・〇一	ミルク及びクリーム(貯蔵に適する処理をし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものに限る。)	七・五%	七・五%	一〇・五%
○一・〇一	二 粉乳(塊状にし又は成型したものを含む。) (1) 砂糖を加えたもの (2) その他のもの	七・五%	七・五%	一〇・五%
○一・〇一	三 脱脂したもの (1) 砂糖を加えてないもの (2) その他のもの バター チーズ及びカード 一 プロセスチーズ	七・五%	七・五%	一〇・五%
○一・〇一	二 その他もののうち 政令で定める日から昭和四六年三月三一日までに輸入されるもので、当該期間における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量の範囲において、国内生産見込数量、国際市況その他の条件を勘査して政令で定める数量以内のもの(プロセスチーズの原料として使用さ	三五%	三五%	一〇・五%

○五・一四	アンバークリス、海藻香、シベット、じや香及び カンタリス、胆汁（乾燥したものであるかどうか を問わない）並びに医療用品の調製に用いる動物 性生産品で生鮮のもの又は冷蔵、冷冻その他の方 法により一時的に保存したもの
○五・一五	三 その他のもの
○七・〇三	動物性生産品（他の号に該当するものを除く）及 び第一類又は第三類の動物の生きていらないもので 食用に適しないもの
○七・〇五	七 その他のもの
○八・〇一	野菜（塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一 時的に貯蔵したものに限るものとし、そのまま食 用に供するために特に調製したものを除く。）のう ち 一 あずき 二 そら豆及びえんどう
四 その他のもの	なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブランジ ルナット、カシュー・ナット、バイナップル、アボ カドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（生 鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてある かどうかを問わない。） 一 バナナ
三 なつめやしの実のうち	（一）生鮮のもの （二）干しバナナ
乾燥のもの	（1） 課税価格が一キログラムにつき二 五円をこえるもの （2） その他のもの
四 その他のものうち	（一） カシュー・ナット以外のもの （二） 生鮮又は乾燥のものに限る。
○八・〇四	

一〇%	七%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
一四%	一一%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%

一〇%	六〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
一四%	一一%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
一四%	一一%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
一四%	一一%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
一四%	一一%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%

一四%	五%	一四%	一四%	一四%	一四%	一四%	一四%
一一一%							
一一一%							
一一一%							
一一一%							

(ii) 課税価格が一キログラムにつき三〇円 をこえるもの	一〇・〇六 米 豆(第〇七・〇五号に該当するものに限る。)の粉 麦芽(いつてあるかどうかを問わない。)の粉 泥炭でくん蒸したもの 採油用に適する種及び果実(割つてあるかどうか を問わない。)	九% 七% 六% 六%
(i) 課税価格が一キログラムにつき二〇円 をこえるもの	一〇・〇七 米 豆(第〇七・〇五号に該当するものに限る。)の粉 麦芽(いつてあるかどうかを問わない。)の粉 泥炭でくん蒸したもの 採油用に適する種及び果実(割つてあるかどうか を問わない。)	一〇% 九% 七% 七%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき一〇円 をこえるもの	一〇・〇八 落花生 サフラワーの種 菜種及びからし菜の種	一〇% 七% 六% 六%
(i) 課税価格が一キログラムにつき一〇円 をこえるもの	一一・〇八 ローカストビーン(生鮮又は乾燥のもので、碎 き、粉状にしたるものとし、全形のもの又は切 り、砕き、ひき若しくは粉状にしたもので、生鮮 又は乾燥のものに限る。) その他(その他のものうち)	一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき一〇円 をこえるもの	一二・〇一 セラック、シードラック、スチックラックその他 のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及 びバルサム セラックその他の精製ラック	一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
(iii) 課税価格が一キログラムにつき一〇円 をこえるもの	一三・〇一 セラック、シードラック、スチックラックその他 のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及 びバルサム セラックその他の精製ラック	一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
(iv) 課税価格が一キログラムにつき一〇円 をこえるもの	一四・〇一 セラック、シードラック、スチックラックその他 のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及 びバルサム セラックその他の精製ラック	一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
(v) 課税価格が一キログラムにつき一〇円 をこえるもの	一五・〇一 セラック、シードラック、スチックラックその他 のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及 びバルサム セラックその他の精製ラック	一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
(vi) 課税価格が一キログラムにつき一〇円 をこえるもの	一六・〇一 セラック、シードラック、スチックラックその他 のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及 びバルサム セラックその他の精製ラック	一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
(vii) 課税価格が一キログラムにつき一〇円 をこえるもの	一七・〇一 セラック、シードラック、スチックラックその他 のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及 びバルサム セラックその他の精製ラック	一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
(viii) 課税価格が一キログラムにつき一〇円 をこえるもの	一八・〇一 セラック、シードラック、スチックラックその他 のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及 びバルサム セラックその他の精製ラック	一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
(ix) 課税価格が一キログラムにつき一〇円 をこえるもの	一九・〇一 セラック、シードラック、スチックラックその他 のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及 びバルサム セラックその他の精製ラック	一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
(x) 課税価格が一キログラムにつき一〇円 をこえるもの	二〇・〇一 セラック、シードラック、スチックラックその他 のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及 びバルサム セラックその他の精製ラック	一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
(xi) 課税価格が一キログラムにつき一〇円 をこえるもの	二一・〇一 セラック、シードラック、スチックラックその他 のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及 びバルサム セラックその他の精製ラック	一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
(xii) 課税価格が一キログラムにつき一〇円 をこえるもの	二二・〇一 セラック、シードラック、スチックラックその他 のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及 びバルサム セラックその他の精製ラック	一〇% 一〇% 一〇% 一〇%

一四・〇一	穀物のわらで清淨にし、漂白し又は染色したも の、オージア、あし、いぐさ、とう、竹、ラフィ ア、ライム樹皮その他主として組物に用いる植物 性材料	葛芋	八・八%
一四・〇五	植物性生産品(他の号に該当するものを除く。)	海草(乾燥したもの)	八・四%
二	(1) その他のものうち ア、アマノリ属、アオノリ属、ヒトエグサ 属、ところこんぶ属、こんぶ属及びふ のり属以外のもの	アマノリ属、アオノリ属、ヒトエグサ 属、ところこんぶ属、こんぶ属及びふ のり属以外のもの	九・六%
四	その他のもののうち (1) 防虫薬かす (2) ダマリンドの種 得たもの	ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出によつて 一 豚脂 一 ラード	九・九%
一五・〇一	一五・〇五 ノリンを含む。)	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ラ ードその他のもの)	九・九%
A	酸値が二をこえるもの	二 二% 一キログラム につき二〇銭	九・九%
B	その他のもの	一 一% 一キログラム につき二三円	九・九%
一五・〇七	植物性油脂(精製してあるかどうかを問わない。)	一 一% 一キログラム につき二三円	九・九%
一五・〇八	一 大豆油	一 六% 一キログラム につき二〇銭	九・九%
一五・〇九	二 落花生油	一 七% 一キログラム につき二〇銭	九・九%
一五・一〇	三 菜種油及びからし種油	一 七% 一キログラム につき二〇銭	九・九%
一五・一一	四 ひまわり油	一 一% 一キログラム につき二〇銭	九・九%
五 綿寒油			
一五・一〇			
一五・一六			
一五・一七			
一五・一八			
一五・一九			
一五・二〇			
一五・二一			
一五・二二			
一五・二三			
一五・二四			
一五・二五			
一五・二六			
一五・二七			
一五・二八			
一五・二九			
一五・三〇			
一五・三一			
一五・三二			
一五・三三			
一五・三四			
一五・三五			
一五・三六			
一五・三七			
一五・三八			
一五・三九			
一五・四〇			
一五・四一			
一五・四二			
一五・四三			
一五・四四			
一五・四五			
一五・四五			
一五・四六			
一五・四七			
一五・四八			
一五・四九			
一五・五〇			
一五・五一			
一五・五二			
一五・五三			
一五・五四			
一五・五五			
一五・五六			
一五・五七			
一五・五八			
一五・五九			
一五・六〇			
一五・六一			
一五・六二			
一五・六三			
一五・六四			
一五・六五			
一五・六六			
一五・六七			
一五・六八			
一五・六九			
一五・七〇			
一五・七一			
一五・七二			
一五・七三			
一五・七四			
一五・七五			
一五・七六			
一五・七七			
一五・七八			
一五・七九			
一五・八〇			
一五・八一			
一五・八二			
一五・八三			
一五・八四			
一五・八五			
一五・八六			
一五・八七			
一五・八八			
一五・八九			
一五・九〇			
一五・九一			
一五・九二			
一五・九三			
一五・九四			
一五・九五			
一五・九六			
一五・九七			
一五・九八			
一五・九九			
一五・一〇〇			
一五・一〇一			
一五・一〇二			
一五・一〇三			
一五・一〇四			
一五・一〇五			
一五・一〇六			
一五・一〇七			
一五・一〇八			
一五・一〇九			
一五・一〇一〇			
一五・一〇一一			
一五・一〇一二			
一五・一〇一三			
一五・一〇一四			
一五・一〇一五			
一五・一〇一六			
一五・一〇一七			
一五・一〇一八			
一五・一〇一九			
一五・一〇二〇			
一五・一〇二一			
一五・一〇二二			
一五・一〇二三			
一五・一〇二四			
一五・一〇二五			
一五・一〇二六			
一五・一〇二七			
一五・一〇二八			
一五・一〇二九			
一五・一〇三〇			
一五・一〇三一			
一五・一〇三二			
一五・一〇三三			
一五・一〇三四			
一五・一〇三五			
一五・一〇三六			
一五・一〇三七			
一五・一〇三八			
一五・一〇三九			
一五・一〇四〇			
一五・一〇四一			
一五・一〇四二			
一五・一〇四三			
一五・一〇四四			
一五・一〇四五			
一五・一〇四五			
一五・一〇四六			
一五・一〇四七			
一五・一〇四八			
一五・一〇四九			
一五・一〇五〇			
一五・一〇五一			
一五・一〇五二			
一五・一〇五三			
一五・一〇五四			
一五・一〇五五			
一五・一〇五六			
一五・一〇五七			
一五・一〇五八			
一五・一〇五九			
一五・一〇六〇			
一五・一〇六一			
一五・一〇六二			
一五・一〇六三			
一五・一〇六四			
一五・一〇六五			
一五・一〇六六			
一五・一〇六七			
一五・一〇六八			
一五・一〇六九			
一五・一〇七〇			
一五・一〇七一			
一五・一〇七二			
一五・一〇七三			
一五・一〇七四			
一五・一〇七五			
一五・一〇七六			
一五・一〇七七			
一五・一〇七八			
一五・一〇七九			
一五・一〇八〇			
一五・一〇八一			
一五・一〇八二			
一五・一〇八三			
一五・一〇八四			
一五・一〇八五			
一五・一〇八六			
一五・一〇八七			
一五・一〇八八			
一五・一〇八九			
一五・一〇九〇			
一五・一〇九一			
一五・一〇九二			
一五・一〇九三			
一五・一〇九四			
一五・一〇九五			
一五・一〇九六			
一五・一〇九七			
一五・一〇九八			
一五・一〇九九			
一五・一〇一〇〇			
一五・一〇一〇一			
一五・一〇一〇二			
一五・一〇一〇三			
一五・一〇一〇四			
一五・一〇一〇五			
一五・一〇一〇六			
一五・一〇一〇七			
一五・一〇一〇八			
一五・一〇一〇九			
一五・一〇一〇一〇			
一五・一〇一〇一〇一			
一五・一〇一〇一〇二			
一五・一〇一〇一〇三			
一五・一〇一〇一〇四			
一五・一〇一〇一〇五			
一五・一〇一〇一〇六			
一五・一〇一〇一〇七			
一五・一〇一〇一〇八			
一五・一〇一〇一〇九			
一五・一〇一〇一〇一〇			
一五・一〇一〇一〇一〇一			
一五・一〇一〇一〇一〇二			
一五・一〇一〇一〇一〇三			
一五・一〇一〇一〇一〇四			
一五・一〇一〇一〇一〇五			
一五・一〇一〇一〇一〇六			
一五・一〇一〇一〇一〇七			
一五・一〇一〇一〇一〇八			
一五・一〇一〇一〇一〇九			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇二			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇三			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇四			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇五			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇六			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇七			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇八			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇九			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一五・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一五・一〇一〇一〇一			

ル分が八〇度に満たないものに限る) 及び蒸留酒、リキニールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(いわゆる濃縮エキス)でアルコールを含有するもの

とし、第二六・〇一号に該当する砂状の金属鉱を除く。)
一 けい砂のうち
政令で定める日(①)において「指定日」

昭和四十五年四月十七日 参議院会議録第十二号 日本開発銀行法の一部を改正する法律案外三件

昭和四十五年四月十七日 参議院会議録第十一号 日本開発銀行法の一部を改正する法律案外二件

二 桐のもの	四四・一 木毛及び木粉 二 その他のもの
三 松属、もみ属(カリホルニアレッドファー、 グランードファー、ノーブルファー及びペシ フィックシルバーファーを除く)、とうひ 属(シトカスプルースを除く)又はからま つ属のもの(厚さが一六〇ミリメートル以 下のものに限る。)のうち	四四・一 引拔材、マツチの軸木及びはき物用の木くぎ
四四・二 欧州と/orひのもの	四四・一 木毛及び木粉
四四・三 かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材(寄せ木用又は床板用のプロック、ストリップ又はフリーズで組み立てないものを含む)とし、さらに加工したもの を除く。	四四・一五 かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材(寄せ木用又は床板用のプロック、ストリップ又はフリーズで組み立てないものを含む)とし、さらに加工したもの を除く。
四四・四 二 桐のもの	二 桐のもの
四四・五 合板、ブロックボード、ラミンボード、パウチ ボードその他これらに類する積層木材(ペニヤド パネル及びベニヤドシートを含む)及び象眼し又 は寄せ木した木材のうち	四四・一六 合板(両表面の板が針葉樹材のものに限るものとし、ワニス塗装、プリント、みぞ付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの を除く。)
四四・六 セルラーウッドパネル(卑金属を表面に張つてあるかどうかを問わない。)	四四・一七 木製の家事用具
四四・七 しよく台その他の照明具、第九四類に該当しない 家具並びに手箱、たばこ入れ、盆、果物鉢、置物 その他の装飾的細工品、刃物箱、製図用具の箱、 バイオリンのケースその他これらに類する容器、 通常ボケット若しくはハンドバッグに入れて携帶 し、又は身辺に付けて用いる身辺用品及び身辺 用装飾品並びにこれらの部分品(木製のものに限 る。)	四四・二四
二 その他のもの	

三三% 無稅	三三% 無稅	一一% 一六% 一一% 一四% 一七%	一一% 一五% 一一% 一四% 一七%	一一% 一〇・五% 一一% 一四% 一七%	一一% 一〇・五% 一一% 一四% 一七%
-----------	-----------	---------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

四四・一八	(二) その他のもの 一 かりん、つけ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの 二 その他のもの
四五・〇四	凝集コルク(凝集剤を用いてあるかどうかを問わない)及びその製品
四六・〇二	組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む)並びにびん用のわらびと
四六・〇三	二 その他のもの
四六・〇三	(二) その他のもののうち 莞草製のもの
四六・〇七	かご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品(直接造形したものに限る。)及び第四六・〇一号又は第四六・〇二号に該当する物品の製品並びにへちま製品
四八・〇九	一 人造プラスチック製のもの 手すきの紙及び板紙
四八・〇九	紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの(單にけい線、線又は方眼線を引いたもの及び第四九類に該当する印刷物を除く。)に限る。)
四八・一五	九 その他のもの 建築用ボード(木材パルプその他の植物性纖維から製したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他これらに類する結合剤を用いてあるかどうかを問わない。) その他の紙及び板紙(特定の形状に切つたものに限る。)
一 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限る。)	

Entity Type	Percentage (%)
七·五%	11·1%
一四%	11·1%
一五%	11·1%
一八%	11·1%
二二%	11·1%
一八·八%	11·1%
七%	11·1%
六%	11·1%
九%	11·1%
五%	11·1%
一〇·一%	11·1%
一〇·五%	11·1%

昭和四十五年四月十七日 参議院会議録第十一号 日本開発銀行法の一部を改正する法律案外二件

	(下を含む。)	一 メリヤス編物及びクロセ編物	一六・四%	一五・二%
	(1) 編製のもの	一四%	一四%	一一・八%
	(2) その他のもの	一九%	一九%	一八%
二 その他				
六一・〇一	六一・〇一	六一・〇一	六一・〇一	六一・〇一
	(1) 編製のもの	一六・四%	一五・二%	一一・八%
	(2) その他のもの	一四%	一四%	一一・八%
二 その他				
六一・〇二	六一・〇二	六一・〇二	六一・〇二	六一・〇二
	(1) 編製のもの	一六・四%	一五・二%	一一・八%
	(2) その他のもの	一四%	一四%	一一・八%
二 その他				
六一・〇三	六一・〇三	六一・〇三	六一・〇三	六一・〇三
	(1) 編製のもの	一六・四%	一五・二%	一一・八%
	(2) その他のもの	一九%	一九%	一八%
二 その他				
六一・〇四	六一・〇四	六一・〇四	六一・〇四	六一・〇四
	(1) 編製のもの	一六・四%	一五・二%	一一・八%
	(2) その他のもの	一九%	一九%	一八%
二 その他				
六一・〇五	六一・〇五	六一・〇五	六一・〇五	六一・〇五
	(1) 編製のもの	一六・四%	一五・二%	一一・八%
	(2) その他のもの	一九%	一九%	一八%
二 その他				
六一・〇六	六一・〇六	六一・〇六	六一・〇六	六一・〇六
	(1) 編製のもの	一六・四%	一五・二%	一一・八%
	(2) その他のもの	一四%	一三・二%	一〇・五%
二 その他				
A	A	A	A	A
ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベー	ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベー	ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベー	ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベー	ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベー
ルその他これらに類する物品	ルその他これらに類する物品	ルその他これらに類する物品	ルその他これらに類する物品	ルその他これらに類する物品
二 その他				
六一・〇七	六一・〇七	六一・〇七	六一・〇七	六一・〇七
	(1) 編製のもの	一六・四%	一五・二%	一一・八%
	(2) その他のもの	一四%	一三・二%	一〇・五%
二 その他				
六一・〇八	六一・〇八	六一・〇八	六一・〇八	六一・〇八
	(1) 編製のもの	一六・四%	一五・二%	一一・八%
	(2) その他のもの	一四%	一三・二%	一〇・五%
二 その他				
六一・〇九	六一・〇九	六一・〇九	六一・〇九	六一・〇九
	(1) 編製のもの	一六・四%	一五・二%	一一・八%
	(2) その他のもの	一四%	一三・二%	一〇・五%
二 その他				
六一・一〇	六一・一〇	六一・一〇	六一・一〇	六一・一〇
	(1) 編製のもの	一六・四%	一五・二%	一一・八%
	(2) その他のもの	一四%	一三・二%	一〇・五%
二 その他				
六一・一一	六一・一一	六一・一一	六一・一一	六一・一一
	(1) 編製のもの	一六・四%	一五・二%	一一・八%
	(2) その他のもの	一四%	一三・二%	一〇・五%
二 その他				
六一・一二	六一・一二	六一・一二	六一・一二	六一・一二
	(1) 編製のもの	一六・四%	一五・二%	一一・八%
	(2) その他のもの	一四%	一三・二%	一〇・五%
二 その他				
六一・一三	六一・一三	六一・一三	六一・一三	六一・一三
	(1) 編製のもの	一六・四%	一五・二%	一一・八%
	(2) その他のもの	一四%	一三・二%	一〇・五%
二 その他				
六一・一四	六一・一四	六一・一四	六一・一四	六一・一四
	(1) 編製のもの	一六・四%	一五・二%	一一・八%
	(2) その他のもの	一四%	一三・二%	一〇・五%
二 その他				
六一・一五	六一・一五	六一・一五	六一・一五	六一・一五
	(1) 編製のもの	一六・四%	一五・二%	一一・八%
	(2) その他のもの	一四%	一三・二%	一〇・五%
二 その他				

六八・〇三	(1) 大理石の板（みがいたものに限る。） (2) その他のもの	七・五%	一〇・五%	三・五%	九%	三%
六八・〇一	スレート（加工したものに限る。）及びスレート製品（凝結スレート製品を含む。）	七%	一〇・五%	六%	九%	六%
六八・一四	ブラー用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料（セグメント、ディスク、ワッシャー、ストリップ、板、ロールその他これらに類する物品で、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、織物その他の材料に結合してあるかどうかを問わない。）石その他の鉱物性材料の製品（泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く。）	七%	一〇・五%	六%	九%	三%
六八・一六	耐火レンガ、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用耐火製品（第六九・〇一号に該当するものを除く。）	七%	一〇・五%	六%	九%	六%
六九・一一	磁器（パリアン磁器その他のうわぐりを施してない磁器を含むものとし、食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。）	七%	一〇・五%	六%	九%	九%
六九・一二	小像その他の装飾品及び装身具並びに調度品	一〇・五%	一〇・五%	九%	九%	九%
六九・一三	ガラス製のびん、ジャー、つぼ、チャーブ状容器	一〇・五%	一〇・五%	九%	九%	九%
六九・一四	その他の陶磁器（食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。）	一〇・五%	一〇・五%	九%	九%	九%
七〇・一〇	ガラス製品（通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第七〇・一九号に該当するものを除く。）	一〇・五%	一〇・五%	九%	九%	九%
七〇・一一	(1) コップ類（貴金属又はこれをめつきした金属を用いたものを除く。） (2) 室内装飾用品（貴金属又はこれをめつきした金属を用いたものを除く。） (3) その他のもの	一〇%	一〇%	九%	九%	九%
七〇・一二	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキーホルダー（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒（パロティ）	一四%	一四%	一四%	一四%	一四%
七〇・一二	二 その他のもの	一四%	一四%	一四%	一四%	一四%
七〇・二一	二 その他のガラス製品のうち 石英ガラス製のもの以外のもの	一四%	一四%	一四%	一四%	一四%
七一・〇一	貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通したものを除くとともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したもののを含む。）	一四%	一四%	一四%	一四%	一四%
七一・一二	一 研摩、あなあけその他これらに類する加工をしてないもの 二 その他のもの	一四%	一四%	一四%	一四%	一四%
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。） (1) 銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの (2) その他のもの	一四%	一四%	一四%	一四%	一四%
七一・一四	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限るものとし、第七一・一二号に該当する物品を除く。）	一四%	一四%	一四%	一四%	一四%
七一・一五	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。） 二 その他のもの	一四%	一四%	一四%	一四%	一四%
七一・一六	真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	一四%	一四%	一四%	一四%	一四%
七一・一七	二 その他のもの	一四%	一四%	一四%	一四%	一四%
七一・一八	その他のもの	一四%	一四%	一四%	一四%	一四%

昭和四十五年四月十七日 参議院会議録第一二一号 日本開発銀行法の一部を改正する法律案外二件

七六・〇一	アルミニウムの棒、形材及び帶 一 棒及び形材	二 くす アルミニウムの板及び帶	一一・五%
七六・〇三	より線、ケーブル、ロープ、組ひもその他これらに類する物品（アルミニウム製の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものをお除く。）のうち	一〇・八% その他のアルミニウム製品	一一・五%
七六・一六	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（アルミニウム製のものに限る。）	一四% 鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びくず	一一・五%
七八・〇一	一塊 B 鉛（合金を除く。）のもの	一四% 鉛（銀を除く。）のもの	一一・五%
(1)	課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの	一四% 田以下のもの	一一・五%
(2)	課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの	一四% 田から課税価格を控除した額の半額及び額の半額及び	一一・五%
(3)	課税価格が一キログラムにつき七八円をこえるもの	一四% 田から課税価格を控除した額の半額及び額の半額及び	一一・五%
(i)	昭和四五五年一二月三一日までに輸入されるものの 1 課税価格が一キログラムにつき九八円以下のもの	一四% 一キログラムにつき、九八円から課税価格を控除した額の半額及び	一一・五%
2 課税価格が一キログラムにつき九八円をこえるもの	一四% 無税	一四% 一キログラムにつき、九八円から課税価格を控除した額の半額	一一・五%
七六・一五	鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びくず	一一・五%	一一・五%
七八・〇一	鉛（銀を除く。）のもの	一一・五%	一一・五%
(1)	課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの	一一・五%	一一・五%
(2)	課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの	一一・五%	一一・五%
(3)	課税価格が一キログラムにつき七八円をこえるもの	一一・五%	一一・五%
(i)	昭和四五五年一二月三一日までに輸入されるものの 1 課税価格が一キログラムにつき一〇八円以下のもの	一一・五%	一一・五%
2 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの	一一・五%	一一・五%	一一・五%
七八・〇一	亞鉛の塊及びくず	一一・五%	一一・五%
(1)	亞鉛（合金を除く。）のもの	一一・五%	一一・五%
(2)	課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの	一一・五%	一一・五%
(3)	課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの	一一・五%	一一・五%
(i)	昭和四五五年一二月三一日までに輸入されるものの 1 課税価格が一キログラムにつき一〇八円以下のもの	一一・五%	一一・五%
2 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの	一一・五%	一一・五%	一一・五%
七八・〇一	亞鉛の塊及びくず	一一・五%	一一・五%
(1)	亞鉛（合金を除く。）のもの	一一・五%	一一・五%
(2)	課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの	一一・五%	一一・五%
(3)	課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの	一一・五%	一一・五%
(i)	昭和四五五年一二月三一日までに輸入されるものの 1 課税価格が一キログラムにつき一〇八円以下のもの	一一・五%	一一・五%
2 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの	一一・五%	一一・五%	一一・五%
七八・〇一	亞鉛の塊及びくず	一一・五%	一一・五%
(1)	亞鉛（合金を除く。）のもの	一一・五%	一一・五%
(2)	課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの	一一・五%	一一・五%
(3)	課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの	一一・五%	一一・五%
(i)	昭和四五五年一二月三一日までに輸入されるものの 1 課税価格が一キログラムにつき一〇八円以下のもの	一一・五%	一一・五%
2 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの	一一・五%	一一・五%	一一・五%
七八・〇一	亞鉛の塊及びくず	一一・五%	一一・五%
(1)	亞鉛（合金を除く。）のもの	一一・五%	一一・五%
(2)	課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの	一一・五%	一一・五%
(3)	課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの	一一・五%	一一・五%
(i)	昭和四五五年一二月三一日までに輸入されるものの 1 課税価格が一キログラムにつき一〇八円以下のもの	一一・五%	一一・五%
2 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの	一一・五%	一一・五%	一一・五%

八四・〇六

内燃機関（ピストン式のものに限る。）

(一) 内燃機関

自動車用のもののうち

関税率別表の番号第八七・〇一号

一〇・五%

に掲げるトラクター用のもの

八四・二九

パン用穀物の製粉業用機械及び穀物又は乾燥した豆の加工に使用するその他の機械（農場用のものを除く。）

八四・三四

活字鋳造用又は植字用の機器及びその附属品、印刷用のブロッカ、プレート、シリンドラーの調製又は加工に使用する機械（第八四・四五号、第八四・四六号又は第八四・四七号に該当するものを除く。）活字、紙型、母型、印刷用のブロッカ、プレート及びシリンドラー並びに製版用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロッカ、プレート、シリンドラー及びリソグラフィックストーン

一〇・五%

八四・四〇

二 活字、紙型、母型並びにブロッカ、プレート及びシリンドラー（製版用に調製したものと含む。）

一〇・五%

八四・四五

清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械（洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用纖維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。）、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他床用敷物の製造機械（織物類その他の材料にペーストを被覆するものに限る。）、印刷機（織物類、革、壁紙、包装紙リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地色を印刷するものに限る。）並びにこれに使用するブロッカ、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの

又は金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。）

(一) 工作機械

B 旋盤

八四・四五

一〇・五%

九%

B

ボール盤及び中ぐり盤

一〇・五%

九%

C

ボール盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二〇ミリメートルに満たないものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二〇ミリメートルに満たないものに限る。）のうち

一五%

一五%

E

自動ならい旋盤

一五%

一五%

D

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

A

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

B

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

一五%

一五%

C

横中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち

昭和四十五年四月十七日 参議院会議録第一二一號 日本開発銀行法の一部を改正する法律案外二件

8

数値制御式のもの、平面研削盤(研削
すること)がである長さが三〇〇〇

45

A

(1) 内面研削盤（研削することができる直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。）のうち

(2)

ミラー
一・五平方メートルに満たないものに限る。) 及び、ブラン
下のもののうち加工面積が二本以上のフライス盤(形削り盤)
を含み、フライス軸が二本以下のフライス盤(形削り盤)

6

ならいフライス盤(形彫り盤)を含み、フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならい操作をカム式機構により行なうものを除く。)及び数制御式のもの以外のも

8

数値制御式のもの以外のもの

I

数値制御式のもの以外のもの
その他のもの

ブテノミラー(テーブルの幅が一〇〇ミリメートル以下のものに限る。)のうち

数値制御式のもの以外のもの

—
五
%

一
五
%

10

1

二三

九
卷之三

に限る

(1) 平面研削盤（研削することができる長さが一、〇〇〇ミリメートル以上で三、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。）及び内面研削盤（研削することができる内径が二〇〇ミリメートル以上のものに限る。）

(2) その他のもの

切盤及び歯車仕上機械
車軸ホブ盤（立型のもので、テーブルの直径が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。）のうち

数値制御式のもの以外のもの
の他のもの

フローチ盤（引張力が三〇重量トンに満たないものに限る。）のうち

数値制御式のもの以外のもの

五号から第八四・四七号までに該当す
る機械としてもつぱら使用する部分品及び
工具保持具、ツールホールダー、自動開
閉装置、割出合その他加工機械に用いる物
並びに手工具又は手持工具に用いる
ルダ、

計算機械

会計機、金銭登録機、郵便料金計機、
その他これらに類する計算機構を有す
るものに限る。）のうち

磁気インキ式文字読取機、光学式文字

—
一〇・五%
—
一五%
—
一五%
—
一〇・五%
—
一三・五%

九% 一五% 一五% 一三% 九%

九四・〇三	その他の家具及びその部分品 一 かりん、つば、たがやさん、紅木、したん 又はこくたん(しまこくたんを除く)のもの 二 とく製のもの 三 その他のもの	一一% 一一% 一一%
九四・〇四	寝具及びこれに類する物品(たとえば、マットレス、ふとん、羽根ふとん、クッション、ブフ及びまくら。スプリング付きのもの、なんらかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及び膨張させ、フォーム状にし又はスポンジ状にしたゴム又は人造プラスチックで作ったものに限るものとし、被覆してあるかどうかを問わない)並びにマットレスサポート	一一% 一一% 一一%
九五・〇一	寝具及びこれに類する物品 一 真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品 二 その他のもの	一一% 一一%
九五・〇二	アイボリーリの加工品及び製品 一 ぞうげのもの 二 その他のもの	一一% 一一%
九五・〇三	骨の加工品及び製品 一 角、さんご(凝結したものを含む)その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品 二 その他のもの	一一% 一一%
九五・〇四	コロゾその他植物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品 一 黒玉(鉱物性の黒玉類似品を含む)、こはく(凝結したものを含む)又は海泡石(凝結したものを含む)の加工品及び製品	一一% 一一%
九五・〇五	成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他)の天然のガム若しくは樹脂で作ったものに限る。並びに他の号に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化してないゼラチンの加工品(第三五・〇三号に該当するものを除く)及び使用するブラン(機械の部分品として使用するブランを含む)、ペイントローラー、ス	一一% 一一%
九五・〇六	製品 二 その他のもの	一一%
九五・〇七		
九五・〇八		
九六・〇一		
九六・〇二		
九六・〇三		
九六・〇四		
九六・〇五		
九六・〇六		
九七・〇一		
九七・〇二		
九七・〇三		
九七・〇四		
九七・〇五		
九七・〇六		
九七・〇七		
九七・〇八		
九八・〇一		
九八・〇二		
九八・〇三		
九八・〇四		
九八・〇五		
九八・〇六		
九八・〇七		
九八・〇八		
九九・〇一		
九九・〇二		
九九・〇三		
九九・〇四		
九九・〇五		
九九・〇六		
九九・〇七		
九九・〇八		
九九・〇九		
九九・一〇		
九九・一一		
九九・一二		
九九・一二		
九九・一三		
九九・一四		
九九・一五		
九九・一六		
九九・一七		
九九・一八		
九九・一九		
九九・二〇		
九九・二一		
九九・二二		
九九・二三		
九九・二四		
九九・二五		
九九・二六		
九九・二七		
九九・二八		
九九・二九		
九九・三〇		
九九・三一		
九九・三二		
九九・三三		
九九・三四		
九九・三五		
九九・三六		
九九・三七		
九九・三八		
九九・三九		
九九・四〇		
九九・四一		
九九・四二		
九九・四三		
九九・四四		
九九・四五		
九九・四五		
九九・四六		
九九・四七		
九九・四八		
九九・四九		
九九・五〇		
九九・五一		
九九・五二		
九九・五三		
九九・五四		
九九・五五		
九九・五六		
九九・五六		
九九・五七		
九九・五八		
九九・五九		
九九・六〇		
九九・六一		
九九・六二		
九九・六三		
九九・六四		
九九・六五		
九九・六六		
九九・六七		
九九・六八		
九九・六九		
九九・七〇		
九九・七一		
九九・七二		
九九・七三		
九九・七四		
九九・七五		
九九・七六		
九九・七七		
九九・七八		
九九・七九		
九九・八〇		
九九・八一		
九九・八二		
九九・八三		
九九・八四		
九九・八五		
九九・八六		
九九・八七		
九九・八八		
九九・八九		
九九・九〇		
九九・九一		
九九・九二		
九九・九三		
九九・九四		
九九・九五		
九九・九六		
九九・九七		
九九・九八		
九九・九九		
九九・一〇〇		
九九・一〇一		
九九・一〇二		
九九・一〇三		
九九・一〇四		
九九・一〇五		
九九・一〇六		
九九・一〇七		
九九・一〇八		
九九・一〇九		
九九・一〇一〇		
九九・一〇一一		
九九・一〇一二		
九九・一〇一三		
九九・一〇一四		
九九・一〇一五		
九九・一〇一六		
九九・一〇一七		
九九・一〇一八		
九九・一〇一九		
九九・一〇二〇		
九九・一〇二一		
九九・一〇二二		
九九・一〇二三		
九九・一〇二四		
九九・一〇二五		
九九・一〇二六		
九九・一〇二七		
九九・一〇二八		
九九・一〇二九		
九九・一〇三〇		
九九・一〇三一		
九九・一〇三二		
九九・一〇三三		
九九・一〇三四		
九九・一〇三五		
九九・一〇三六		
九九・一〇三七		
九九・一〇三八		
九九・一〇三九		
九九・一〇四〇		
九九・一〇四一		
九九・一〇四二		
九九・一〇四三		
九九・一〇四四		
九九・一〇四五		
九九・一〇四六		
九九・一〇四七		
九九・一〇四八		
九九・一〇四九		
九九・一〇五〇		
九九・一〇五一		
九九・一〇五二		
九九・一〇五三		
九九・一〇五四		
九九・一〇五五		
九九・一〇五六		
九九・一〇五七		
九九・一〇五八		
九九・一〇五九		
九九・一〇六〇		
九九・一〇六一		
九九・一〇六二		
九九・一〇六三		
九九・一〇六四		
九九・一〇六五		
九九・一〇六六		
九九・一〇六七		
九九・一〇六八		
九九・一〇六九		
九九・一〇七〇		
九九・一〇七一		
九九・一〇七二		
九九・一〇七三		
九九・一〇七四		
九九・一〇七五		
九九・一〇七六		
九九・一〇七七		
九九・一〇七八		
九九・一〇七九		
九九・一〇八〇		
九九・一〇八一		
九九・一〇八二		
九九・一〇八三		
九九・一〇八四		
九九・一〇八五		
九九・一〇八六		
九九・一〇八七		
九九・一〇八八		
九九・一〇八九		
九九・一〇九〇		
九九・一〇九一		
九九・一〇九二		
九九・一〇九三		
九九・一〇九四		
九九・一〇九五		
九九・一〇九六		
九九・一〇九七		
九九・一〇九八		
九九・一〇九九		
九九・一〇一〇〇		
九九・一〇一〇一		
九九・一〇一〇二		
九九・一〇一〇三		
九九・一〇一〇四		
九九・一〇一〇五		
九九・一〇一〇六		
九九・一〇一〇七		
九九・一〇一〇八		
九九・一〇一〇九		
九九・一〇一〇一〇		
九九・一〇一〇一〇一		
九九・一〇一〇一〇二		
九九・一〇一〇一〇三		
九九・一〇一〇一〇四		
九九・一〇一〇一〇五		
九九・一〇一〇一〇六		
九九・一〇一〇一〇七		
九九・一〇一〇一〇八		
九九・一〇一〇一〇九		
九九・一〇一〇一〇一〇		
九九・一〇一〇一〇一〇一		
九九・一〇一〇一〇一〇二		
九九・一〇一〇一〇一〇三		
九九・一〇一〇一〇一〇四		
九九・一〇一〇一〇一〇五		
九九・一〇一〇一〇一〇六		
九九・一〇一〇一〇一〇七		
九九・一〇一〇一〇一〇八		
九九・一〇一〇一〇一〇九		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇二		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇三		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇四		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇五		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇六		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇七		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇八		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇九		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇二		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇三		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇四		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇五		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇六		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇七		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇八		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇九		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八		
九九・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九		</

〔栗原祐幸君登壇、拍手〕

○栗原祐幸君 ただいま議題となりました四法律案について申し上げます。まず、日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、日本開発銀行の借入金等の限度額を、現行の自己資本の五倍から六倍に引き上げよろとります。

次に、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案は、毎会計年度末における造幣局特別会計の補助貨幣回収準備資金の額が補助貨幣発行現在額をこえるときは、それに相当する金額を一般会計の歳入に繰り入れよろとするものであります。

次に、物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案は、トランジスターテレビ受像機ほか四品目の物品税率を、毎年漸進的に引き上げ、本則税率に移行させる等の措置を講じよるとするものであります。

最後に、関税定率法等の一部を改正する法律案は、五百八十一品目の関税率の調整を行なうとともに、脱硫重油製造用の輸入原油に対する減税制度を創設するほか、豚肉の減税制度の弾力化等、関税の減免戻税制度の整備をはかるとするものであります。

委員会における四法律案の質疑の詳細は会議録に譲ります。

木委員会に対し、日本社会党の成瀬委員、公明党の鈴木委員及び日本共产党の渡辺委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

次いで、四法律案を順次採決の結果、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案は全会一致、そのほかの三法律案はそれぞれ多数をもつていはずも原案どおり可決すべきものと決定いたしまし

た。

なお、日本開発銀行法の一部を改正する法律案に対し、沢田委員より、自民、社会、公明、民社の四党共同の附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

まず、日本開発銀行法の一部を改正する法律案及び関税定率法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 溝口正吉君過半数と認めます。よつて、両案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(安井謙君) 次に、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

●副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。
午後七時五十三分散会

出席者は左のとおり。

議員	副議長	議長
原田 立君	重宗 雄三君	安井 謙君
萩原幽香子君	大竹平八郎君	堀本 宜実君
青島 幸男君	鍋島 直紹君	植木 光教君
藤原 房雄君	山下 春江君	青柳 秀夫君
山高しげり君	春江君	前田佳都男君
三木 忠雄君	平島 敏夫君	森 八三一君
沢田 実君	徳永 正利君	木内 四郎君
矢追 秀彦君	西郷吉之助君	新谷寅三郎君
浅井 亨君	山下 春江君	河野 謙三君
松下 正寿君	上原 正吉君	古池 信三君
楠 正俊君	杉原 荒太君	初村瀧一郎君
上林繁次郎君	内田 芳郎君	黒木 利克君
黒柳 明君	井野 碩哉君	土屋 義彦君
片山 武夫君	高田 浩運君	玉置 錦夫君
後藤 多田	大松 博文君	省吾君
高山 山田	小林 國司君	園田 清充君
横山 岩田	山本茂一郎君	中津井 真君
柏原 省吾君	佐田 林田悠紀夫君	鬼丸 勝之君
恒雄君 岩田	鶴一君	大森 久司君
フク君 岩田	和田 玉置	中村喜四郎君
ヤス君 岩田	和郎君	沢田 一精君
白木義一郎君 岩田	源田 丸茂	長谷川 仁君
中村 正雄君 岩田	謙吾君	鹿島 俊雄君
小山邦太郎君 岩田	重貞君	木村 陸男君
植竹 春彦君 岩田	寒君	金丸 富夫君
山崎 竜男君 岩田	志郎君	村上 春藏君
若林 正武君 岩田	茂穂君	江藤 智君
安田 隆明君 岩田	勇君	山本 利壽君
西村 尚治君 岩田	田中 白井	石原幹市郎君
平泉 游君 岩田	吉武 郡政	三木與吉郎君
山内 一郎君 岩田	重政	高橋 利壽君
高橋文五郎君 岩田	祐一君	松平 勇雄君
河口 陽一君 岩田	庸徳君	鹿島守之助君
田村 賢作君 任田 新治君	久彦君	藤田 正明君
近藤英一郎君 上田 哲君	迫水	大倉 精一君
石原慎太郎君 松本 稔君	宮崎 正雄君	龜井 善彰君

四六〇

船田 譲君	吉江 勝保君
大竹平八郎君	堀本 宜実君
鍋島 直紹君	植木 光教君
山下 春江君	青柳 秀夫君
春江君	前田佳都男君
平島 敏夫君	森 八三一君
徳永 正利君	木内 四郎君
西郷吉之助君	新谷寅三郎君
山下 春江君	河野 謙三君
平島 敏夫君	古池 信三君
正吉君	初村瀧一郎君
荒太君	黒木 利克君
芳郎君	土屋 義彦君
浩運君	玉置 錦夫君
大松 博文君	省吾君
小林 國司君	園田 清充君
山本茂一郎君	中津井 真君
佐田 林田悠紀夫君	鬼丸 勝之君
鶴一君	大森 久司君
和田 玉置	中村喜四郎君
和郎君	沢田 一精君
源田 丸茂	長谷川 仁君
謙吾君	鹿島 俊雄君
重貞君	木村 陸男君
寒君	金丸 富夫君
志郎君	村上 春藏君
茂穂君	江藤 智君
勇君	山本 利壽君
田中 白井	石原幹市郎君
吉武 郡政	三木與吉郎君
重政	高橋 利壽君
祐一君	松平 勇雄君
庸徳君	鹿島守之助君
久彦君	藤田 正明君
迫水	大倉 精一君
宮崎 正雄君	龜井 善彰君
久次健太郎君	
上田 哲君	
松本 稔君	
英一郎君	

昭和四十五年四月十七日 参議院会議録第十二号

羽生	三七君	大矢	正君	成瀬	幡治君	木村福八郎君	永岡	中村	横川	松澤	兼人君	光治君	英男君	松永	忠二君	正市君	山本伊三郎君	秀三君	菊雄君	龍彦君	賢治君	參三君	五郎君	須藤	森中	廣瀬	加瀬	古部	秀男君	勇君	久忠君	完君	惠吉君	守義君	久忠君	信一君	西田	西村	佐野	米田	山本	鈴木	川上	小野	大野	長田	栗原	竹田	祐善君	為治君	明君	力君	杉君	柳君	芳雄君	四郎君	裕二君	祐三君
----	-----	----	----	----	-----	--------	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	-----	-----	--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----

安永 熊谷太三郎君
杉原 一郎君
勝治君
水森 三郎君
勝治君
温水 三郎君
英雄君
波勇君
木島 一郎君
義夫君
虎雄君
佐藤 慶吉君
小林 錦木
中村 谷口
中村 谷口
佐藤 一郎君
林 木島
森 元治郎君
斎藤 強君
元治郎君
赤間 武治君
近藤 文三君
大和 信一君
阿具根 与一君
渡辺 昇君
春日 登君
岩間 正男君
前川 旦君
山崎 信一君
大橋 与一君
松井 登君
松本 正男君
野上 賢一君
山上 升君
北村 和孝君
武内 暢君
久保 元君
矢山 五郎君
藤田 有作君
小林 等君
足鹿 進君
田中 武君
加藤 覚君
エ君

獎励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進するものであつて、妥当な措置と認める。
費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

			第十号中正譯
ペシ	段	行	譯
三三	四 から 七	北方 して	正
二	一 かわ り	北上 して	
三七	公約年金	公的年金	

昭和四十五年四月十七日 参議院会議録第十二号

四六一

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可日

定価 一部四十円
(配送料共)
発行所
東京都港区赤坂葵町二番地
郵便番号一〇七
大藏省印刷司
電話 東京 五八二四四一(大)